

水俣市議会会議録

令和4年9月第5回定例会 (9月1日開会)
(9月22日閉会)

水俣市議会

令和4年9月第5回定例会（9月1日招集）会期日程表

（会期 9月1日から9月22日まで22日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	9月1日	木	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	2日	金		休 会	議案調査
3	3日	土			市の休日（土曜日）
4	4日	日			市の休日（日曜日）
5	5日	月			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	6日	火			議案調査
7	7日	水			議案調査
8	8日	木			議案調査
9	9日	金			議案調査
10	10日	土			市の休日（土曜日）
11	11日	日			市の休日（日曜日）
12	12日	月			議案調査
13	13日	火			午前9時30分
14	14日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（平岡朱君、岩阪雅文君）
15	15日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（高岡朱美君、木戸理江君） 議案質疑 委員会付託
16	16日	金	————	委員会	委員会
17	17日	土		休 会	市の休日（土曜日）
18	18日	日			市の休日（日曜日）
19	19日	月			国民の祝日（敬老の日）
20	20日	火	————	委員会	委員会（予備）
21	21日	水	————	休 会	議事整理日
22	22日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

令和4年9月第5回水俣市議会定例会会議録目次

令和4年9月1日（木）　　—— 1日目 ——

出欠席議員	1 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
開　　会	2
開　　議	2
諸般の報告	2
日程第1　会議録署名議員の指名について	3
日程第2　会期の決定について	3
日程第3　議第65号　専決処分の報告及び承認について	
専第13号　令和4年度水俣市一般会計補正予算（第7号）	4
日程第4　議第66号　水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
日程第5　議第67号　水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第6　議第68号　令和4年度水俣市一般会計補正予算（第8号）	8
日程第7　議第69号　令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	10
日程第8　議第70号　令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	11
日程第9　議第71号　令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	11
日程第10　議第72号　令和4年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	12
日程第11　議第73号　工事請負契約の締結について	13
日程第12　議第74号　令和3年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	14
日程第13　議第75号　令和3年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について	20
日程第14　議第76号　令和3年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	24
市長の提案理由説明	30
散　　会	33

令和4年9月13日（火）　　—— 2日目 ——

出欠席議員	2 - 1
-------	-------

事務局職員出席者	2 - 1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2
○谷口明弘君の質問	3
1 水俣市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度について	3
2 医療機器メーカーの子会社による医療機器不正問題について	3
3 小中学校の再編成と義務教育学校について	4
市長の答弁	4
○谷口明弘君の再質問	5
市長の答弁	5
○谷口明弘君の再々質問	6
市長の答弁	6
病院事業管理者の答弁	6
○谷口明弘君の再質問	7
病院事業管理者の答弁	8
○谷口明弘君の再々質問	8
病院事業管理者の答弁	8
教育長の答弁	9
○谷口明弘君の再質問	10
教育長の答弁	11
○谷口明弘君の再々質問	12
教育長の答弁	12
休憩・開議	12
○田口憲雄君の質問	13
1 こども家庭庁の創設に伴う本市の組織体制について	13
(1) いきいき健康課の組織、業務について	
(2) 福祉課の組織、業務について	
(3) 児童生徒に対する相談について	

市長の答弁	2 - 14
教育長の答弁	16
○田口憲雄君の再質問	17
市長の答弁	18
○田口憲雄君の再々質問	19
市長の答弁	20
休憩・開議	21
○田中睦君の質問	21
1 コロナ禍における学校現場の状況について	21
2 新型コロナウイルス感染者の避難所の利用について	22
3 簡易抗原検査について	22
4 森林伐採と洪水防止対策について	22
5 市政情報の発信等について	22
6 学校現場における働き方改革について	23
市長の答弁	23
教育長の答弁	23
○田中睦君の再質問	24
教育長の答弁	25
○田中睦君の発言	26
総務企画部長の答弁	26
○田中睦君の再質問	26
総務企画部長の答弁	26
○田中睦君の発言	26
福祉環境部長の答弁	27
○田中睦君の再質問	27
福祉環境部長の答弁	28
○田中睦君の発言	28
産業建設部長の答弁	28
○田中睦君の再質問	29
産業建設部長の答弁	29
○田中睦君の発言	29
市長の答弁	30

○田中睦君の再質問	2 - 31
市長の答弁	31
○田中睦君の再々質問	32
市長の答弁	32
教育長の答弁	33
○田中睦君の再質問	33
教育長の答弁	34
○田中睦君の再々質問	34
教育長の答弁	34
散 会	35

令和4年9月14日（水）　　—— 3日目 ——

出欠席議員	3 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2
○平岡朱君の質問	2
1 経済的に厳しさを増す市民生活の負担軽減について	3
2 多様な「性」を生きる人たちが暮らしやすい社会の実現について	3
3 誰もが安心して利用できる生理用品の設置について	3
4 水俣病問題について	3
市長の答弁	4
副市長の答弁	4
○平岡朱君の再質問	5
副市長の答弁	7
○平岡朱君の再々質問	8
副市長の答弁	9
総務企画部長の答弁	10

○平岡朱君の再質問	3 - 11
総務企画部長の答弁	11
○平岡朱君の再々質問	12
総務企画部長の答弁	12
教育長の答弁	13
○平岡朱君の再質問	14
教育長の答弁	15
○平岡朱君の再々質問	16
教育長の答弁	17
副市長の答弁	17
市長の答弁	17
○平岡朱君の再質問	18
休憩・開議	19
市長の答弁	20
○平岡朱君の再々質問	21
市長の答弁	21
休憩・開議	22
○岩阪雅文君の質問	22
1 新型コロナウイルス感染症に対する具体的対応について	22
2 熊本県民体育祭水俣市・葦北郡大会開催の状況について	23
3 恋路島と水俣湾の具体的利活用について	23
市長の答弁	23
病院事業管理者の答弁	24
福祉環境部長の答弁	24
○岩阪雅文君の再質問	25
病院事業管理者の答弁	26
福祉環境部長の答弁	26
○岩阪雅文君の再々質問	27
病院事業管理者の答弁	27
市長の答弁	28
産業建設部長の答弁	28
○岩阪雅文君の再質問	29

産業建設部長の答弁	3 - 29
○岩阪雅文君の再々質問	30
産業建設部長の答弁	30
市長の答弁	31
○岩阪雅文君の再質問	31
市長の答弁	33
○岩阪雅文君の再々質問	34
市長の答弁	34
散 会	35

令和4年9月15日（木） —— 4日目 ——

出欠席議員	4 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	3
○高岡朱美君の質問	3
1 不登校児童・生徒に対する学習機会の保障について	4
2 食糧増産の取組について	4
3 水俣市後援等承認申請の取扱いについて	4
市長の答弁	4
教育長の答弁	5
○高岡朱美君の再質問	6
教育長の答弁	8
○高岡朱美君の再々質問	8
教育長の答弁	10
産業建設部長の答弁	11
○高岡朱美君の再質問	12
産業建設部長の答弁	13

○高岡朱美君の再々質問	4 - 14
産業建設部長の答弁	15
市長の答弁	16
○高岡朱美君の再質問	16
市長の答弁	18
○高岡朱美君の再々質問	18
休憩・開議	19
市長の答弁	19
休憩・開議	19
○木戸理江君の質問	19
1 市民の暮らしやすさについて	20
2 本市の下水処理について	20
3 子どもたちの暮らし方と学びの機会について	20
4 本市の観光振興策について	20
市長の答弁	20
総合医療センター事務部総務課長の答弁	21
○木戸理江君の再質問	21
休憩・開議	22
市長の答弁	23
総合医療センター事務部総務課長の答弁	24
○木戸理江君の再々質問	25
市長の答弁	25
上下水道局長の答弁	26
産業建設部長の答弁	26
○木戸理江君の再質問	26
上下水道局長の答弁	28
産業建設部長の答弁	28
○木戸理江君の再々質問	31
産業建設部長の答弁	31
教育長の答弁	32
○木戸理江君の再質問	33
教育長の答弁	34

○木戸理江君の再々質問	4 - 35
教育長の答弁	35
副市長の答弁	35
○木戸理江君の再質問	37
副市長の答弁	38
○木戸理江君の再々質問	40
副市長の答弁	41
休憩・開議	42
質　　疑	42
日程第2　議第65号　専決処分の報告及び承認について	
専第13号　令和4年度水俣市一般会計補正予算（第7号）	42
日程第3　議第66号　水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	42
日程第4　議第67号　水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について	43
日程第5　議第68号　令和4年度水俣市一般会計補正予算（第8号）	43
日程第6　議第69号　令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	43
日程第7　議第70号　令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	43
日程第8　議第71号　令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	43
日程第9　議第72号　令和4年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	44
日程第10　議第73号　工事請負契約の締結について	44
日程第11　議第74号　令和3年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	44
日程第12　議第75号　令和3年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について	44
日程第13　議第76号　令和3年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	44
議案上程	45
日程第14　議第77号　令和3年度水俣市一般会計決算認定について	45
日程第15　議第78号　令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	49
日程第16　議第79号　令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	51
日程第17　議第80号　令和3年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	53
市長の提案理由説明	55
休憩・開議	56
質　　疑	56
委員会付託	56

日程第18 特別委員会の設置について	4 - 56
休憩・開議	57
正副委員長互選結果の報告	57
散 会	58

令和4年9月22日（木） —— 5日目 ——

出欠席議員	5 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第5号	2
開 議	3
諸般の報告	3
発言取り消し（平岡朱君）	3
発言取消申出書	3
日程第1 議第65号専決処分の報告及び承認についてから、日程第9 議第73号工事請負契約の締結についてまで、9件に関する委員会の審査報告	3
○総務産業委員長の報告	4
○厚生文教委員長の報告	6
委員会審査報告書	8
委員長報告に対する質疑	9
討 論	9
○平岡朱君の反対討論（議第68号）	9
○藤本壽子君の反対討論（議第73号）	10
採 決	12
日程第10 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	14
採 決	14
閉会中継続審査・調査申出書	14
議案上程	15
日程第11 議員派遣について	15
採 決	16
閉 会	16

令和4年9月1日

令和4年9月第5回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明

令和4年9月第5回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、令和4年9月1日水俣市長第5回水俣市議会定例会を招集する。

1、令和4年9月1日午前10時0分水俣市議会議長第5回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、令和4年9月22日午前10時33分水俣市議会議長第5回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

令和4年9月1日（木曜日）

午前10時0分 開会

午前10時13分 散会

（出席議員） 16人

牧 下 恭 之 君	杉 迫 一 樹 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	田 中 睦 君
藤 本 壽 子 君	岩 阪 雅 文 君	岩 村 龍 男 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長 （岡 本 広 志 君）	主 幹 （中 村 亮 彦 君）
主 任 （藤 澤 亜 未 君）	主 任 （森 ちひろ 君）

（説明のため出席した者） 12人

市 長 （高 岡 利 治 君）	副 市 長 （小 林 信 也 君）
総務企画部長 （中 谷 衛 君）	福祉環境部長 （高三瀨 晋 君）
産業建設部長 （本 田 聖 治 君）	産業建設部次長 （田 中 真 也 君）
教 育 長 （小 島 泰 治 君）	総合医療センター事務部総務課長 （上 田 敬 祐 君）
総務企画部市長公室長 （鎌 田 みゆき 君）	総務企画部総務課長 （岩 井 浩 昭 君）
総務企画部地域振興課長 （柿 本 英 行 君）	総務企画部財政課長 （岡 本 夫美代 君）

○議事日程 第1号

令和4年9月1日 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議第65号 専決処分の報告及び承認について
専第13号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第7号）
- 第4 議第66号 水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第67号 水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第68号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第8号）
- 第7 議第69号 令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第8 議第70号 令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第9 議第71号 令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議第72号 令和4年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）
- 第11 議第73号 工事請負契約の締結について
- 第12 議第74号 令和3年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 第13 議第75号 令和3年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について
- 第14 議第76号 令和3年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前10時0分 開会

○議長（牧下恭之君） ただいまから令和4年第5回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（牧下恭之君） これから本日の会議を開きます。

○議長（牧下恭之君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

監査委員から、令和4年6月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、高岡市長、小林副市長、中谷総務企画部長、高三瀦福祉環境部長、本田産業建設部長、田中産業建設部次長、鎌田市長公室長、岩井総務課長、柿本地域振興課長、岡本財政課長、小島教育長、金子上下水道局長、上田総合医療セン

ター事務部総務課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（牧下恭之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において木戸理江議員、岩村龍男議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（牧下恭之君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

令和4年9月第5回定例会（9月1日招集）会期日程表

（会期 9月1日から9月22日まで22日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	9月1日	木	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	2日	金		休 会	議案調査
3	3日	土			市の休日（土曜日）
4	4日	日			市の休日（日曜日）
5	5日	月			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	6日	火			議案調査
7	7日	水			議案調査
8	8日	木			議案調査
9	9日	金			議案調査
10	10日	土			市の休日（土曜日）
11	11日	日			市の休日（日曜日）
12	12日	月			議案調査
13	13日	火	午前9時30分		本会議
14	14日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
15	15日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
16	16日	金	————	委員会	委員会
17	17日	土		休 会	市の休日（土曜日）
18	18日	日			市の休日（日曜日）
19	19日	月			国民の祝日（敬老の日）
20	20日	火	————	委員会	委員会（予備）
21	21日	水	————	休 会	議事整理日

22	22日	木	午前10時	本会議	委員長報告 討論 採決	委員長報告に対する質疑 閉会
----	-----	---	-------	-----	----------------	-------------------

○議長（牧下恭之君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月22日までの22日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、22日間と決定しました。

日程第3 議第65号 専決処分の報告及び承認について

専第13号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

日程第4 議第66号 水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第67号 水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第68号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

日程第7 議第69号 令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第8 議第70号 令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第9 議第71号 令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議第72号 令和4年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）

日程第11 議第73号 工事請負契約の締結について

日程第12 議第74号 令和3年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

日程第13 議第75号 令和3年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について

日程第14 議第76号 令和3年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

○議長（牧下恭之君） 日程第3、議第65号専決処分の報告及び承認についてから、日程第14、議第76号令和3年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分についてまで、12件を一括して議題とします。

議第65号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年9月1日提出

水俣市長 高岡利治

専第13号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

専第13号

専 決 処 分 書

令和4年度水俣市の一般会計補正予算（第7号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和4年8月1日専決

水俣市長 高岡利治

（専決処分を必要とする理由）

7月の大雨による災害復旧のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

令和4年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

令和4年度水俣市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,517,991千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第7号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
21 市債		807,400	15,500	822,900
	1 市債	807,400	15,500	822,900
補正されなかった款に係る額		14,695,091		14,695,091
歳 入 合 計		15,502,491	15,500	15,517,991

歳 出

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2 総務費		2,174,980	△94	2,174,886
	1 総務管理費	1,847,358	△94	1,847,264
10 災害復旧費		55	15,594	15,649
	2 公共土木施設災害復旧費	54	15,594	15,648
補正されなかった款に係る額		13,327,456		13,327,456
歳 出 合 計		15,502,491	15,500	15,517,991

第2表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法

災害復旧事業	千円 121,000				千円 136,500			
補正されなかった事業に係る額	686,400				686,400			
計	807,400				822,900			

議第66号

水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年9月1日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号を次のように改める。

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

第2条の3第3号中イをウとし、同号ア中「当該非常勤職員がする」を「当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「当該配偶者がする」を「当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「ため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するとき」を「非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第2号の前に次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続き特定職に」に、「任期の末日の」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の」に、「引き続き採用される」を「採用の」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部改正に準じ育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、本案のように制定しようとするものである。

議第67号

水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年9月1日提出

水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

水俣市特定公共賃貸住宅条例（平成12年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第3号」を「第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第68号

令和4年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

令和4年度水俣市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91,190千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,609,181千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和4年9月1日提出

第1表 歳入歳出予算補正（第8号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
14 国庫支出金		2,713,814	77,560	2,791,374
	1 国庫負担金	1,952,932	18,342	1,971,274
	2 国庫補助金	755,385	59,166	814,551
	3 委託金	5,497	52	5,549
15 県支出金		1,478,039	3,672	1,481,711
	2 県補助金	542,673	3,552	546,225
	3 委託金	129,404	120	129,524
18 繰入金		381,553	350	381,903
	1 特別会計繰入金	6,082	439	6,521
	2 基金繰入金	375,471	△89	375,382
20 諸収入		224,761	8	224,769
	3 雑入	212,665	8	212,673
21 市債		822,900	9,600	832,500
	1 市債	822,900	9,600	832,500

補正されなかった款に係る額	9,896,924		9,896,924
歳入合計	15,517,991	91,190	15,609,181

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 議会費		143,315	△12	143,303
	1 議会費	143,315	△12	143,303
2 総務費		2,174,886	35,208	2,210,094
	1 総務管理費	1,847,264	△2,539	1,844,725
	2 徴税費	182,517	3,145	185,662
	3 戸籍住民基本台帳費	86,116	34,602	120,718
3 民生費		5,666,809	35,902	5,702,711
	1 社会福祉費	3,242,490	29,368	3,271,858
	2 児童福祉費	1,867,281	6,562	1,873,843
	3 生活保護費	557,038	△28	557,010
4 衛生費		1,913,611	△5,750	1,907,861
	1 保健衛生費	530,813	△1,307	529,506
	4 環境対策費	144,728	△4,443	140,285
5 農林水産業費		469,233	255	469,488
	1 農業費	279,727	11	279,738
	2 林業費	151,744	△10	151,734
	3 水産業費	37,762	254	38,016
6 商工費		545,057	△328	544,729
	1 商工費	174,798	△301	174,497
	2 総合経済対策費	370,259	△27	370,232
7 土木費		1,082,287	△283	1,082,004
	1 土木管理費	4,269	△27	4,242
	2 道路橋りょう費	413,869	△119	413,750
	5 都市計画費	493,713	△148	493,565
	6 住宅費	143,236	11	143,247
9 教育費		1,115,316	△1,302	1,114,014
	1 教育総務費	169,147	△235	168,912
	2 小学校費	142,048	△402	141,646
	3 中学校費	89,970	△122	89,848
	4 社会教育費	245,199	△12	245,187
	5 保健体育費	468,952	△531	468,421
10 災害復旧費		15,649	27,500	43,149
	2 公共土木施設災害復旧費	15,648	27,500	43,148
11 公債費		1,944,673	0	1,944,673
	1 公債費	1,944,673	0	1,944,673
補正されなかった款に係る額		447,155		447,155
歳出合計		15,517,991	91,190	15,609,181

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
基幹システム使用料 (総務課)	自 令和4年度 至 令和8年度	千円 147,015
体育施設管理委託料 (スポーツ交流課)	自 令和4年度 至 令和7年度	201,661

第3表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 136,500				千円 145,600			
緊急自然災害防止対策事業	16,000				16,500			
補正されなかった事業に係る額	670,400				670,400			
計	822,900				832,500			

議第69号

令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

令和4年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,770,638千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月1日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正(第2号)

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
4 県支出金		3,170,091	108	3,170,199
	1 県補助金	3,170,091	108	3,170,199
6 繰入金		316,315	17	316,332
	1 他会計繰入金	172,398	77	172,475
	2 基金繰入金	143,917	△60	143,857
補正されなかった款に係る額		284,107		284,107
歳 入 合 計		3,770,513	125	3,770,638

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 総務費		70,758	257	71,015
	1 総務管理費	39,310	318	39,628
	4 国民健康保険特別対策費	6,573	△61	6,512
5 保健事業費		39,567	△132	39,435

	2 特定健康診査等事業費	32,638	△132	32,506
補正されなかった款に係る額		3,660,188		3,660,188
歳 出 合 計		3,770,513	125	3,770,638

議第70号

令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和4年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ655千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ464,460千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月1日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3 繰入金		162,294	653	162,947
	1 一般会計繰入金	162,294	653	162,947
5 諸収入		3,410	2	3,412
	4 雑入	2,842	2	2,844
補正されなかった款に係る額		298,101		298,101
歳 入 合 計		463,805	655	464,460

歳 出

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 総務費		462,445	655	463,100
	1 総務管理費	19,846	655	20,501
補正されなかった款に係る額		1,360		1,360
歳 出 合 計		463,805	655	464,460

議第71号

令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66,477千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,985,970千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月1日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
7 繰入金		616,976	△294	616,682
	1 一般会計繰入金	616,976	△294	616,682
8 繰越金		1	66,771	66,772
	1 繰越金	1	66,771	66,772
補正されなかった款に係る額		3,302,516		3,302,516
歳 入 合 計		3,919,493	66,477	3,985,970

歳 出

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 総務費		81,730	△294	81,436
	1 総務管理費	40,310	△294	40,016
6 諸支出金		877	66,771	67,648
	1 償還金及び還付加算金	876	66,332	67,208
	2 繰出金	1	439	440
補正されなかった款に係る額		3,836,886		3,836,886
歳 出 合 計		3,919,493	66,477	3,985,970

議第72号

令和4年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和4年度水俣市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和4年度水俣市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(4) 主要な建設改良事業

	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
固定資産購入費			
（器械備品購入費）総合医療センター	437,142千円	34,177千円	471,319千円
（資本的収入及び支出）			

第3条 予算第4条括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額563,862千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額519,896千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額45,940千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額49,047千円」に、「過年度分損益勘定留保資金59,292千円」を「過年度分損益勘定留保資金12,219千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 総合医療センター資本的収入	505,269千円	104,926千円	610,195千円
第3項 補 助 金	2千円	104,926千円	104,928千円
資 本 的 収 入 合 計	505,269千円	104,926千円	610,195千円
	支	出	
第1款 総合医療センター資本的支出	1,069,131千円	60,960千円	1,130,091千円

第1項 建設改良費	509,501千円	34,177千円	543,678千円
第5項 補助金返還金	0千円	26,783千円	26,783千円
資本的支出合計	1,069,131千円	60,960千円	1,130,091千円

令和4年9月1日提出

水俣市長 高岡利治

議第73号

工事請負契約の締結について

生態系に配慮した渚造成整備（護岸その6）工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和4年9月1日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 工 事 名 生態系に配慮した渚造成整備（護岸その6）工事
- 2 工 事 内 容 コンクリート打設工事、基礎捨石設置工事、被覆石設置工事
- 3 工 事 場 所 水俣市浜松町地先
- 4 契 約 金 額 196,460,000円
- 5 契約の相手方 熊本県水俣市越小場1077番地
岩井・永吉特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社 岩井建設
代表取締役 廣島 康雄

（提案理由）

生態系に配慮した渚造成整備（護岸その6）工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものである。

議第74号

令和3年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

令和3年度水俣市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定に基づき、剰余金を処分することとする。

令和4年9月1日提出

水俣市長 高岡利治

令和3年度水俣市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区 分	予 算 額		
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 水道事業収益	479,891,000	0	0
第1項 営業収益	429,177,000	0	0
第2項 営業外収益	50,712,000	0	0
第3項 特別利益	2,000	0	0

支出

区 分	予 算 額					
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計
第1款 水道事業費	367,150,000	0	0	0	0	367,150,000
第1項 営業費用	349,167,000	0	0	0	0	349,167,000
第2項 営業外費用	16,981,000	0	0	0	0	16,981,000
第3項 特別損失	2,000	0	0	0	0	2,000
第4項 予備費	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000

(単位：円)

合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
479,891,000	473,279,381	△6,611,619	
429,177,000	410,373,472	△18,803,528	うち仮受消費税及び地方消費税 37,182,236円
50,712,000	62,905,909	12,193,909	うち仮受消費税及び地方消費税 369,576円 消費税及び地方消費税還付金 10,443,883円
2,000	0	△2,000	

(単位：円)

地方公営企業 法第26条第2 項の規定による 繰越額	合 計	決 算 額	地方公営企業 法第26条 第2項の 規定による 繰越額	不 用 額	備 考
0	367,150,000	332,700,384	0	34,449,616	
0	349,167,000	328,258,428	0	20,908,572	うち仮払消費税及び地方消費税 7,453,664円
0	16,981,000	4,435,356	0	12,545,644	
0	2,000	6,600	0	△4,600	うち仮払消費税及び地方消費税 599円
0	1,000,000	0	0	1,000,000	

(2) 資本的収入及び支出
収入

区 分	予 算 額			
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 資本的収入	308,237,000	2,200,000	310,437,000	21,819,000
第1項 企業債	112,400,000	2,200,000	114,600,000	0
第2項 繰入金	9,217,000	0	9,217,000	0
第3項 負担金	1,089,000	0	1,089,000	0
第4項 補助金	80,230,000	0	80,230,000	21,819,000
第5項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0
第6項 出資金	105,300,000	0	105,300,000	0

支 出

区 分	予 算 額						地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	小 計			
第1款 資本的支出	521,713,000	4,538,000	0	0	526,251,000	103,188,000	0	
第1項 建設改良費	474,150,000	4,538,000	0	0	478,688,000	103,188,000	0	
第2項 企業債償還金	46,563,000	0	0	0	46,563,000	0	0	
第3項 予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000	0	0	

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額274,990,829円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調

(単位：円)

継続費通次繰越額に係る財源充当額	合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
0	332,256,000	330,982,260	△1,273,740	
0	114,600,000	114,600,000	0	
0	9,217,000	9,216,260	△740	
0	1,089,000	957,000	△132,000	
0	102,049,000	100,909,000	△1,140,000	
0	1,000	0	△1,000	
0	105,300,000	105,300,000	0	

(単位：円)

合 計	決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合 計		
629,439,000	605,973,089	0	0	0	23,465,911	
581,876,000	559,413,007	0	0	0	22,462,993	うち仮払消費税及び地方消費税 50,365,118円
46,563,000	46,560,082	0	0	0	2,918	
1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	

整額40,552,295円、建設改良積立金50,000,000円、過年度分損益勘定留保資金184,438,534円で補てんした。

令和3年度水俣市水道事業剰余金計算書
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

	資本金	剰余金			
		資本剰余金			
		工事負担金	受贈財産評価額	補助金	繰入金
前年度末残高	2,870,055,929	0	423,360	8,323,000	0
前年度処分額	40,000,000	0	0	0	0
議会の議決による処分額	40,000,000	0	0	0	0
減債積立金の積立て	0	0	0	0	0
建設改良積立金の積立て	0	0	0	0	0
資本金への組入れ	40,000,000	0	0	0	0
処分後残高	2,910,055,929	0	423,360	8,323,000	0
当年度変動額	105,300,000	0	0	0	0
自己資本金への繰入れ	105,300,000	0	0	0	0
自己資本金への組入れ	0	0	0	0	0
減債積立金からの組入れ	0	0	0	0	0
建設改良積立金からの組入れ	0	0	0	0	0
資本剰余金の受入れ	0	0	0	0	0
資本剰余金の取崩し	0	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0
当年度末残高	3,015,355,929	0	423,360	8,323,000	0

令和3年度水俣市水道事業剰余金処分計算書(案)

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	3,015,355,929	8,746,360	149,999,971
議会の議決による処分額	50,000,000	0	△149,999,971
減債積立金の積立て	0	0	0
建設改良積立金の積立て	0	0	△99,648,587
一般会計への納付金の納付	0	0	△351,384
資本金への組入れ	50,000,000	0	△50,000,000
処分後残高	3,065,355,929	8,746,360	(繰越利益剰余金) 0

(単位：円)

余 金					資 本 合 計
	利 益 剩 余 金				
資本剰余金合計	減債積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
8,746,360	0	312,052,736	166,680,498	478,733,234	3,357,535,523
0	0	126,680,498	△166,680,498	△40,000,000	0
0	0	126,680,498	△166,680,498	△40,000,000	0
0	0	0	0	0	0
0	0	126,680,498	△126,680,498	0	0
0	0	0	△40,000,000	△40,000,000	0
8,746,360	0	438,733,234	(繰越利益剰余金) 0	438,733,234	3,357,535,523
0	0	△50,000,000	149,999,971	99,999,971	205,299,971
0	0	0	0	0	105,300,000
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	△50,000,000	50,000,000	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	99,999,971	99,999,971	99,999,971
8,746,360	0	388,733,234	(当年度未処分利益剰余金) 149,999,971	538,733,205	3,562,835,494

議第75号

令和3年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について

令和3年度水俣市公共下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付することとする。

令和4年9月1日提出

水俣市長 高岡利治

令和3年度水俣市公共下水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区 分	予 算 額		
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 公共下水道事業収益	902,152,000	△7,337,000	0
第1項 営業収益	456,370,000	△13,381,000	0
第2項 営業外収益	445,781,000	6,044,000	0
第3項 特別利益	1,000	0	0

支出

区 分	予 算 額					
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計
第1款 公共下水道事業費	912,257,000	△7,337,000	0	0	0	904,920,000
第1項 営業費用	855,436,000	△7,337,000	0	0	0	848,099,000
第2項 営業外費用	55,820,000	0	0	0	0	55,820,000
第3項 特別損失	1,000	0	0	0	0	1,000
第4項 予備費	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000

営業外費用中支払利息40,229,371円の財源に充てるため、企業債2,800,000円を借り入れた。

(単位：円)

合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
894,815,000	892,619,577	△2,195,423	
442,989,000	435,657,913	△7,331,087	うち仮受消費税及び地方消費税 24,497,371円
451,825,000	456,698,284	4,873,284	うち仮受消費税及び地方消費税 44円 消費税及び地方消費税還付金 4,731,798円
1,000	263,380	262,380	うち仮受消費税及び地方消費税 7,138円

(単位：円)

地方公営企業 法第26条第2 項の規定による 繰越額	合 計	決 算 額	地方公営企業法第26条 第2項の規定による 繰越額	不 用 額	備 考
0	904,920,000	878,879,520	0	26,040,480	
0	848,099,000	838,644,459	0	9,454,541	うち仮払消費税及び地方消費税 17,375,496円
0	55,820,000	40,229,371	0	15,590,629	
0	1,000	5,690	0	△4,690	うち仮払消費税及び地方消費税 299円
0	1,000,000	0	0	1,000,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額			
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 資本的収入	523,352,000	22,879,000	546,231,000	34,650,000
第1項 企業債	260,900,000	64,900,000	325,800,000	16,200,000
第2項 出資金	113,183,000	△47,332,000	65,851,000	0
第3項 負担金	225,000	0	225,000	0
第4項 補助金	149,044,000	5,311,000	154,355,000	18,450,000

支 出

区 分	予 算 額						
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費繰次繰越額
第1款 資本的支出	846,334,000	10,492,000	0	0	856,826,000	36,900,000	0
第1項 建設改良費	343,901,000	10,492,000	0	0	354,393,000	36,900,000	0
第2項 企業債償還金	501,433,000	0	0	0	501,433,000	0	0
第3項 予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額292,787,094円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整

(単位：円)

継続費通次繰越額に係る財源充当額	合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
0	580,881,000	430,622,710	△150,258,290	
0	342,000,000	271,500,000	△70,500,000	
0	65,851,000	65,851,000	0	
0	225,000	1,266,710	1,041,710	
0	172,805,000	92,005,000	△80,800,000	

(単位：円)

合 計	決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合 計		
893,726,000	723,409,804	163,396,000	0	163,396,000	6,920,196	
391,293,000	222,147,000	163,396,000	0	163,396,000	5,750,000	うち仮払消費税及び地方消費税 18,856,725円
501,433,000	501,262,804	0	0	0	170,196	
1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	

額12,035,160円、過年度分損益勘定留保資金6,252,368円及び当年度分損益勘定留保資金274,499,566円で補てんした。

議第76号

令和3年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

令和3年度水俣市病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定に基づき、剰余金を処分することとする。

令和4年9月1日提出

水俣市長 高岡利治

令和3年度水俣市病院事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

ア 収入

区 分	予 算		
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 総合医療センター事業収益	7,464,927,000	28,504,000	0
第1項 医 業 収 益	7,100,053,000	0	0
第2項 医 業 外 収 益	361,828,000	28,504,000	0
第3項 特 別 利 益	3,046,000	0	0
第2款 久木野診療所事業収益	5,987,000	2,797,000	0
第1項 医 業 収 益	4,807,000	0	0
第2項 医 業 外 収 益	1,177,000	2,797,000	0
第3項 訪問看護事業収益	1,000	0	0
第4項 特 別 利 益	2,000	0	0
収益的収入合計	7,470,914,000	31,301,000	0

イ 支出

区 分	予 算					
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計
第1款 総合医療センター事業費	7,450,970,000	6,000,000	0	0	0	7,456,970,000
第1項 医 業 費 用	7,352,217,000	6,000,000	0	0	0	7,358,217,000
第2項 医 業 外 費 用	45,763,000	0	1,727,000	0	0	47,490,000
第3項 特 別 損 失	50,990,000	0	0	0	0	50,990,000
第4項 予 備 費	2,000,000	0	△1,727,000	0	0	273,000
第2款 久木野診療所事業費	14,604,000	0	0	0	0	14,604,000
第1項 医 業 費 用	14,388,000	0	0	0	0	14,388,000
第2項 医 業 外 費 用	3,000	0	0	0	0	3,000
第3項 訪問看護事業費用	4,000	0	0	0	0	4,000
第4項 特 別 損 失	9,000	0	0	0	0	9,000
第5項 予 備 費	200,000	0	0	0	0	200,000
収益的支出合計	7,465,574,000	6,000,000	0	0	0	7,471,574,000

(単位：円)

額		決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考	
合 計					
	7,493,431,000	8,252,473,215	759,042,215		
	7,100,053,000	6,595,662,281	△504,390,719	内仮受消費税及び地方消費税	30,476,936
	390,332,000	1,633,201,756	1,242,869,756	〃 (リバースチャージにかかる仮受消費税49,437円を除く)	5,639,340
	3,046,000	23,609,178	20,563,178	〃	149,593
	8,784,000	8,574,514	△209,486		
	4,807,000	4,275,014	△531,986	内仮受消費税及び地方消費税	3,445
	3,974,000	4,053,500	79,500	〃	0
	1,000	0	△1,000	〃	0
	2,000	246,000	244,000	〃	273
	7,502,215,000	8,261,047,729	758,832,729	内仮受消費税及び地方消費税 (リバースチャージにかかる仮受消費税49,437円を除く)	36,269,587

(単位：円)

額		決 算 額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による 繰越額	不 用 額	備 考	
地方公営企業 法第26条第2 項の規定による 繰越額	合 計					
0	7,456,970,000	7,165,767,382	294,800	290,907,818		
0	7,358,217,000	7,053,322,249	294,800	304,599,951	内仮払消費税及び地方消費税	210,104,896
0	47,490,000	47,488,914	0	1,086	〃 99,555 納付消費税等	22,929,800
0	50,990,000	64,956,219	0	△13,966,219	〃	4,221
0	273,000	0	0	273,000		
0	14,604,000	12,177,692	0	2,426,308		
0	14,388,000	12,171,092	0	2,216,908	内仮払消費税及び地方消費税	259,395
0	3,000	0	0	3,000	〃	0
0	4,000	0	0	4,000	〃	0
0	9,000	6,600	0	2,400	〃	600
0	200,000	0	0	200,000		
0	7,471,574,000	7,177,945,074	294,800	293,334,126	内仮払消費税及び地方消費税	210,468,667

(2) 資本的収入及び支出

ア 収入

区 分	予 算			地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
	当初予算額	補正予算額	小 計	
第1款 総合医療センター資本的収入	303,484,000	160,103,000	463,587,000	0
第1項 企 業 債	299,700,000	0	299,700,000	0
第2項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0
第3項 補 助 金	2,000	97,466,000	97,468,000	0
第4項 負 担 金	1,000	0	1,000	0
第5項 繰 入 金	3,780,000	62,637,000	66,417,000	0
資本的収入合計	303,484,000	160,103,000	463,587,000	0

イ 支出

区 分	予 算				額	
	当初予算額	補正予算額	予備費 充当額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰 越 額	継続費 通 次 繰越額
第1款 総合医療センター資本的支出	895,111,000	165,566,000	0	1,060,677,000	0	0
第1項 建 設 改 良 費	303,560,000	138,783,000	0	442,343,000	0	0
第2項 企 業 債 償 還 金	490,551,000	0	0	490,551,000	0	0
第3項 投 資	100,000,000	0	0	100,000,000	0	0
第4項 予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0
第5項 補 助 金 返 還 金	0	26,783,000	0	26,783,000	0	0
資本的支出合計	895,111,000	165,566,000	0	1,060,677,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額570,767,978円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額32,842,454円、減債積立金440,408,012円、過年度分損益勘定留保資金97,517,512円で補てんした。

(単位：円)

額		決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
0	463,587,000	388,107,900	△75,479,100	
0	299,700,000	201,200,000	△98,500,000	
0	1,000	119,900	118,900	内仮払消費税及び地方消費税 10,900
0	97,468,000	120,371,000	22,903,000	
0	1,000	0	△1,000	
0	66,417,000	66,417,000	0	
0	463,587,000	388,107,900	△75,479,100	内仮払消費税及び地方消費税 10,900

(単位：円)

合 計	決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
		地方公営企 業法第26条 の規定によ る 繰 越 額	継 続 費 通 次 繰 越 額	合 計		
1,060,677,000	958,875,878	0	0	0	101,801,122	
442,343,000	402,698,256	0	0	0	39,644,744	内仮払消費税及び地方消費税 32,853,354
490,551,000	456,177,622	0	0	0	34,373,378	
100,000,000	100,000,000	0	0	0	0	
1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	
26,783,000	0	0	0	0	26,783,000	
1,060,677,000	958,875,878	0	0	0	101,801,122	内仮払消費税及び地方消費税 32,853,354

令和3年度水俣市病院事業剰余金計算書
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

	資本金		資本剰余金			
	自己資本金	再評価積立金	受贈財産評価額	寄附金	補助金	繰入金
前年度末残高	2,049,817,507	0	14,204,500	0	0	0
前年度処分額	0	0	0	0	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	0
減債積立金の積立	0	0	0	0	0	0
利益積立金の積立	0	0	0	0	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	0	0	0	0
処分後残高	2,049,817,507	0	14,204,500	0	0	0
当年度変動額	0	0	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0	0
減債積立金の取り崩し	0	0	0	0	0	0
当年度末残高	2,049,817,507	0	14,204,500	0	0	0

令和3年度水俣市病院事業剰余金処分計算書(案)

(単位：円)

	資本金		資本剰余金	未処分利益剰余金
	自己資本金			
当年度末残高	2,049,817,507		14,204,500	3,552,802,109
議会の議決による処分額	0		0	△1,515,025,000
減債積立金の積立	0		0	△415,025,000
建設改良積立金の積立	0		0	△1,100,000,000
処分後残高	2,049,817,507		14,204,500	(繰越利益剰余金) 2,037,777,109

(単位：円)

剰余金							資本合計
		利益剰余金					
その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	減債 積立金	利益 積立金	建設改良 積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余金 合計	
0	14,204,500	456,027,275	0	300,000,000	2,997,002,896	3,753,030,171	5,817,052,178
0	0	434,869,000	0	500,000,000	△934,869,000	0	0
0	0	434,869,000	0	500,000,000	△934,869,000	0	0
0	0	434,869,000	0	0	△434,869,000	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	500,000,000	△500,000,000	0	0
0	14,204,500	890,896,275	0	800,000,000	2,062,133,896	3,753,030,171	5,817,052,178
0	0	△440,408,012	0	0	1,490,668,213	1,050,260,201	1,050,260,201
0	0	0	0	0	1,050,260,201	1,050,260,201	1,050,260,201
0	0	△440,408,012	0	0	440,408,012	0	0
0	14,204,500	450,488,263	0	800,000,000	3,552,802,109	4,803,290,372	6,867,312,379

○議長（牧下恭之君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第65号専決処分の報告及び承認について、専第13号令和4年度水俣市一般会計補正予算第7号について申し上げます。

本案は、7月の大雨による災害復旧のため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,550万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ155億1,799万1,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第2款総務費に、財政調整基金積立金、第10款災害復旧費に、公共土木施設災害復旧費を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第21款市債をもって調整いたしております。

次に、議第66号水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部改正に準じ、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第67号水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第68号令和4年度水俣市一般会計補正予算第8号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,119万円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ156億9,181万1,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款総務費に、住民基本台帳事務経費、第3款民生費に、介護予防地域づくり事業、第5款農林水産業費に、県漁港改良事業負担金、第10款災害復旧費に、公共土木施設災害復旧費などを計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整いたしております。

債務負担行為の補正として、体育施設管理委託料外1件の追加を計上いたしております。

また、地方債の補正として、災害復旧事業外1件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第69号令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ12万5,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ37億7,063万8,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、国保電算システムの改修に伴う委託料の増額、第5款保健事業費に、特定健康診査等事業費の減額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第4款県支出金、第6款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第70号令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ65万5,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億6,446万円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、人件費の追加を計上いたしております。

この財源といたしましては、第3款繰入金、第5款諸収入をもって調整いたしております。

次に、議第71号令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,647万7,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ39億8,597万円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第6款諸支出金において、介護給付費等の確定に伴う国県支出金等返還金などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第7款繰入金、第8款繰越金をもって調整いたしております。

次に、議第72号令和4年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、令和4年度水俣市病院事業会計予算第4条に定める資本的収入の額を1億492万6,000円増額して補正後の資本的収入の額を6億1,019万5,000円に、資本的支出の額を6,096万円増額して補正後の資本的支出の額を11億3,009万1,000円とするものであります。

なお、資本的収支不足額に対しては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補てんすることとしております。

補正の内容といたしましては、資本的収入及び支出において、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業に伴う補助金及び建設改良費の増額を計上、また、資本的支出において、令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業の事業費確定に伴

う補助金返還金を計上いたしております。

次に、議第73号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、生態系に配慮した渚造成整備（護岸その6）工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものであります。

令和4年7月14日に条件付一般競争入札を実施し、契約金額1億9,646万円で岩井・永吉特定建設工事共同企業体と工事請負の仮契約を締結いたしております。

次に、議第74号令和3年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。

なお、金額につきましては万円単位で申し上げます。

まず、収益的収入及び支出につきましては、事業収益4億7,328万円、事業費3億3,270万円で、差引き1億4,058万円となり、消費税等調整後の損益計算によりますと、当年度純利益は1億円となります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入3億3,098万円、資本的支出6億597万円となり、差引き不足額2億7,499万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,055万円、建設改良積立金5,000万円、過年度分損益勘定留保資金1億8,444万円で補填いたしております。

次に、未処分利益剰余金の当年度末残高1億5,000万円につきましては、建設改良積立金に9,965万円を積み立て、一般会計に35万円を納付、資本金に5,000万円を組み入れる処分を行います。

次に、議第75号令和3年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について申し上げます。

なお、金額につきましては万円単位で申し上げます。

まず、収益的収入及び支出につきましては、事業収益8億9,262万円、事業費8億7,888万円で、差引き1,374万円となり、消費税等調整後の損益計算によりますと、当年度純利益は170万円となります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入4億3,062万円、資本的支出7億2,341万円となり、差引き不足額2億9,279万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,204万円、過年度分損益勘定留保資金625万円及び当年度分損益勘定留保資金2億7,450万円で補てんいたしております。

次に、議第76号令和3年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。

なお、説明中の金額につきましては、万円単位で申し上げます。

まず、収益的収入及び支出につきましては、収益的収入82億6,105万円、収益的支出71億7,795

万円となり、差引き10億8,310万円の利益となります。

消費税等調整後の損益計算によりますと、当年度純利益は10億5,026万円となります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入3億8,811万円、資本的支出9億5,888万円となり、差引き不足額5億7,077万円は、当年度分消費税等資本的収支調整額3,284万円、減債積立金4億4,041万円、過年度分損益勘定留保資金9,752万円で補填いたしております。

次に、未処分利益剰余金の当年度末残高35億5,280万円につきましては、減債積立金に4億1,503万円、建設改良積立金に11億円を積み立てる処分を行います。

以上、本市議会に提案いたしました、議第65号から議第76号までについて、順次、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（牧下恭之君） 提案理由の説明は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明2日から9月12日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、9月13日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により13日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は9月5日正午まで、議案質疑の通告は9月13日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前10時13分 散会

令和4年9月13日

令和4年9月第5回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

令和4年9月第5回水俣市議会定例会会議録（第2号）

令和4年9月13日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後2時23分 散会

（出席議員） 16人

牧 下 恭 之 君	杉 迫 一 樹 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	田 中 睦 君
藤 本 壽 子 君	岩 阪 雅 文 君	岩 村 龍 男 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長（岡 本 広 志 君）	主 幹（中 村 亮 彦 君）
主 任（藤 澤 亜 未 君）	主 任（森 ちひろ 君）

（説明のため出席した者） 15人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（中 谷 衛 君）	福祉環境部長（高三瀦 晋 君）
産業建設部長（本 田 聖 治 君）	産業建設部次長（田 中 真 也 君）
教 育 長（小 島 泰 治 君）	病院事業管理者（坂 本 不 出 夫 君）
上下水道局長（金 子 昌 宏 君）	総合医療センター事務部総務課長（上 田 敬 祐 君）
総務企画部市長公室長（鎌 田 みゆき 君）	総務企画部総務課長（岩 井 浩 昭 君）
総務企画部地域振興課長（柿 本 英 行 君）	総務企画部財政課長（岡 本 夫 美 代 君）
教育委員会教育課長（設 楽 聡 君）	

○議事日程 第2号

令和4年9月13日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|--|
| 1 谷口明弘君 | 1 水俣市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度について
2 医療機器メーカーの子会社による医療機器不正問題について
3 小中学校の再編成と義務教育学校について |
| 2 田口憲雄君 | 1 こども家庭庁の創設に伴う本市の組織体制について
(1) いきいき健康課の組織、業務について
(2) 福祉課の組織、業務について
(3) 児童生徒に対する相談について |
| 3 田中 睦君 | 1 コロナ禍における学校現場の状況について
2 新型コロナウイルス感染者の避難所の利用について
3 簡易抗原検査について
4 森林伐採と洪水防止対策について
5 市政情報の発信等について
6 学校現場における働き方改革について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（牧下恭之君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（牧下恭之君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、坂本病院事業管理者、設楽教育課長の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（牧下恭之君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁時間を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、谷口明弘議員に許します。

(谷口明弘君登壇)

○谷口明弘君 皆さん、おはようございます。真志会の谷口明弘です。

新型コロナウイルス感染拡大の波は、本市においても、家庭内感染、老人介護施設、あるいは医療機関におけるクラスターの発生など、これまでにない患者数の増加を招きました。不覚にも、私もお盆明けに、家庭内感染により、10日間の隔離生活を経験しました。隔離生活においては、議員の皆様をはじめ、関係各位に御迷惑をおかけしたことをまずは、おわび申し上げます。

基本的な感染対策に万全を尽くしているつもりでしたが、現在流行している変異株と言われるものの感染力の高さには、かなわないと身をもって経験いたしました。つい最近まで味覚の異常や倦怠感などの後遺症に悩んでいたところです。

今回自分が感染したことで、医療関係者、保健所の皆さん、隔離施設を運営される皆さんの御苦勞を、身をもって感じることができました。改めまして感謝申し上げますとともに、コロナ禍で企業経営に苦しんでいらっしゃる事業者の皆さんにも、行政と議会が一体となって、支援の手が素早く届くように努力してまいりたいと思います。

さて、世界情勢に目を転じてみますと、ロシアによるウクライナ侵攻開始から半年以上が経過し、事態は収束のめどが立たない状況となっております。世界経済にも大きな影響を及ぼしつつあります。

私たちの生活においても、ガソリン代をはじめとする燃料費の高騰、食料品などの相次ぐ値上げなど、物価の高騰が家計を直撃しています。こうした状況を踏まえて、水道代の基本料金の減免や、プレミアム商品券事業など、物価高騰に対する市民生活の支援に取り組む自治体も現れ始めました。本市においても何らかの支援策を検討していただけたらと思います。それでは市民の暮らしが少しでもよくなることを念じて、以下、質問に入ります。

1、水俣市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度について。

- ①、そもそもこの制度はどのような制度か。
- ②、市内に対象者はどれくらい存在するのか。
- ③、これまでの利用実績はいかがか。
- ④、市民に対する周知方法はどのようにしているか。

大項目2番、医療機器メーカーの子会社による医療機器不正問題について。

①、新聞やニュースの報道では、熊本県内の公立病院となっているが、総合医療センターと鳥津製作所、または鳥津メディカルシステムズ熊本営業所との関わりはどのようになっているのか。

②、本件について、当該事業所から連絡はあったのか。また、こちらから問合せなどは行ったのか。その結果はどうだったのか。

③、院内の設備の点検、調査などは行ったのか、その結果はどうだったのか。

④、設備の保守点検、管理体制はどのようになっているのか。

大項目3、小中学校の再編成と義務教育学校について。

①、平成20年から23年にかけて市内の小中学校が統廃合され、10年以上が経過したが、どのように総括しているか。

②、今後の児童生徒数の推移予測は学校ごとにそれぞれどうなっているか。

③、義務教育学校とはどのような制度か。

④、小中一貫校または現行の小中学校との違いは何か。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 谷口議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度については私から、医療機器メーカーの子会社による医療機器不正問題については病院事業管理者から、小中学校の再編と義務教育学校については教育長から、それぞれお答えします。

初めに、水俣市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度について、順次、お答えします。

まず、そもそもこの制度はどのような制度かとの御質問にお答えします。

この制度は、低所得者で生計が困難な方に対し、必要な介護保険サービスが利用されないことがないように、介護サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割の一環として、利用者負担額を軽減するものです。

本市では、5つの法人で利用が可能となっております。軽減の割合は、介護サービス利用料や食費、居住費、宿泊費にかかる利用者負担額の4分の1、生活保護受給者については全額となります。軽減の対象者は、生活保護受給者に加えて、市民税非課税世帯の者であって、年間収入額が単身世帯で150万円以下、預貯金等の額が350万円以下であること。さらに、住居など日常生活

のために必要な資産以外に活用できる資産がないこと、負担能力のある親族等に扶養されていないこと、介護保険料を滞納していないこと、これら全ての要件を満たす方が対象となります。

次に、市内に対象者はどのぐらい存在するのかとの御質問にお答えします。

先ほど述べました要件のうち、申請者一人一人の預貯金、資産の状況などは市で把握していないため、対象者を見込むことは困難です。

次に、これまでの利用実績はいかがかとの御質問にお答えします。

これまで当制度を利用された人数の実績は、令和元年度が3名、令和2年度が4名、令和3年度が2名、令和4年度の現時点では5名となっております。

次に、市民に対する周知方法はどのようにしているかとの御質問にお答えします。

当制度の市民に対する周知方法として、介護保険制度の申請や更新の際に、関係資料を送付するときや窓口へ来られたときにチラシを配布しております。また、水俣市のホームページへ掲載するなどの周知を図っております。

○議長（牧下恭之君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 生計困難者に対するこの負担額軽減制度についてですが、平成21年度から運用開始している、この本事業、既に十数年が経過していますが、制度が十分周知されていないように私は見受けられます。利用できずに生計困難に陥る方が出てくると思われますので、この制度が十分に周知されていないと思いますが、この点について、市長はどのように思われるか。これが1点目。

また、この制度普及には、介護サービスを行う社会福祉法人等の理解と協力なしにはあり得ないと思いますが、市内の社会福祉法人でこの制度を実施している法人はどこか。

以上2点をお尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員2回目の御質問にお答えをいたします。

2点ございまして、1点目がこの制度が十分に周知されていないというふうな議員の御指摘ですけれども、先ほども答弁いたしました。市としては、介護保険の申請の更新の際にお知らせをしたり、市のホームページへの掲載などで周知を図っているところです。

また、この制度は介護保険サービスを利用する際の利用者負担軽減が目的であるため、ケアプランを作成・調整して、介護保険サービス事業を紹介する役割であるケアマネジャーなどの関係者へも、さらに周知をする必要があると考えております。

また、法人からも介護サービス利用者への十分な周知、説明が必要ではないかと考えております。

2点目の、この制度を実施している法人はどこかという御質問です。

市内での制度を実施し、介護保険サービスを提供している法人は、白梅福祉会、照徳の里、広徳会、グリーンコープ、年輪福祉会の5つの法人です。

○議長（牧下恭之君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 熊本県の健康福祉部ホームページにも、この制度の利用推進を図るために、制度の紹介などが詳しく掲載されております。しかしながら、現状を確認した結果、水俣市では本制度に対して、これは私の私見ですが、これまで積極的に取り組んできたとは言い難いと感じております。この制度を知っていれば、生活が少しは楽になるという方がいらっしゃいます。

今後、介護サービスを提供する福祉法人や、市民に向けて、この制度のさらなる周知徹底が必要であると思います。

最後に、今後水俣市として、この制度にどのように取り組んでいかれるつもりか、再度お尋ねして、この質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 3回目の御質問にお答えします。

この制度がまだ十分周知をされていないのではないかと、このさらなる周知徹底が必要であるということと、この制度をどのように取り組んでいくのかという御質問でございます。

今後は、制度に取り組んでいる法人と協力をいたしまして、介護サービス利用者への制度の利用を促していきたいと考えております。

また、市民へ分かりやすい周知と合わせまして、ケアマネジャーなど関係者への周知を定期的に行うなど、関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、医療機器メーカーの子会社による医療機器不正問題について答弁を求めます。

坂本病院事業管理者。

（病院事業管理者 坂本不出夫君登壇）

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 次に、医療機器メーカーの子会社による医療機器不正問題について、順次お答えします。

まず、新聞やニュースの報道では熊本県内の公立病院となっているが、総合医療センターと島津製作所または島津メディカルシステムズ熊本営業所との関わりはどのようになっているのかとの御質問にお答えいたします。

先日8月25日、医療機器メーカーの島津製作所が製造した医療用X線装置において、販売や修理、保守点検を担う子会社の島津メディカルシステムズが、熊本県内の公立病院に納入した装置の故障を装って部品を交換した疑いがあり、病院は交換修理費として200万円を超える金額を支

払ったという報道がありました。

当センターでは、放射線科で使用する医療機器のうち、診断用または回診用X線撮影装置、X線テレビシステム等、島津製作所製の機器を導入しております。当該機器の部品交換等に係る点検・修理については、島津メディカルシステムズに発注して実施している状況です。

次に、本件について、当該事業所から連絡はあったのか。または、こちらから問合せなどを行ったのか。その結果はどうだったのかとの御質問にお答えいたします。

当センターでは、さきの報道を受けて、直ちに島津メディカルシステムズに問合せ、当センターの機器についての説明を申し入れました。その後8月31日、島津メディカルシステムズの九州支店長並びに熊本営業所長が来院し、説明を受けました。業者の説明によりますと、現在、事実関係を明らかにするために外部専門家を含めて客観的な調査を進めているとのこと。加えて、本件によって誤診や医療事故を生む可能性はないこと等の説明がありました。

この説明を受けて、当センターからは、第三者を入れ組織全体で厳格な調査を行い、事実関係を明らかにすること、調査は速やかに実施し、結果は書類で提出すること等を改めて申し入れたところ。です。

次に、院内の設備の点検、調査などは行ったのか。その結果はどうだったのかとの御質問にお答えいたします。

当センターにおける過去5年間の医療機器・設備の点検・修理の実施件数について調査を行ったところ、5年間全体で1,060件ありました。そのうち島津メディカルシステムズによる点検・修理は16件で、報道にあったようなX線装置の部品交換の修理件数は3件でした。

次に、設備の保守点検、管理体制はどのように行っているのかとの御質問にお答えします。

当センターの医療機器に係る設備は、各診療部や診療技術部、看護部、病棟において多種多様な設備があります。その中でも精密な機器設備の保守点検については、各機器の用途と性質、使用頻度による消耗度等を踏まえ、設置部署及びメーカーとの確認・調査の上、診療に支障を来すことがないように、適切な時期に点検整備、部品交換等の修理、故障対応を行っております。

管理体制については、事務部にて台帳等によるデータ管理を行うほか、設置部署とともに点検修理履歴と内容の把握を行い、耐用年数に応じた機器の更新を含め、予算の範囲内で適切な管理を行っております。

○議長（牧下恭之君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 新聞やニュースの報道でも、皆さん御存じかと思いますが、医療機器メーカー大手の島津製作所の子会社である島津メディカルシステムズ熊本営業所の社員が熊本県内の公立病院に納入しているX線撮影装置点検時に回路を遮断するタイマーを仕掛け、後日不具合が出るように細工を施し、実際、装置には不具合が生じ、被害に遭った病院側は修理費として約228万円を

支払ったという事件です。

今回、この問題を取り上げたのは、ただでさえ経営に苦しむ地方の公立病院から医療機器メーカーによる悪意を持った不正行為により、公金が奪われたという許し難い事案であることと、医療センターの医療機器は問題ないのかを責任ある立場の方からお聞きし、市民が安心して受診できる環境をつくりたいという思いで質問に取り上げております。

また、ニュース報道によれば、熊本県内の公立病院というだけで、病院名は公表されておられません。しかしながら、水俣市総合医療センターを頼りにしている市民としては、まさかうちの病院ではないよねという疑念を晴らして、安心して受診できる環境を整えるべきとの思いで、今回お尋ねすることになりました。

そこで、この事件に対する坂本先生の御見解をお尋ねいたします。

○議長（牧下恭之君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 地域住民の医療と健康管理に努める当センターの管理者として、私は今回の報道を受け、大変驚いた次第です。

そして、直ちに島津メディカルシステムズに確認と説明の申入れを行いました。

業者からの説明を受けて、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、この問題について第三者を入れ、組織全体で厳格な調査を行い、事実関係を明らかにすることを改めて申し入れました。

島津メディカルシステムズにおかれては、真摯に調査に取り組んでいただき、再発防止と信頼回復に努めていただきたいと考えております。

○議長（牧下恭之君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 では、最後の質問ですが、1次質問、さらに2次質問で先生の御見解をお聞きした上で、これから市民が安心して診療を受けるために2点お伺いします。

1つ目は、今回の不正問題について、現時点では水俣市総合医療センターの設備には影響はなく、医療事故などを生む可能性はないとの認識で間違いなのか。

2つ目が、医療センターからメーカーに申し入れた第三者機関を入れた上での調査結果の情報開示は可能か、この2点をお尋ねして、この質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 先ほど答弁で申し上げましたように、本件により当センターの医療機器・設備における診療・検査に影響はなく、誤診や医療事故を生む可能性はないと考えております。

地域住民の皆様には、これまでどおり安心して受診いただきたいと存じます。

また、再調査の結果公表でございますが、島津メディカルシステムズから再調査結果が提出され次第、公表したいと考えております。

○議長（牧下恭之君） 次に、小中学校の再編成と義務教育学校について、答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、小中学校の再編成と義務教育学校について、順次、お答えします。

まず、平成20年から23年にかけて、市内の小中学校が再編成され、10年以上が経過したが、どのように総括しているかとの御質問にお答えします。

水俣市では、平成19年10月、子どもたちの教育環境を整え、きめ細やかな指導により、確かな学力を身につけること等を目的として、水俣市小中学校再編成実施計画を策定し、小中学校の再編成を行いました。

小学校に関しては、市街地の校区見直しのほか、深川小学校及び石坂川小学校が閉校となり、市内7小学校へ再編成されました。中学校に関しても、市街地の校区見直しのほか、第三中学校、湯出中学校及び久木野中学校が閉校となり、市内4中学校へ再編成されました。

これらの再編成により、水俣市の子どもたちに、よりよい教育を受けさせ、切磋琢磨しながら、確かな学力を身につけさせるための教育環境の充実、教育水準の維持向上を図ることができ、併せて施設整備に係る歳出削減にもつながっております。

また、部活動においても、人数がそろわず、希望する部活動に入部できなかった子どもたちにとっては、選択肢の幅を増やすことができたと思われます。さらには、再編成により通学が困難となった子どもたちには、スクールバスによる送迎支援を実施することにより、通学上の負担軽減や安全確保につながったものと考えております。

次に、今後の児童生徒数の推移予測は学校ごとにそれぞれどうなっているかとの御質問にお答えします。

推移予測として、令和4年度から現在の1歳児が入学する令和10年度までの数値を基に、学校ごとの児童生徒数について説明いたします。

まず、小学校に関して、第一小学校は、令和4年度の生徒数が461人で、令和10年度は323人となります。第二小学校は、令和4年度が339人、令和10年度が329人の予定です。水東小学校は、令和4年度が40人、令和10年度が42人の予定です。袋小学校は、令和4年度が165人、令和10年度が116人の予定です。湯出小学校は、令和4年度が25人、令和10年度が12人ですが、校区内に児童福祉施設があることにより、毎年、年度途中での転入者があります。葛渡小学校は、令和4年度が32人、令和10年度が26人の予定です。久木野小学校は、令和4年度が14人、令和10年度が2人の予定です。

次に中学校について、第一中学校は、令和4年度が250人、令和10年度が254人となります。第

二中学校は、令和4年度が199人、令和10年度が157人の予定です。袋中学校は、令和4年度が101人、令和10年度が71人の予定です。最後に、緑東中学校は、令和4年度が23人、令和10年度が21人の予定です。

次に、義務教育学校とはどのような制度かとの御質問にお答えします。

文部科学省が平成28年に出した小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引によりますと、義務教育学校は、1人の校長の下、1つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校であると説明されています。

次に、小中一貫校または現行の小中学校との違いは何かとの御質問にお答えします。

まず、違いをお答えする前に、小中一貫教育について説明します。小中一貫教育とは、小中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育であり、義務教育学校と小中一貫校は、この中に含まれます。

義務教育学校は、1人の校長、1つの教職員組織で構成されており、小中一貫校は、それぞれの学校に校長がおり、教職員組織も別々となっております。

一方、現行の小中学校は、それぞれの学校に校長がおり、独立した教職員組織の小学校及び中学校で組織され、それぞれの学校で目指す子ども像が設定されています。

このように、主に組織上の違いがあります。なお、水俣市では、小中学校の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育を行う小中連携教育を行っております。

○議長（牧下恭之君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 今から遡ること13年ほど前ですが、私の母校である深川小学校が閉校となりました。当時、娘が小学校5年生、私もPTAの役員として閉校までの様々な問題を教育委員会や地域の住民の方々と何度も何度も協議して、大変な思いをしたことを今でも覚えております。

さらに言えば、深川小学校PTAという組織がなくなったことで、深川地域の子育て世代がお互い顔を合わせる機会がほとんどなくなり、市民体育祭や地域行事に子どもたちに参加してもらうのにも苦勞するような状況になったりと、地域の結びつきは以前とすると弱くなったと思う実感が実際ございます。

また、今後の児童生徒数の推移予測からも、今後の学校の在り方には、早い段階から検討が必要であると感じております。

そこで、将来的に小中学校の再編成について、どのような検討がなされているのかをまずお尋ねします。

次に、義務教育学校についてですが、私たち真志会は8月3日に北海道安平町に視察に行つて

まいりました。安平町が取り組んでいる子どもにやさしいまちづくり事業を勉強することを目的としたものでした。この安平町は日本ユニセフ協会、日本型子どもにやさしいまちモデル検証作業実施自治体として選ばれ、実践自治体として2021年12月、日本で初めて承認されました。

安平町のホームページを御覧になれば一目瞭然ですが、子育てと教育を町の重要施策に位置づけ、取り組んでおられます。その取組の1つに、早来地区に来年4月開校を目指し、義務教育学校の建設に取り組んでおられます。まだまだ一般には聞きなじみのない、この義務教育学校というワードですが、熊本県内でも高森町や産山村に既に開校し、熊本市南区の天明校区では5つの小中学校を統合し、施設を一体化した義務教育学校を開校する方針を打ち出しました。

そこで、本市でも時代の流れに乗り遅れないように、子どもの人口動態も予測した学校の在り方を常に研究していただきたいという思いから、今回質問させていただきました。

そこで、質問ですが、義務教育学校のメリット・デメリットについて、どのような見解をお持ちか。また、水俣市内で導入を検討するとしたら、どのようなケースが考えられるのか。

以上、お尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 谷口議員の2回目の御質問にお答えいたします。2点ございました。

まず1点目ですけれども、本市における将来的な小中学校の再編成について、現時点ではどのような検討がなされているかとの御質問でした。

先ほど、水俣市の小中学校における今後6年間の予測可能な児童生徒数を申し上げましたが、水俣市小中学校再編成実施計画においては、再編成をした後、児童生徒数の著しい減少等があった場合には再検討するものとしております。

再編成後も、児童生徒数の推移を見守りつつ、子どもたちの教育環境を整えることに努めてまいりましたが、現時点では、特に具体的な再検討は行っておりません。

ただ、今後数年間の状況をしっかりと見極め、再編成の必要性について、慎重に検討してまいりたいと考えております。

水俣市教育委員会としては、水俣市の児童生徒数が確かな学力、豊かな心、健やかな体の下に、社会に出たら直面する厳しい社会生活を乗り切っていくための、生きる力を身につけられるよう、今後とも子どもたちの教育環境を整えることに尽力してまいりたいと考えております。

2点目ですけれども、義務教育学校のメリット・デメリットについて、どのような見解を持っているのか、また市で導入するのであれば、どのようなケースが考えられるかとの御質問でした。

義務教育学校のメリットとしましては、いわゆる中1ギャップの緩和・解消、また4・3・2や5・4など、学年段階の区切りを柔軟に設定でき、9年間を見通して系統性を意識した小中一貫教育が展開できることや、異年齢の交流による精神的な発達が期待できる点が上げられます。

義務教育学校のデメリットとしましては、中学校の新鮮さが無い、6年で小学校卒業という区切りが無い、人間関係が固定化しやすいなどとともに、所属する教員は小中両方の教員免許所有が望ましく、人材確保が難しくなるということが上げられます。

水俣市での義務教育学校の導入に関しましては、現在考えておりませんので、具体的なケースをお示しすることはできません。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 実は、つい先日なんですけど、安平町教育委員会の三上さんと、はやきた子ども園の、園長先生と保育士、管理栄養士の4名の方が水俣の、はつの保育園の取組を視察に見えられました。我々が安平町役場で説明を受けていたときに、この三上さんから、8月の末に水俣に視察に行く予定だと伺い、それならばと、ここにいらっしゃる小路議員が段取りをつけてくださり、水俣市の福祉課の職員数名も交えて意見交換をする場を設けていただきました。お互いの保育事情や子育て環境を整えることで、移住・定住にまでつなげたいという彼らの熱意を肌で感じることができ、大変有意義な時間となりました。

現場の空気を肌で感じるということは、大変重要です。ぜひ、本市でも安平町はじめ、高森町や産山村、天明校区の事例を早い段階から調査研究して、水俣市の教育環境整備に生かしていただきたい、そのためには、職員の積極的な先進地視察派遣が重要であると思いますが、教育長、職員の視察派遣について、教育長のお考えをお尋ねして、この質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 谷口議員の3回目の御質問にお答えします。

義務教育学校の先進地へ職員を視察派遣させることについて、私の考えをということでしたけども、義務教育学校の先進地へ職員を派遣することについては、私は阿蘇教育事務所に勤務していた時期に、阿蘇郡高森町に義務教育学校が設置されましたので、その概要については承知をしております。

このほかにも、産山村に義務教育学校がありますので、職員を視察に行かせたいと思います。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 以上で谷口明弘議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前10時06分 休憩

午前10時21分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田口憲雄議員に許します。

(田口憲雄君登壇)

○田口憲雄君 皆さん、おはようございます。自由民主党自民会派、田口でございます。谷口議員が早く終わりましたので、私はゆっくり行きたいと思います。

熊本県内の新型コロナウイルスの感染者は、6月5日には10万人を超え、9月3日には初確認から2年6か月余りで30万人を超えました。

第7波の爆発的な感染拡大が続き、20万人を突破した8月4日からわずか1か月で10万人増えました。

今日の新聞報道では国内の感染者の累計を2,022万6,628人と報じていました。

医療センターをはじめ、市内の医療機関、保健所、そして市役所の皆さんの新型コロナウイルスの対応は大変御苦労だと思いますが、今後も頑張ってくださいと思います。

さて、6月議会では人口減少、少子高齢化の中、地域マネジメントを主テーマに、市民の命を守る病院、そして生活を守る働く場所を中心に質問をしてきました。

今回は、国のこども家庭庁の創設に対する質問をしたいと思います。

それでは、通告どおり質問していきます。

大きな1番、こども家庭庁の創設に伴う本市の組織体制について。

令和5年4月、国のこども家庭庁の創設に伴い、市役所の組織体制について、市民のニーズ、行政課題への対応を強化することにより、効率的・機能的な業務体制を確立する必要があると思います。

市役所の業務において、多様化や重層化が進んでおり、市民にとって分かりやすい組織体制が求められており、柔軟な対応が必要だと考えております。

また、内容次第では、市役所の幾つかの部署をまたぐものも増えている感じです。

そして何よりも、市民の立場からは、行政相談についてワンストップサービスが求められていると思います。

今回は、特に全ての児童及び子育て支援に対して、市民にとって分かりやすく、きめ細やかな行政サービスが提供できないものかという思いで、執行部としてどのように考えておられるか質問していきます。

本市では現在、子育ての充実として、令和3年4月から設置した子ども家庭総合支援拠点の機能を活用し、同年4月にいきいき健康課に設置した子育て世代包括支援センター及び福祉課の子ども家庭相談室、こどもセンターの地域子育て支援拠点と密な連携を行い、全ての児童及び子育て家庭への相談支援をさらに強化しておられます。

(1)、いきいき健康課の組織、業務について。

いきいき健康課の高齢介護支援室では、介護保険や高齢者福祉などの業務を行い、健康推進室では、市民の健康推進のための保健事業などの業務に携わっておられます。

また、母子保健事業の中で子育て世代包括支援センターの運営をされておられます。

そこで質問します。

①、子ども、家庭状況について、過去5年間の水俣市の子どもの出生数、ひとり親家庭数の変化はどのようなものか。また、全国的な状況はどうか。

②、子育て世代包括支援センターへの相談件数と、その相談はどのようなものか。

③、子育てに対して、他自治体の組織改編を含めた取組はどうなっているのか。

(2)、福祉課の組織、業務について。

福祉課福祉支援室では、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法、母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法、児童手当法など、福祉に関する様々な法律に携わっておられます。また、子ども家庭相談室、こどもセンターの地域子育て支援拠点の運営をしておられます。

そこで質問します。

①、子ども、家庭状況について、過去5年間の水俣市のひとり親数の変化は、どのような状況か。また、全国的な状況はどうか。

②、子ども家庭相談室、こどもセンターの地域子育て支援拠点への相談件数と、その相談はどのような状況か。

(3)、児童生徒に対する相談について。

市長の令和4年度施政方針の中で、不登校など、児童生徒の抱える様々な課題に対しては、これまでと同様にスクールソーシャルワーカー等と連携し、学校と保護者からの相談を受けるとともに、子ども家庭総合支援拠点や関係機関と協働して課題解決に努めると述べられています。

そこで質問します。

①、過去5年間の児童生徒の不登校者数の変化はどのような状況か。また、全国的な状況はどうか。

②、過去5年間の学校や保護者からの相談件数と、その相談はどのような状況か。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 田口議員の御質問に順次お答えします。

こども家庭庁の創設に伴う本市の組織体制については、私及び教育長からお答えします。

初めに、いきいき健康課の組織、業務について、順次、お答えします。

まず、子ども、家庭状況について、過去5年間の水俣市の子どもの出生数の変化はどのような状況か。また、全国的な状況はどうかとの御質問にお答えします。

本市の出生数は、平成28年175人、平成29年175人、平成30年143人、令和元年140人、令和2年には134人となっており、5年間で約23%減少しています。また、全国の出生数は、厚生労働省の人口動態調査によりますと、平成28年97万6,978人、平成29年94万6,065人、平成30年91万8,400人、令和元年86万5,239人、令和2年84万835人となっており、全国的にも5年間で約14%減少しています。

次に、子育て世代包括支援センターへの相談件数とその相談はどのような状況かとの御質問にお答えします。

本市では、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援及び、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うことを目的に、令和3年3月末に、子育て世代包括支援センターをいきいき健康課内に設置いたしました。令和3年度の相談件数は、母子手帳交付時やこなには赤ちゃん訪問、乳幼児健診時での相談が、延べ988件となっております。相談内容としては、妊産婦の健康に関することや妊娠中の食事のこと、乳児や子どもの栄養、食事に関すること、子どもの成長や発達に関すること等があります。

また、産後鬱等の母親の健康不安に対する相談に対しては、産婦人科といった専門の医療機関と連携して支援を行っているほか、子どもの成長・発達に関することや就学に関すること等の相談に対しては、保育園や幼稚園、認定こども園と連携し、必要に応じて医療機関や療育事業、教育委員会の教育相談へつなげる等の支援を行っております。

また、相談の中から、虐待等のリスクのある家庭と判断される場合は、福祉課の子ども家庭総合支援拠点と情報共有をするとともに、必要な児童に対しては、要保護児童対策地域協議会で対応することもあります。

次に、子育てに対して、他の自治体の組織改編を含めた取組はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

まず、組織について本市では、子育て世代包括支援センターをいきいき健康課内に設置し、子ども家庭総合支援拠点を福祉課内に設置し、お互いに連携を図りながら母子保健や子育てに関する支援を行っております。政令都市の熊本市を除く県内12市の子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の設置状況を確認しましたところ、12市全てにおいて設置されております。そのうち、同一部署内に子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を設置し、一体的に相談対応している市は、設置予定を含め3市です。また、本市同様、子育て世代包括支援センターを保健部門に設置し、子ども家庭総合支援拠点を福祉部門に設置し、互いに連携して

対応している市が9市あります。この9市に問い合わせたところ、今後の組織の在り方について、国の動向等も注視しながら検討中、または現時点では未定という回答でした。

また、人員配置について、本市では、子育て世代包括支援センターに保健師、栄養士を配置し、子ども家庭総合支援拠点には、元幼稚園教諭、社会福祉士、保健師を子ども家庭支援員として配置しております。

なお、12市の中で、子育て世代包括支援センターに助産師や保育士、心理士を配置したり、子ども家庭総合支援拠点に心理士等の専門職を配置するなど、より専門的な対応ができるよう体制確保に取り組んでいる自治体もあります。

次に、福祉課の組織、業務について順次お答えします。

まず、子ども、家庭状況について、過去5年間の水俣市のひとり親数の変化は、どのような状況か。また、全国的な状況はどうかとの御質問にお答えします。

水俣市のひとり親数は児童扶養手当受給者の現況で把握しております。平成29年度末は244世帯、平成30年度末は236世帯、令和元年度末は218世帯、令和2年度末は210世帯、令和3年度末は190世帯となっており、5年間で約22%減少している状況です。

また、全国的な状況については、平成29年度末は97万3,188世帯、平成30年度末は93万9,262世帯、令和元年度末は90万673世帯、令和2年度末は87万7,702世帯、令和3年度末は85万4,832世帯となっており、全国的に見ても、5年間で約12%減少している状況です。

次に、子ども家庭相談室、こどもセンターの地域子育て支援拠点への相談件数とその相談はどのような状況かとの御質問にお答えします。

令和3年度の子ども家庭相談室への相談件数は127件、相談状況は育児・しつけ関係が39件、児童虐待関係が37件、性格行動関係が18件、発達障がい等障がい関係が17件、不登校関係が15件、その他が1件となっております。

こどもセンターへの相談件数は182件、相談状況は子育て全般が55件、その他が40件、成長・発育関係が38件、園・学校関係が31件、児童関係が11件、療育関係が6件、家族関係が1件となっております。

なお、その他の内容については、子どもの一般的な病気や病院受診についてのアドバイス、ママ友関係、習い事等があります。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、児童生徒に対する相談について、順次お答えします。

まず、児童生徒の不登校者数の過去5年間の変化は、どのような状況か、また全国的な状況はどうかとの御質問にお答えします。

本市の過去5年間の不登校児童生徒数は、平成29年度は16人、平成30年度は10人、令和元年度は14人、令和2年度は18人、令和3年度は23人となり、平成30年度に減少しましたが、その後は徐々に増加しています。

また、全国的な状況は、文部科学省の最新データが令和2年度のものでありますので、そこから過去5年間の不登校児童生徒数をお示ししますと、平成28年度は13万3,683人、平成29年度は14万4,031人、平成30年度は16万4,528人、令和元年度は18万1,272人、令和2年度は19万6,127人となっております。年々増加している状況です。

次に、学校や保護者からの相談件数とその相談はどのような状況かとの御質問にお答えします。

学校や保護者からの相談は、本市において平成30年度に3人のスクールソーシャルワーカーを設置しましたので、過去4年間の実績となりますが、相談件数は、初年度である平成30年度は19件、令和元年度は57件、令和2年度は49件、令和3年度は135件と相談件数が増えています。その内容については、登校をしづめている、落ち着いて学習できない、なかなか教室に入れない、集団の中での生活のしづらさがあるなどの相談が多く、スクールソーシャルワーカーが対応方法についてアドバイスをしたり、児童生徒を専門機関につないだりしています。

○議長（牧下恭之君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 それでは、2回目です。

いきいき健康課は、新型コロナウイルスの対策主管課として医療機関、高齢者福祉施設等と対策協議を続け、新型コロナウイルスワクチンの接種券を4回発行し、現在、国においてはオミクロン対応ワクチンの接種も計画されているところです。

いきいき健康課は、通常業務の多さに加え、新型コロナ関連業務も追加されています。いきいき健康課の高齢介護支援室は、本市の高齢化率上昇に伴う業務拡大と、社会福祉協議会との連携領域も拡大しています。健康推進室は、市民の健康づくりに加えて、新型コロナ対応業務が新たに加わっています。

そこで、質問します。いきいき健康課の業務負担増に伴う組織、人員、業務内容の見直しの認識はいかがかお尋ねします。また、その具体策についてお尋ねします。

次に、福祉課の組織、業務について。

令和4年6月15日に参議院でこども基本法が可決成立しました。その結果、令和5年4月1日より、子ども政策の司令塔となるこども家庭庁が内閣府の外局として設置されます。

こども家庭庁の目的は、これまで文部科学省、厚生労働省、内閣府などの各府省に分散していた子どもに対する行政業務や、子ども政策に関する総合調整権限を集約し、司令塔としての役割を持たせることにあります。

その結果、制度や組織による縦割りの壁、子どもの年齢の壁などを越えた切れ目のない包括的な支援を実現させることを目指すとしています。

痛ましい児童虐待事例が防止できなかった反省も、新組織創設の背景にあると思います。

地方行政では、児童福祉と母子保健の一体化がキーになると思います。

宇城市では、児童死亡事案の反省から、市独自に児童福祉と母子保健の両部門が一体的に対応する総合拠点を来年4月に開設する予定であることを本年6月に明らかにしています。

そこで質問します。

こども家庭庁創設に伴う本市の対応はいかがかお尋ねします。

また、いきいき健康課の組織、業務の再検討と併せて、こども家庭庁創設に併せた本市の組織改編、人的体制の充実を実施、加速すべきではないかお尋ねします。

次に、児童生徒に対する相談について。

子どもへの支援には、教育委員会と福祉保健部局との連携は必須であると考えています。現状でも、不登校やひきこもり児童については、福祉課と協働しています。

創設されるこども家庭庁では、文部科学省初等中等科教育部局の都合で断念しておりますが、本市における教育委員会と福祉保健部局との新たな連携の実現は、国が実現できなかった部分をカバーするものになると思います。

そこで質問します。

こども家庭庁創設に伴う本市の組織改編の際には、教育委員会のさらなる関与と連携が必要だと考えますが、市としてはどのように連携を取っていくと考えているのかお尋ねします。

また、その具体的連携方策についてお尋ねします。

以上、2回目の質問は3点です。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 田口議員2回目の御質問にお答えします。

まず、1点目がいきいき健康課の業務の業務量に対して今後組織や人員、それから業務内容の見直しの認識なんかをどのように考えているかという御質問でございますが、このいきいき健康課につきましては、新型コロナウイルス感染症対応に伴う業務量が増加していることは認識をしております。いきいき健康課の組織体制や人員の配置につきましては、限られた人員で効果的かつ効率的に行政サービスを提供する必要がありますが、市役所全体の人員や、業務量も踏まえ、全庁的検討の中で考えてまいります。

また、児童福祉法改正に伴いまして、こども家庭センターの設置を検討をしており、その中で業務内容を見直す必要もあると考えております。

2点目の、国がこども家庭庁を創設するという流れの中で、この家庭庁創設に伴っての本市の

対応はどうか。また、組織の改編や人的体制の充実、そういったものを加速すべきではないかという御質問でございました。

国は、こども家庭庁創設に合わせまして、市区町村におきまして、令和5年度末までに既存のこども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直すこととしております。

それぞれの意義や機能は維持をした上で、全ての妊産婦、子育て世代、子どもに対して一体的に相談支援を行う機能を有する機関として、これらを統合したこども家庭センターの設置に努めることとなっております。

現段階では、詳細なガイドラインは示されておられませんけれども、本市では既にこども家庭センター設置へ向けて、昨年の12月から福祉課、いきいき健康課の関係部署で検討を始めているところです。

本市としましても、子どもや子育て家庭への支援は、妊娠・出産から切れ目のない一体的な支援体制が必要であり、最重要課題の1つと捉えております。

今後、国から発出されるガイドライン等の情報を注視をしながら、福祉課の児童福祉部門、いきいき健康課の母子保健部門、さらには教育課の教育部門に共通する子ども及び子育て家庭に関する関係部署で連携を強化して一体的な体制を目指すこととしております。

そのための人材の確保や、組織改編についても、さらに検討・協議を重ねまして、時期を逸することなく、本市の実情に即したこども家庭センターの設置を目指しています。

3つ目の御質問、このこども家庭庁創設に伴う組織の改編の中に、教育委員会の関与が必要ではないかと、またそういった具体的な連携方策についてどうなんだという御質問でございます。

現在、本市におきまして、福祉部門では要保護児童対策地域協議会によりまして、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等の早期発見や、適切な保護を図るため、関係機関で情報交換や支援内容の協議を行っております。

また、教育部門では、水俣市幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校連絡協議会によりまして、関係者による情報共有が行われております。このほかにも、スクールソーシャルワーカーを通じ、きめ細やかな連携体制により、子どもとその家庭を支援する取組を進めているところではありますが、今後は、それぞれの組織を継続しつつ、子どもたちの将来を見据えた有機的、建設的な組織改編を視野に入れながら、こども家庭センター下での一体的な相談支援体制の在り方を考えてまいることといたします。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 なかなか長くならなかったですけど、あと3回目をして終わりますけども、新型コロナウイルス感染症は、先ほども話したとおり、初確認から2年半たち、その対応は長期化して

います。業務量増加も長期化しています。

そこで質問します。

組織体制の検討に当たり、まずは各部署の業務状況をしっかり把握していただき、その時々
の状況に対応できる組織の柔軟性も必要だと思いますが、いかががお尋ねします。

令和3年度中に、全国225か所の児童相談所が児童虐待の相談として対応した件数は、速報値
で20万7,659件で過去最多です。虐待相談対応件数は、一貫して増加を続けています。

福岡県篠栗町在住の当時5歳の男児が令和2年4月に餓死した事案や、ネグレクト（育児放
棄）と虐待認定されていた鹿児島県出水市の当時4歳の女児が令和元年8月に死亡した事案が起
きています。

令和2年度に虐待を受けて死亡した子どもは全国で77名です。虐待死の検証結果からは、妊娠
や出産に際して孤立に追い込まれた母親の姿が浮かび上がってきました。

ひとり親家庭が経済的に追い詰められていることへの手当てとして、岸田首相は低所得対策世
帯に5万円の給付金を含む経済対策を決めました。

子どもや、その家庭の支援は、法律上、市町村が対応します。明日、水俣で痛ましい事件が発
生するとも限りません。穏やかな水俣市民の中には、支援が必要な子どもと家族は存在します。

そこで質問します。

センターの設置は喫緊の課題として対応すべきだと考えますが、認識はいかがお尋ねし
ます。

以上、3回目の質問は2点です。

最後になりますが、今回、私はこども家庭庁創設に伴う本市の組織改編に対しての提案をして
きました。

子どもは地域の宝です。教育は家庭教育、学校教育、地域教育であると思います。

しかしながら、家庭、学校、地域の教育に変化を感じており、新たに市民サービスの一環で子
育て支援が行政に求められていると思います。

子どもと、その家庭の支援について、いきいき健康課と福祉課、教育委員会が密接に連携を行
う部署を創設し、子育てしやすい生活環境をつくることは、高岡市政が目指す、選ばれる水俣、
活力生まれる水俣につながると考えています。

以上、今回の私の質問を全て終わります。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員3回目の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目が組織体制の検討に当たっては、その時々
の状況に対応できるその柔軟性なんか
も必要だというふうに思うけども、
いかがかという御質問でございます。

新型コロナウイルス感染症に伴う対応が長期化をし、業務も増加していることは、先ほども述べましたように認識をしているところでございます。

これまでも、必要な人的配置や、担当課内や部内で流動的に応援を行うなど、現在の体制の中で対応はしてきております。

組織体制等については、全庁的な視点の中で検討してまいりますけれども、各部署の業務状況はしっかりと把握をした上で、今後も必要な体制を整えてまいります。

2点目の、このセンター設置は喫緊の課題ではないかということで、その認識はどうかという御質問でございます。

こども家庭センターの設置につきましては、重要な課題であり、喫緊の課題であると認識をしております。

一方で、当該センターには保健師や行政職だけでなく、社会福祉士など、専門職の配置も必要であると見込まれることから、これらの採用についても検討を進める必要があります。現時点では、当該センターに関する情報が限られていることもあり、まず国から示されるガイドライン等の情報を得た上で、本市の実情に即したセンターの創設を目指したいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 以上で田口憲雄議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前10時51分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田中睦議員に許します。

（田中睦君登壇）

○田中 睦君 こんにちは。無限21の田中睦です。

今回は、ふだん思っていること、それから市民の方から寄せられた疑問、要望などから質問内容を考えました。項目が多いので、中身が浅くなるかもしれませんが、御容赦ください。

では、通告に従って以下質問いたします。

1、コロナ禍における学校現場の状況について。

①、新型コロナウイルス感染症の蔓延によって、今年の夏も子どもたちのラジオ体操の姿が見られませんでした。マスクをつけての登下校が日常の風景になりました。コロナ禍以前の学校の様子、とりわけ子どもたちの学習風景が変わり、それまではできていたことができなくなったということも多いようです。いろいろな活動に制約が出ているようです。それでも、教育効果を損

なわなないように各学校で工夫しておられることと思います。どのような工夫をしておられるのか、示していただけばと思います。

②、コロナ対応による先生方の業務負担が増えているという声を聞きます。ふだんから時間外勤務の多い先生方に追い打ちをかけるような状況が生まれてきているのではないかと危惧します。先生方の負担軽減の手立てはどうなっているのかお尋ねします。

③、学校行事や研修に関しては、内容の簡素化を図ったり、規模を小さくしたり、時間の短縮を図ったりするなどの工夫がなされているようです。それに伴って準備も簡素化され、練習時間も短くなっているようです。現在工夫されていることから、今後の学校行事や研修の在り方に生かせることがないかをお尋ねします。

4つ目に学校の清掃活動について伺います。

私も教員時代は学校での掃除は教育活動の一環として、何の疑問も持たずに行っていました。しかし、昨今のコロナ禍にあって、子どもたちに掃除をさせることに疑問を持つようになりました。掃除用具の消毒など、感染防止対策も万全にはできていないのではないかと思います。

そこで、この際、学校の掃除を外部に委託してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

2、次に、新型コロナウイルス感染者の避難所の利用について。

①、症状が軽く、自宅療養をしている新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が避難をしたいと思われた場合の、避難所の受入体制はどうなっているか。

3、簡易抗原検査について。

現在、熊本県が実施している無料検査とはどのようなものなのか。また、本市での実施状況、どれぐらい利用されているのかをお尋ねします。

4、森林伐採と洪水防止対策について。

①、近年水俣川、久木野川、湯出川流域で山林伐採が進んでいますが、その影響なのか、雨の後の川の濁りがひどくなっているような気がします。

そこで質問します。

森林伐採により、山林の保水力が低下しているのではないか。そのことが洪水を引き起こす要因の1つになっているのではないかと考えています。市として洪水防止対策をどう考えているのか。

5、市政情報の発信等について。

①、3月臨時会で質問した高齢者スマホ等普及事業について、その後の進捗状況について質問します。

当初の計画が国からの交付金の対象にならないと分かって、3月、一般質問の前日になって、事業内容の変更が示されました。スマホ購入に対する補助から、普及促進活動への補助と変更さ

れました。

そこで、改めて高齢者スマホ等普及事業の補助対象となった件数と、その補助額をお尋ねします。

②、市公式LINEについて、現時点での登録者の数はどうなっていますか。また、目標数はどれだけでしょうか。

③、市からの情報発信に加えて、市民からの通報を受けるシステムを導入してはどうでしょうか。

6、最後に、学校現場における働き方改革について。

①、令和元年度以降、ここ3年間、先生方の超過勤務は減っているのか。

②、学校現場で勤務時間の記録は正確になされているのでしょうか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 田中議員の質問に順次お答えします。

まず、コロナ禍における学校現場の状況については教育長から、新型コロナウイルス感染者の避難所の利用については総務企画部長から、簡易抗原検査については福祉環境部長から、森林伐採と洪水防止対策については産業建設部長から、市政情報の発信等については私から、学校現場における働き方改革については教育長から、それぞれお答えします。

○議長（牧下恭之君） コロナ禍における学校現場の状況について、答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 初めに、コロナ禍における学校現場の状況について、順次、お答えします。

まず、コロナ禍で授業風景が変わり、それまではできていたことができなくなっていることも多いようだが、それを補うための工夫はどうされているのかとの御質問にお答えします。

コロナの影響を受けた学校活動については、集会や体験活動、調理実習、音楽や体育の内容の制限、対外的な交流活動の減少、給食の黙食など、児童生徒同士のコミュニケーションや学び合いの場が作りにくいことが考えられます。感染リスクを伴うものについては、工夫で克服できない部分もありますので、可能な限り感染対策を講じた上で活動せざるを得ませんが、授業の場面では、1人1台タブレット端末に導入したソフトにより、児童や生徒間の意見、考え方を可視化し、共有を図るなど、ICTを活用した授業の工夫を行っております。

次に、コロナ対応による先生方の負担が増えてきているのではないか。負担軽減の手立てはどうかとなっているのかとの御質問にお答えします。

コロナにより学校現場で生じた負担については、感染リスクを減少させるためのマスクや消毒の徹底、陽性者の報告や濃厚接触者の特定などが考えられます。これらの対応については、特定の教職員が行うのではなく、可能な範囲で分担して行うとともに、配置校においては教員業務支援員が、そのほか、必要に応じて学校用務員や事務職員等が対応を行っており、負担軽減が図られております。

次に、行事や研修に関しては、簡素化を図ったり、規模を縮小したり、時間を短縮するなどの工夫がなされていると聞く。それに合わせて準備も簡素化され、練習時間も短くなっているようだ。今後にも生かせることはないかとの御質問にお答えします。

学校行事や研修における主な変化としましては、運動会の半日開催等の時間の短縮や規模の縮小、出張や研修、授業におけるICT化の推進等が考えられます。こうしたコロナへの対応を行ったことにより、行事内容の見直しが進んだこと、リモートでの出張・研修による移動時間の削減に伴い、子どもと向き合う時間や、教材研究時間の確保ができたこと、導入が加速化したタブレット端末を活用した主体的な調べ学習時間の増加や、学習支援ソフトの活用が図られたことについては、今後にも生かせるものと考えております。

次に、掃除の外部委託はできないかとの御質問にお答えします。

学校における掃除については、文部科学省が定めた小学校の学習指導要領の特別活動における学級活動の項目に関連する記載があり、その内容は、清掃などの当番活動や係活動等の自己の役割を自覚して協働することの意義を理解し、社会の一員として役割を果たすために必要となることについて主体的に考えて行動することとあります。また、児童生徒が自ら掃除を行うことは、日本の教育の伝統的な特色をなすものと認識しておりますので、外部委託することは考えておりません。

○議長（牧下恭之君） 田中睦議員。

○田中 睦君 新型コロナウイルス感染症によって、学校の様子が様変わりしました。机をくっつけて、グループで楽しくしゃべりながら食べていた給食が、みんな前を向いて黙って食べる黙食になり、音楽では合唱ができない、リコーダーや鍵盤ハーモニカが使えない、グループで活動する家庭科の調理実習や、理科の実験ができない。体育では、ボールをパスするバスケットボールなどの学習ができないなど、言い出したら切りがないほどの制約があったようです。それも、今はかなり緩和されてきているというふう聞いております。

鍵盤ハーモニカに代わって、タブレットのアプリを活用するなど、ICTを活用した授業も行われていると聞いております。

密接・密集を避けるため、始業式や終業式、各種集会は学校規模にもよりますが、リモート集会になっているようです。

2020年一斉休校後の学校現場は大変だったようです。家庭での検温の確認、手洗いの徹底、多くの子どもが触れるドアノブなどの消毒、子どもたちの机・椅子の消毒には、かなりの時間がかかったと聞いております。

また、前の学年の学年末にできなかった授業の補充もしなければならず、当時は大変な状況だったようです。

現在では、子どもたちのマスク、手洗いが習慣化され、消毒作業も幾分緩和されてきたということです。それでも、体温の確認などをチェックシートで行ったり、給食時に使った布巾の殺菌、そしてそれを洗って干す作業など、毎日行う作業もあります。

これらのコロナ対応については、児童生徒の多い学校には業務支援員が配置されていますが、さらにあと2名、小学校、中学校に各1名ずつの配置があれば、現場はもっと助かると思います。

サポートをしておられる事務職員や用務員の皆さんは、本来の業務以外をしているわけで、そちらに負担がかかっているのも軽減する必要があると思います。

また、子どもたちの中に感染が確認された場合、保健所への連絡や相談を教頭先生が主にやっておられるというふう聞いております。

このように、本来の業務以外に時間や労力を取られている職員が増えてきています。ぜひ、人員の配置を市独自では厳しいということであれば、もう既に働きかけはやっておられるとは思いますが、国・県にさらに強く働きかけて、一日でも早く、1人でも多く人員配置ができることを願っております。

掃除の外部委託については考えていないということですが、コロナの感染リスク軽減のためにも、トイレ掃除だけでも外部委託ができないものでしょうか。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 田中議員の2回目の御質問にお答えします。

コロナの感染リスク軽減のためにも、トイレ掃除だけでも外部委託はできないかとの御質問でした。

トイレの掃除につきましては、マスクの着用を徹底し、換気のよい状況で行うとともに、掃除が終わった後は手洗いをを行うこととしておりまして、感染対策を講じておりますので、ほかの清掃箇所と同様に外部委託は考えておりません。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 田中陸議員。

○田中 睦君 今回は、子どもたちのトイレ掃除を1つ取り上げましたが、ほかにも学校の中で外部委託できそうな業務、先生方の業務があれば、それを検討する時期に来ているのではないかと思いますので、ぜひ御検討をお願いして、この件については、これで終わります。

○議長（牧下恭之君） 次に、新型コロナウイルス感染者の避難所の利用について、答弁を求めます。

中谷総務企画部長。

（総務企画部長 中谷衛君登壇）

○総務企画部長（中谷 衛君） 次に、新型コロナウイルス感染者の避難所の利用について、新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者の避難所での受入体制はどうなっているかとの御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者につきましては、原則、もやい館で受入体制を取ることとしており、一般の避難者とは別の部屋に入らせていただくこととしています。

○議長（牧下恭之君） 田中睦議員。

○田中 睦君 今月5日には、台風11号の接近に伴い、15時に高齢者等避難が発令されました。数日前から今回の台風は勢力が強く、警戒が必要との報道がテレビ等を通じて頻繁に行われていました。そんなときに、ある方からコロナ感染者や濃厚接触者が避難を希望する場合にはどうなるのかと尋ねられました。

そこで、多くの市民に知っていただきたいと思って質問をしております。もやい館で受入れ、一般の避難者とは別の部屋に入ってもらおうようにしているということでした。もやい館まで遠い山間部の、特に高齢者はもやい館まで行くのが困難だと思われます。どのような対応を考えておられるのか、1点だけお尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 山間部の方がもやい館に避難するという場合にどうするかという御質問でした。

熊本県が新型コロナウイルス感染症の自宅療養者や濃厚接触者などの避難について通知をしており、移動手段がない場合は、水俣保健所へ連絡し、相談することとなっています。

本市としましても、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者や濃厚接触者などの方が早めに避難の相談や判断ができるよう、避難所開設情報や避難情報については、時間的に余裕を持って発令するように努めております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 田中睦議員。

○田中 睦君 県のホームページを見てみました。避難先において感染を広げることがないように

ということで、幾つか具体的な記載がありました。

自治体の避難所に避難する場合は、必ず自宅療養中である旨を伝えること。また、避難所への移動手段がない場合は、必ず事前に保健所に相談してくださいと。これは、今御答弁があったとおりですね。さらに、避難所に避難をする場合は、必ず防災担当課等に事前に連絡し、指示に従ってくださいとか、事前に連絡できない場合は、到着した際に自宅療養中であることを伝えて、職員の指示に従って行動することなどが示してありました。

答弁にありましたように、早め早めの情報提供をしていただいて、市民の皆さんの安心・安全の確保に今後も努めていただきたいというふうに思います。これはもういいです。

○議長（牧下恭之君） 次に、簡易抗原検査について答弁を求めます。

高三瀨福祉環境部長。

（福祉環境部長 高三瀨晋君登壇）

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） 次に、簡易抗原検査について、熊本県が実施している無料検査とはどのようなものか、また、本市での実施状況はどうなっているかとの御質問にお答えします。

現在実施中の無料検査は、社会経済活動を行うに当たり陰性確認が必要な場合や、感染拡大傾向時の不安解消を目的として、無症状の方を対象に抗原検査を無料で実施する検査です。熊本県では、本検査を令和3年12月末から、当面の間実施することとしています。

本市においても、令和4年1月から、吉富薬局及び平和薬局センター店の市内2か所で実施されています。

○議長（牧下恭之君） 田中睦議員。

○田中 睦君 自治体によっては、症状が軽く重症化リスクの低い人には抗原検査キットを配布し、自分で検査をしてもらうことで、医療逼迫を避け、診療が必要な人が適切な医療サービスを受けられるようにしているところもあるようです。

熊本市も発熱外来の逼迫を解消するため行われていた検査キットの無料配布を今月の3日までだったものを、期間を延長し、17日まで延長して、対象年齢も16歳から39歳までだったものを64歳までと拡大しています。

いずれも症状があっても軽い人が対象となっています。水俣市の場合は熊本県が実施している無料検査で、無症状の方を対象に行うものだとの説明でした。現在2か所の薬局で実施をしているということです。

本市におけるこの無料検査の利用者数、利用件数というのが、もし分かればお知らせください。

○議長（牧下恭之君） 高三瀨福祉環境部長。

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） 御質問は、本市におきます無料検査の検査数、どのくらいかという御質問でございました。

熊本県にも確認をいたしました。検査数は公表されておらず、市内でどのくらいの方が検査されたかは不明です。

検査キットが不足する場合もあったとお聞きしておりますので、多くの方が受検されたというふうに思われます。

○議長（牧下恭之君） 田中睦議員。

○田中 睦君 症状はないけれども、感染しているかもしれないと不安に思う人が医療機関で受診する前に検査を受けて、陰性が確認できれば安心して仕事にも行けますし、受診者が減る医療機関も助かるのではないかというふうに思います。

逆に、検査をした結果、陽性が判明した場合、直ちに受診することにより感染していることを知らずに過ごすことがなくなり、感染拡大を防止する効果もあるのではないかと思います。

今年に入ってからこの検査が行われているということを知りました。まだまだ市民の中には知らない方も多いのではないかと思います。市としても、さらにこの事業の周知を図られることを要望します。また、協力しておられる薬局では、まだ暑いさなかに外に出て検査をしておられる姿を見かけました。御苦勞に感謝しながら、この件の質問は終わります。

○議長（牧下恭之君） 次に、森林伐採と洪水防止対策について答弁を求めます。

本田産業建設部長。

（産業建設部長 本田聖治君登壇）

○産業建設部長（本田聖治君） 次に、森林伐採と洪水防止対策についてお答えします。

森林伐採により山林の保水力が低下し、洪水を引き起こすことが懸念されるが、洪水防止対策はどうなっているかとの御質問にお答えします。

森林伐採に対する洪水防止対策ですが、本市では水俣市森林整備計画の中に、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を設定しております。その中で、当該区域において伐採に係る届出書の提出があり、森林の適正な伐採時期に達していないなど、森林整備計画に適合していない場合は、届出者に対し、計画を変更するよう指導を行っております。

また、水俣市森林整備計画に基づき、再生林や間伐などによる適切な森林の育成を図ることにより、山林の保水力を高めていくことが、森林の持つ公益的機能の維持増進が図られ、洪水防止につながると考えております。

市としましては、今後も引き続き森林整備計画を適正に推進してまいりたいと考えております。

さらに、市内の主要河川である水俣川と湯出川では、令和3年度、熊本県が堆積した土砂のしゅんせつや、護岸のかさ上げなどを行っており、今後とも河川管理者である熊本県に定期的に要望していきたいと考えております。

また、市が管理する河川につきましても、熊本県同様の対策を考えております。

○議長（牧下恭之君） 田中睦議員。

○田中 睦君 森林伐採については、森林整備計画に沿った形で森林機能の増進に取り組む、場合によっては、伐採計画の変更を指導することもあるということでした。

今回質問するに当たって、市の森林整備計画の中の関係する部分を見せていただきました。また、森林法についても少しですが、見てみました。それらによると、伐採時には伐採計画や伐採後の造林方法等の届出が必要なこと。伐採後は、人工造林の場合は2年以内に植栽を完了すること。人工造林でない天然更新の場合は5年後に現地調査をして、更新ができていない場合には確実に更新を図ること、その際は、市としては改善指導を行うということが分かりました。それらが洪水防止につながるということになるかと思えます。

河川の管理については、去年も一昨年も、県の事業で水俣川、湯出川のしゅんせつ工事が行われております。市が管理する川についても同様の対策を考えているということですが、具体的にどのようなことをされたのか、また、今後の対策についてもお尋ねをいたします。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 田中議員の2回目の御質問にお答えします。

市が管理する河川について、令和3年度及び今後の対策についての御質問だったかと思えます。

令和3年度におきましては、市の管理する長野川と茂道川の堆積土砂のしゅんせつを行っております。

また、今後につきましては、地元からの要望に応じて堆積土砂のしゅんせつ、断面を阻害するような樹木の伐採などの洪水防止対策を考えてまいります。

○議長（牧下恭之君） 田中睦議員。

○田中 睦君 長野川については、その近くの方から、何年か前に大変困っているということを知っておりましたので、大変喜んでおられるのではないかというふうに思います。

先月の後半だったかと思いますが、朝方に雷を伴った雨が降り、降りやんでしばらくしたら、家の近くの水俣川の水かさが30分ぐらいの間に1メートル以上上がりました。茶色く濁った水とともに結構大きな木が流れていくのが見えました。もっと長い時間降り続けていればどうなっただろうと心配をしたところでした。

今も体育館の横の水俣川の堰に大きな木が引っかかっていますが、2003年の土石流災害を思い

出してしまいました。あのときは水俣川上流から流れてきた木々が鶴田橋の橋桁に引っかかり、川をせき止め、鶴田橋は壊れ、横から水があふれて陣内地区を襲いました。

最近は線状降水帯という言葉も度々聞かれるようになり、あちこちで災害が起こっています。たまたま水俣では大きな被害が出なかったということではないでしょうか。水俣川も何回かに分けて土砂のしゅんせつが行われました。大変ありがたいことですが、雨が降るたびに土砂が堆積しています。しゅんせつが間に合わないくらいに土砂の堆積が進むのではないかと心配しております。

災害防止については、市役所各課・各部署のそれぞれの対応があると思いますが、市当局全体で総合的な取組を今後も進めていただきたいということを要望して終わります。

○議長（牧下恭之君） 次に、市政情報発信等について答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、市政情報の発信等について、順次お答えします。

まず、高齢者スマホ等普及事業の補助対象となった件数はどれだけで、補助額は幾らかとの御質問にお答えします。

本事業は、内閣府のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用とすることを前提に、主に高齢者を対象にしたスマホ教室の開催、スマホ・タブレット普及促進活動への補助を実施するため、経費を予算計上していました。これは本市が進めている行政サービスのデジタル化の恩恵を市民が広く享受できることを目的としたものです。

しかしながら、デジタル田園都市国家構想推進交付金のうち、本事業に係る部分については不採択となったことから、事業は実施しておりません。

一方で、総務省の利用者向けデジタル活用支援推進事業を活用し、民間事業者と協力してスマホ教室を開催する予定であり、これは市民がデジタル化の恩恵を享受できる目的に資する事業だと考えております。

次に、市公式LINEについて、現時点での登録者数はどうなっているか。また、目標数はどれだけかとの御質問にお答えします。

令和4年9月1日時点における登録者数は1,391人となっております。また、目標数については、配信した内容について、世帯内で情報共有が図られることが見込まれるため、まず市内全世帯を対象に1世帯当たり1人以上登録をしていただくことを目的としております。さらに、市外等へ向けた観光やイベント情報の発信のため、市外住民への登録も推進してまいります。

なお、今年度はLINE導入初年度のため、今年度の状況を見ながら、改めて今後の目標値等を設定した上で普及活動を進めてまいります。

次に、市からの情報発信に加えて、市民からの通報を受けるシステムを導入してはどうかとの御質問にお答えします。

市公式LINEは、行政情報や災害時の緊急情報などを迅速に情報発信していくことを目的として導入いたしました。御指摘の通報システムですが、市民からの相談等については、職員が電話等で対応しており、システムを導入しなければ対応できない状況ではありませんので、現時点では導入の予定はありません。

○議長（牧下恭之君） 田中睦議員。

○田中 睦君 当初の事業計画が交付金の趣旨に合わなかったの見直して申請するというのが3月臨時会での答弁でした。

今回また交付金申請が採択されなかった。それで、高齢者スマホ等普及事業はしないということですね。

交付金の財源が確保できずに事業ができなくなった事案というのは、今年度どれだけあるのでしょうか、それが1点。

交付金申請をして採択されないと分かったのはいつですか。高齢者等スマホ等普及事業については、以上2点を質問します。

次に、市の公式LINEについて。

市の公式LINEは、市からの情報発信を目的に導入したもので、現時点での通報システムの導入予定はないということでした。市民からの相談に対しては電話対応で間に合っているかもしれませんが、市民からの情報提供の中には緊急対応が必要なこともあるかと思います。通報システムを導入している自治体のように、災害時の崖崩れや道路陥没、河川の増水情報、それから公園の遊具の破損など、地域住民が画像を添えてLINEで送ることができれば、市としても迅速な対応ができるのではないのでしょうか。今後の検討をぜひお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員2回目の御質問にお答えします。

2点ございまして、今年度交付金を財源とした予算で不採択となったものが幾つあるかというのがまず1点でございます。

これは、交付金が不採択となった事業を実施しないもの、これは9月1日時点で本事業を含めて3件です。

また、2点目の交付金の不採択はいつ分かったのかというお尋ねですけれども、4月1日付でデジタル田園都市国家構想の推進交付金の決定の通知がありまして、採択事業の一覧の中に本事業が含まれていなかったため、不採択であることが分かりました。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 田中睦議員。

○田中 睦君 高齢者スマホ等普及事業というのは、市長が打ち出された新しい3本柱の1つである、選ばれる水俣の中の、たしか7つあったと思いますが、その中の1つですね。予算規模では2番目に大きな事業だというふうに理解しています。市長自身、力を入れていた事業だったのではないかと思います。

当初の計画を見直して申請したものの、不採択となった。その時点で事業断念となったのか、さらに事業の見直しをしようとはしなかったのか、いろいろ疑問が湧いてきたところです。

2点質問します。

1つは、4月に交付金不採択が判明して、これまでの間、どうしていたのか。事業の見直しや他の財源を探してみようというようなことをされなかったのか、それが1つですね。

市長、2期目に入り、政策の柱を立てて具体的な事業を考え、その事業の裏づけとなる予算案を議会にかけて、それを可決して執行するという流れだと思います。その事業ができなくなったわけですから、議会に報告するなり、説明するなり、すべきではないかと思います。それはいつされるのでしょうか。

以上、2点。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 3回目の御質問にお答えします。

まず1点目が、このデジタル田園都市国家構想の推進交付金が不採択になったので、ほかの事業、予算を探したりしなかったのかという御質問でございますけども、先ほど答弁でも申し上げましたが、総務省の利用者向けデジタル活用支援推進事業を活用して、スマホ教室を実施する予定です。このスマホ教室の参加者は、高齢者が中心となると見込まれますので、本事業は高齢者におけるスマホ利用の普及促進にもつながると考えております。

2点目の不採択になったこの事業について、議会に報告する必要はなかったのかという御質問ですが、議会の議決を受けた範囲内での予算の執行につきましては、市長の裁量に任されており、改めて議会の議決を経る必要はないものと承知をしております。

なお、実施しないことが確実にになった事業に係る歳出の予算については、必要に応じまして、補正予算案を調整し、議会に提出をして御説明をいたしております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、学校現場における働き方改革について答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、学校現場における働き方改革について、順次、お答えします。

まず、令和元年度以降、先生の超過勤務は減っているかとの御質問にお答えします。

超過勤務者数については、各小中学校から、月45時間以上従事した人数の報告がなされており、令和元年度以降は、やや減少している傾向です。年度ごとの延べ人数について、令和元年度では、小学校が557人、中学校が396人、令和2年度では、小学校が400人、中学校が298人、令和3年度では、小学校が417人、中学校が334人となっております。

次に、勤務時間の記録は正確になされているかとの御質問にお答えします。

勤務時間の正しい申告については、校長会議や教頭等研修会、学校訪問等の機会を通じて指導しており、誤った申告がなされたという報告はありませんので、正確に記録されているものと認識しております。

○議長（牧下恭之君） 田中睦議員。

○田中 睦君 答弁では、超過勤務者数はここ3年間、やや減少傾向だということでした。果たしてそうでしょうか。

令和2年度は、前年度に比べて、確かに大きく減っています。しかし、これは前年、2019年1月に文科省から1か月に45時間、年間360時間を超えないよう、勤務時間の上限に関するガイドラインが出されたことによるものです。

翌年には、小学校は微増、中学校は36人増、割合にすると12%増えています。この数字は現場から上がってきた数字です。ところが、この上がってきた数字自体の信憑性に問題があるわけです。勤務時間の正確な記録、正しく申告されているかという問題があります。誤った申告がなされたという報告がないので記録は正確だという答弁だったかと思いますが、誤った申告を誰が報告しますか。とても納得できるような答弁ではありません。

組合で調べた在校時間の正確な記録という項目について、正確な記録ができていると答えた人の割合が2019年から2021年にかけて減り続けています。小学校では92%、78%、56%と減ってきています。中学校は70%、60%、そして2021年度は21%です。中学校の8割近くの先生が正確に記録はされていないと答えているんですよ。バーコードリーダーで客観的把握がなされているはずだと言われるかもしれませんが、それを使う人が正しく使わないと、機械はそのまま記録してしまいます。事実でない記録を機械は正確に記録してしまいます。その数字が教育委員会が把握した数字じゃないんですか。土曜、日曜に出勤しても記録はしない。時間外勤務が45時間を超えないようにしている。夕方、一旦勤務を終えたようにして、その後残って仕事をします、このような声が上がってきているんです。

教育委員会に報告されている数字は、ガイドラインに示された上限45時間を超えないように、少なめに数字を上げた、つまり過少申告した人の分がかなり入っていると考えるべきだと思います。

す。実態を正確に記録したとは言い難いものだと考えていますが、どうですか。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 田中議員の2回目の御質問にお答えします。

教職員組合から取ったアンケートの結果と教育委員会に報告された数字が違っていると、過少申告されているのではないか、このことについてどう考えるかというような御質問でした。

先ほども答弁しましたとおり、過少申告についての報告はありませんので、そのような事例はないものと考えております。

教育委員会としましては、これまでも教職員の負担軽減を図ってきたところであり、今後も在校時間等の縮減に向けて、業務の見直しや、スリム化等の取組を進めるとともに、正確な勤務時間の申告を行うよう指導を徹底してまいります。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 田中睦議員。

○田中 睦君 先ほども言いましたが、過少申告についての報告がないことを根拠にしておられますが、どこの世界にわざわざ正確に報告していませんと言う人がいるのでしょうか。

以前、土曜授業の振替がきちんと取られていないのではないかと質問したことがあります。教育委員会では、振替は取られているという答えでしたが、組合の調査との間にずれがありました。それに対して、当時の教育長は、学校からの報告とそごがあれば、厳密に調査したいと応じられ、半年後に、調査の結果、振替日に仕事をしていたことが分かり、改めて指導をすると答えておられます。

教育委員会としては、上がってきた数字だけを見るのではなく、たまには夜8時、9時に学校を回っていただいて、明かりがついていたら職員とちょっと話をしてみたりして、ぜひ実態をつかむようにしてはいかがでしょうか。いろんな調査の方法があるかと思いますが、そういうきちんとした調査をぜひお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 田中議員の3回目の御質問にお答えします。

学校から報告をされた数字だけでは実態をつかむことはできないのではないかと。ぜひ、教育委員会として正確な調査等をしてほしいというような御質問でした。

現在行われている学校からの報告については、正確さを欠いているとは思いませんけども、今回、田中議員からいただいた御意見を校長会議を通じて、各校の教職員に周知することとしますので、改めて調査などを行うことは考えておりません。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 以上で田中睦議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明14日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、明日の本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時23分 散会

令和4年9月14日

令和4年9月第5回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

令和4年9月第5回水俣市議会定例会会議録（第3号）

令和4年9月14日（水曜日）

午前9時30分 開議

午前11時50分 散会

（出席議員） 16人

牧 下 恭 之 君	杉 迫 一 樹 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	田 中 睦 君
藤 本 壽 子 君	岩 阪 雅 文 君	岩 村 龍 男 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長（岡 本 広 志 君）	主 幹（中 村 亮 彦 君）
主 任（藤 澤 亜 未 君）	主 任（森 ちひろ 君）

（説明のため出席した者） 15人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（中 谷 衛 君）	福祉環境部長（高三瀦 晋 君）
産業建設部長（本 田 聖 治 君）	産業建設部次長（田 中 真 也 君）
教 育 長（小 島 泰 治 君）	病院事業管理者（坂 本 不 出 夫 君）
上下水道局長（金 子 昌 宏 君）	総合医療センター事務部総務課長（上 田 敬 祐 君）
総務企画部市長公室長（鎌 田 みゆき 君）	総務企画部総務課長（岩 井 浩 昭 君）
総務企画部地域振興課長（柿 本 英 行 君）	総務企画部財政課長（岡 本 夫 美 代 君）
教育委員会教育課長（設 楽 聡 君）	

○議事日程 第3号

令和4年9月14日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|----------|--|
| 1 平岡 朱君 | 1 経済的に厳しさを増す市民生活の負担軽減について
2 多様な「性」を生きる人たちが暮らしやすい社会の実現について
3 誰もが安心して利用できる生理用品の設置について
4 水俣病問題について |
| 2 岩阪 雅文君 | 1 新型コロナウイルス感染症に対する具体的対応について
2 熊本県民体育祭水俣市・葦北郡大会開催の状況について
3 恋路島と水俣湾の具体的利活用について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（牧下恭之君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（牧下恭之君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、坂本病院事業管理者、設楽教育課長の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（牧下恭之君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁時間を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、平岡朱議員に許します。

（平岡朱君登壇）

○平岡 朱君 おはようございます。日本共産党の平岡朱です。

物価の高騰や年金の引き下げにより、市民生活は厳しさを増しています。そんな中、法的根拠

もない————安倍晋三元首相の国葬に多額の税金が投じられようとしています。

税金が国民のために使われ、1人でも多くの方が経済的負担を軽くできることはないか、また誰もがさらに暮らしやすい水俣市になればとの思いで、以下質問いたします。

大項目1、経済的に厳しさを増す市民生活の負担軽減について。

①、コロナ禍における生活保護受給世帯数の推移はどのようになっているか。

②、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、住民税非課税世帯等に対し臨時特別給付金の支給が行われているが、「令和4年度分住民税非課税世帯」は何世帯か。

③、水俣病に係る特別調整交付金はどのようなものか。

④、国民健康保険税はどのような方法で計算されているか。

⑤、介護保険料は現行何段階での徴収になっているか。

大項目2、多様な「性」を生きる人たちが暮らしやすい社会の実現について。

①、「性の多様性」について市民が理解を深めるための取組は行われたか。また、職員向けの研修等が行われたか。

②、令和2年12月議会で、市民課で取り扱う申請書等の書類において、「性別欄が必要ない書類」について見直しを行うための調査に着手するとのことであったが、その後実際に見直された書類はあるか。

③、令和2年12月議会で、市内の公共施設の多目的トイレについて、幅広い方が利用しやすいよう表示の工夫を検討するとのことであったが、その後、見直されたところはあるか。

大項目3、誰もが安心して利用できる生理用品の設置について。

①、昨年9月議会で、本市に対し、生理用品について、学校の保健室だけでなく、トイレ内の個室に設置してもらえないか質問したところ、「現状の対応が適切である」とのことであったが、今月1日には熊本県も県立学校の子女子トイレに生理用品を設置する方針を明らかにした。県の教育長は、「県が率先して取り組み、各教育委員会にも周知したい」とも述べている。改めて、本市でも学校のトイレに生理用品を設置していただけないか。

大項目4、水俣病問題について。

①、市長はどのような方々を水俣病の「被害者」だと思われるか。

②、不知火海沿岸住民の健康調査について。

現在、国が脳磁計とMRIを用いた手法の開発を行っているが、この調査研究にかかった費用は幾らか。また、どのような手法で、1日何人の検査が可能となっているか。

③、6月議会で、本市の特定健診と併せて行われている「健康管理事業」について尋ねた際、問診データは「市と県が双方で持っている」とのことであったが、水俣市は水俣病対策として、この問診データをどのように活用しているのか。

④、6月議会において、「健康管理事業」は「個別に保健指導を行うこと」が目的とのことであったが、この目的は何に記されているのか。また、令和3年度の特定健診の受検者1,242人中、「保健指導」を受けた者は何人か。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 平岡議員の御質問に順次お答えします。

まず、経済的に厳しさを増す市民生活の負担軽減については副市長から、多様な「性」を生きる人たちが暮らしやすい社会の実現については総務企画部長から、誰もが安心して利用できる生理用品の設置については教育長から、水俣病問題については私から、それぞれお答えいたします。

○議長（牧下恭之君） 経済的に厳しさを増す市民生活の負担軽減について、答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 初めに、経済的に厳しさを増す市民生活の負担軽減について、順次お答えします。

まず、コロナ禍における生活保護受給世帯数の推移はどのようになっているかについてお答えします。

令和元年度末は253世帯、令和2年度末は246世帯、令和3年度末は251世帯、直近の令和4年8月末は243世帯と微増微減の繰り返しで、ほぼ横ばいとなっております。

本市では、この世帯数推移や当該期間中の申請理由からは、新型コロナウイルス感染症の影響は見受けられない状況です。

次に、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、住民税非課税世帯等に対し臨時特別給付金の支給が行われているが、「令和4年度分住民税非課税世帯」は何世帯かとの御質問にお答えします。

令和3年度分の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金については、4,184世帯に支給を行いました。令和4年度分の給付金については、令和4年度に新たに住民税非課税世帯になった世帯に支給するものであり、このうち、給付金の支給要件に該当すると考えられるのは348世帯です。

次に、水俣病に係る特別調整交付金とはどのようなものかとの御質問にお答えします。

国民健康保険特別調整交付金の水俣病関係分は、関係市町に交付されるもので、水俣病などに

よる医療費が多額であることに対して交付されるものです。交付基準額は、医療給付額に対する保険税負担増加額の15分の9を国から、15分の3を県から交付されており、令和3年度に当市に交付された金額は、合わせて2億7,459万8,000円となっております。

次に、国民健康保険税はどのような方法で計算されているかとの御質問にお答えします。

国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者医療支援金分、介護納付金分として、それぞれに所得割・均等割・平等割の税率を掛けて計算されます。

具体的には、所得割は前年中の所得額を基に計算した金額、均等割は被保険者1人当たりにかかる金額、平等割は1世帯当たりにかかる金額となります。

本市の令和4年度の税率は、医療給付費分について、所得割6.1%、均等割1万6,200円、平等割1万6,400円、後期高齢者医療支援金分について、所得割2.6%、均等割7,000円、平等割7,000円、介護納付金分について、所得割1.0%、均等割5,400円、平等割3,100円となっております。

また、限度額については、医療給付費分65万円、後期高齢者医療支援金分20万円、介護納付金分17万円となっております。

次に、介護保険料は現行何段階での徴収になっているかとの御質問にお答えします。

保険料の額は、所得に応じた負担になるよう段階的に設定しています。介護保険法施行令において定められている9段階の基準を基に、市町村の実情に応じて段階区分を設定することが可能となっております。なお、本市では、現在11段階で徴収しております。

○議長（牧下恭之君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 相次ぐ物価の高騰、年金の引き下げなどにより、市民生活は厳しさを増しています。

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金は、新たに支給対象となったのが348世帯とのことでした。この間、市民からは食費を削るため、日々細かな努力をしている、ガス代を抑えるためにお風呂の回数を減らしている、夏場はシャワーでいいけど、これから段々寒くなり、冬場はどうしようなどの声も聞かれています。

わずかな年金で贅沢できないどころか、知り合いの葬儀に香典を包んでいくことさえ厳しいという方もおられます。生前、お付き合いがあったにもかかわらず、経済的な負担から葬儀に参列することもためらわざるを得ない方がいます。

また、賃金が上がらない中、将来的な不安から、2人目、3人目の子どもを産まない選択を強いられる子育て世帯もいます。食品や日用品の無料配布会や生活相談のお知らせをすると、助かったと喜ばれる市民もおられます。必要な方に必要な情報が届いていないことも一つ大きな課題かと思っています。

そこで、まず生活保護についてお尋ねです。

新しい庁舎となり、余りにもきれいで何か緊張するなどの声をお聞きすることがあります。これはどの課にも言えることですが、案内板などによる表示の見やすさ、また声のかけやすさは非常に大事なことだと思います。また、ホームページにおいても、アクセスのしやすさ、正確な情報など、市民が相談しやすい環境づくりも大切です。

生活保護については、受給世帯数の推移はほぼ横ばいとのことでした。生活が厳しい方に申請をおすすめしても生活保護だけは受けたくないという大きな抵抗がある方もおられます。社会全体に言えることかもしれませんが、生活保護を受けることは権利であるにもかかわらず、必要とされている方が相談に至るまでのハードルが高いと感じているのも現状です。

そこで1点目に、生活保護の相談窓口をさらに分かりやすくするような取組ができないか。

2点目に、ホームページ上で生活保護について、トップページからさらに探しやすくしてもらうことはできないか。

3点目に、水俣市の公式LINEなども活用し、生活保護の相談ができる窓口について積極的に発信してもらえないかお尋ねします。

また、水俣市の生活保護のあらましには振り仮名もついており、必要な情報も詳しく記載されていて素晴らしい内容になっていると思います。情報が多い分、しっかりと読み込み、自分は条件に当てはまらないかもしれないと相談をためらう場合もあります。

そこで4点目に、生活保護のあらましにおいても、ホームページにおいても、まずは御相談くださいというメッセージをさらに目立つような形で表記できないかお尋ねします。

次に、国保税についてです。

高過ぎる国保税が余裕のない暮らしをさらに圧迫する原因の一つにもなっています。

また、水俣病特有の症状がありながら、年齢や地域の不当な線引きにより救済対象とならず、医療費の自己負担を強いられ、その医療費によって暮らしが圧迫している方々もおられます。

国民健康保険特別調整交付金の水俣病関係分については、国から15分の9、県から15分の3、合わせて15分の12しか交付されていません。残り15分の3については自治体が負担しているという状況です。自治体が負担することで、国保加入者の負担が増えることとなります。

5点目に、自治体に負担が生じないよう、国に対し100%の交付を要望すべきと思いますが、いかがでしょうか。

また、お答えいただいたように、国保税の計算方法には、所得割、均等割、平等割が用いられています。このうち均等割は世帯の加入者一人一人に同じ金額が課せられます。赤ちゃんから寝たきりのお年寄りまで、所得のあるなしに関係なく同じ金額が課せられ、世帯内での加入者が多いほど負担は大きくなります。負担軽減のため、自治体独自で18歳以下の子どもに対して均等割を減免するところが増えつつあります。

そこで6点目の質問です。

水俣市において、仮に18歳以下の子どもに対し、均等割の減免を行う場合、減免する税の総額は幾らになるかお尋ねします。

次に、介護保険料についてです。

水俣市は現行11段階での徴収になっているとのことでしたが、例えば、熊本市は13段階となっています。65歳以上の介護保険料において徴収段階を増やすことで負担軽減につながる方も出てくるかと思いますが、水俣市として徴収段階を増やすことは可能かお尋ねします。

2回目の質問は、以上7点です。

○議長（牧下恭之君） 傍聴の方にお願ひします。マスクをしっかりとつけてもらうようお願いいたします。

小林副市長。

○副市長（小林信也君） 平岡議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、生活保護関連で4点ございました。

生活保護の相談の窓口をさらに分かりやすくするような取組ができないかというお尋ねがございました。

相談窓口の案内表示につきましては、相談者がより分かりやすく利用できるように表示内容の改善を図る予定としております。

2点目のホームページで、探しやすいことはできないかというふうなお尋ねでございました。

現在の市のホームページのレイアウト変更等につきましては、もうシステムが出来上っているものでございますので、技術的な面を含めて困難でございますけれども、今後のリニューアル等の時期に合わせまして、よりよいホームページのレイアウトを検討して作成していきたいというふうに思っております。

3点目が公式LINEなども活用して、相談窓口の案内等を発信できないかというお尋ねでした。

市の公式LINEを活用して生活支援に関する相談窓口の案内等の情報発信にしっかり努めてまいりたいというふうに思っております。

4点目が生活保護のあらましやホームページで、まずは御相談くださいというメッセージを目立つように表示できないかというお尋ねでした。

生活保護のあらましやホームページで相談を呼びかけるメッセージにつきましては、目立つように表示を行ってきたいというふうに考えております。

次は、水俣病に係る特別調整交付金についての御質問でした。

実際に負担が生じないよう国に対して100%の交付を要望すべきではと思うが、いかがかというお尋ねでございました。

水俣病に係る特別調整交付金につきましては、水俣・芦北地域振興計画の中の水俣病関連対策の一環として、水俣病被害者に係る国保の医療費増額分につきましては、地域自治体に負担が生じない財政措置を講じますように、毎年2回、1市2町が合同で国への要望を行っているところでございます。

また、平成26年度に議会からも実際に負担が生じないよう、財政措置を求める意見書を国に提出していただいております。

市といたしましては、国保事業の健全な経営を進めていくために機会があるごとに、これまで同様国へ強く要望してまいりたいと考えております。

次は、国民健康保険税に関して、18歳以下の子どもについて、均等割の減免を行うとした場合に減免額の総額が幾らになるかというお尋ねでございました。

18歳以下の均等割を減免する場合の減免する税の総額につきましては、仮に低所得者世帯に対する軽減措置などが無いものとして試算する場合、令和4年3月末現在の18歳以下の被保険者数が230人ですので、均等割額の2万3,200円を乗じた533万6,000円となります。

次は、介護保険料に関しては、調整率の段階が増えることで負担軽減につながる方がいると思うが、市として徴収段階を増やすことは可能かとお尋ねでございました。

65歳以上の介護保険料は、介護サービスを提供するのに必要な費用の約23%を被保険者が賄うことになっております。本市では、必要な費用を65歳以上の被保険者数で割った額である年間8万400円を基準額として、これに被保険者の所得に応じた調整率を11段階設定しております。

国は調整率0.5から始まる9段階を標準モデルとしておりますが、本市では、低所得者への配慮などから、制度の下限である調整率0.3から始まる11段階としており、より細かい段階を設定しております。制度上、調整率1.0以下の設定は5段階のみとなっており、これ以上増やすことはできません。

また、6段階以上の階数増設は、所得により保険料が増加する方と減少する方が生じますので、被保険者の負担軽減にはつながらないと考えております。

答弁は以上です。

○議長（牧下恭之君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 生活保護については、各自治体の例も参考にしながら、今後とも必要とされる方に、さらに利用しやすい制度になることを願います。

また、申請を阻む壁の一つとなっている扶養照会についても厚生労働省から通知や事務連絡が出され、運用が少しずつ改正されています。

そこで1点目に、扶養照会についての運用の見直しが徹底されているかお尋ねします。

次に、国保税についてです。

国保の均等割については、例えば、芦北町でも18歳以下の子どもに係る均等割の減免を行っており、町民からかなり喜ばれています。全国的にも自治体独自で減免を行うところも増えてきています。

そこで2点目に、水俣市も約530万円の財源があれば実施でき、子育て支援にもつながる18歳以下の均等割について減免を行ってはいかがでしょうか。

最後に、介護保険料についてです。

確かに制度の仕組み上、徴収段階の細分化を図っても市民全体の負担軽減とはならない部分もあるかと思いますが、特に所得の少ない方の負担が軽くなるような手だてが取れないか、今後も検討いただければと思います。

そこで最後に、水俣市として、介護保険料の負担軽減につながる取組はどのようなことがあると思われるか、お尋ねします。

以上3点お伺いし、この質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 平岡議員の3回目の御質問にお答えします。

まず、生活保護に係る扶養照会についての運用の見直しは徹底されているかというお尋ねでした。

扶養照会につきましては、これまで生活保護による保護の実施要領の取扱いを遵守し、適正に行っているところです。

令和3年2月26日付で国から示された扶養義務履行が期待できない者の判断基準の留意点等についてに対しても徹底した対応を行っております。

次に、国民健康保険税につきまして、18歳以下の均等割の減免を行ってはどうかとお尋ねがございました。

本年4月の法改正により、未就学児分を対象に均等割の5割が軽減されており、軽減分については、国からの財政支援が行われております。

子育て世帯の負担軽減を図るためにも全国市長会や全国知事会において、対象年齢や軽減割合を拡大するなど制度拡充について要望を行っているところでございます。

3番目が介護保険料の負担軽減につながる取組にはどのようなものがあるかとお尋ねがございました。

介護保険料の負担軽減のためには、介護サービスに係る市全体の給付費を抑えることが必要となります。まずは、介護サービスが必要とならないような高齢者を増やすための介護予防事業や

認知症予防等があります。また、たとえ介護サービスが必要となっても、現在の介護度を維持し、重症化を少しでも遅らせることができるよう、事業者の質的な向上を目指す取組があります。さらには、過剰なサービスが提供されないことがないよう、介護給付適正化事業があります。

答弁は以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 次に、多様な「性」を生きる人たちが暮らしやすい社会の実現について答弁を求めます。

中谷総務企画部長。

（総務企画部長 中谷衛君登壇）

○総務企画部長（中谷 衛君） 次に、多様な「性」を生きる人たちが暮らしやすい社会の実現について、順次お答えします。

まず、「性の多様性」について市民が理解を深めるための取組は行われたか。また、職員向けの研修などは行われたかとの御質問にお答えします。

令和2年12月の一般質問で平岡議員に御答弁差し上げたとおり、性の多様性を尊重する意識づくりについては、第4次水俣市男女共同参画計画において、市役所で作成する性別を記載する書類の見直しを実施することとしており、この計画に基づき見直しを進めているところです。

職員向けの研修につきましては、月1回、職員向けに作成、周知している人権だよりに多様な性をテーマとした記事を掲載するなど、職員の意識を高める取組を行っております。

次に、令和2年12月議会で、市民課で取り扱う申請書などの書類において、「性別欄が必要ない書類」について見直しを行うための調査に着手するとのことであったが、その後、実際に見直された書類はあるかとの御質問にお答えします。

御指摘の点については、先ほど答弁申し上げたとおり、第4次水俣市男女共同参画計画に基づき対応を進めています。具体的には、令和3年1月に、性別の記載がある申請書類などの調査を全庁的に行いました。その後、性別を記載する必要がない書類について、要綱などを改正する際に申請書の様式等を見直すなど、順次対応を進めています。

次に、令和2年12月議会で市内の公共施設の多目的トイレについて、幅広い方が利用しやすいよう表示の工夫を検討するとのことであったが、その後見直されたところはあるかとの御質問にお答えします。

令和2年12月議会では、今後整備するトイレについて検討するとお答えしておりましたが、その後、建設された公共施設は、新庁舎と道の駅みなまたのインフォメーションセンターがあります。両施設とも市議会や身体障害者連合会の皆様の御意見をいただきながら工事を進め、トイレの表示については、ピクトグラムなどを利用して、分かりやすく、幅広い方に御利用いただけるような工夫をしております。

○議長（牧下恭之君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 私は生物学的に女として生まれ、性自認も女です。そして、性的指向、つまり好きになる性は男性です。女性と認識している私は男性を好きになり結婚しました。ですから、生活する上でも様々な手続上でもそれほど困ったことはありません。しかし、性自認にも性的指向もたまたまそうになっているだけです。LGBTなどの言葉は社会的に浸透しつつありますが、今でもまだ同性愛者は心の病だなどと思っている方も多いのが現実です。

ちなみに、性同一性障害という言葉がありました。これは病気ではないという理解の下、WHOで今年1月から精神障害の分類から除外されています。日本は男女の組合せでしか結婚できないなど、一人一人ありのままの性で生きるには難しい社会です。だからこそ、自分たちの当たり前の意識を変えていくためにも積極的な学習が必要だと思います。

例えば、何気なく使われがちな彼氏はできた、彼女はいるのなどの言葉に傷ついている誰かがいるかもしれません。目の前にいる相手がどんな性別の方を好きであるかは分かりません。性自認や性的指向は見た目では判断できませんし、少数派と言われる人たちは差別や偏見を恐れています。一人一人が意識を変えることで社会の当たり前が少しずつよい変化を生み出していくのではないのでしょうか。

水俣市では、幅広い方々が利用しやすいトイレの整備、また、申請書等の書類、性別欄については、市民課だけにとどまらず、全庁的に調査や見直しなどを進めていただいたとのことで大変うれしく思っています。当事者やこれから取組を進めていくほかの自治体のためにも、水俣市の現時点での取組状況をぜひ広く発信していただければと思います。

どんな性別であれ、それを尊重するのが多様性の尊重です。性は人権の問題でもあります。一人一人が自分らしく生きられるように、さらなる取組を進めていただきたいと思えます。そのためにはやはりまずは知る・学ぶということが大事になってくるはずです。

そこで1点質問いたします。

市民向けにも職員向けにも講演会や研修など、さらに積極的に性の多様性について学び、理解を深める取組を実施できないかお尋ねします。

質問は1点です。

○議長（牧下恭之君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 平岡議員の1回目の質問にお答えいたします。

「性の多様性」について学び、理解を深める取組をさらに実施できないかという御質問でした。

御答弁いたします。性と性の多様性を尊重する意識づくりについては、第4次水俣市男女共同参画計画に基づき取り組んでいるところでありまして、まずはこの計画を着実に実施することが

重要と考えておりますので、現時点では新たな取組事項を追加するなどの計画変更は考えておりません。

○議長（牧下恭之君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 当事者や当事者の家族、また支援者の話を直接聞くというだけでもかなり大きな意識の変化が生まれるかと思えます。

以前もお伝えしましたが、日本にいるLGBTの割合は10%ぐらいだと言われています。10人に1人、左利きやAB型の人と大体同じ割合です。水俣市の中にも必ず当事者はいます。自分が当事者であることが言えず生きづらさを感じている方がいます。性の多様性について正しく理解するだけで意識が変わり、社会が少しずつ変わり、誰もが暮らしやすい世の中になっていくと思えます。

実際に今全国各地で変化が起きています。その一つがパートナーシップ制度の導入です。以前、水俣市でもパートナーシップ制度を導入してはどうかと聞いた際、ほかの自治体の導入事例を参考にしながら考えていきたいとお答えになりました。県内の自治体では、熊本市、大津町に続き、菊池市でも制度が導入されました。全国的には、今年7月1日時点で223の自治体がパートナーシップ制度を導入しています。この制度は法的な効力はないものの、家族として社会的サービスを受けることができます。

認める内容は自治体によって異なりますが、例えば、市営住宅に家族として入居できたり、入院や手術の際、家族として説明を受けたり、同意書へのサインなどが可能となることもあります。法的な効果はなくとも、各自治体で進めることができるのがパートナーシップ制度です。

どんな性であっても好きな人と一緒にいたい、その気持ちを尊重できる一つの大きなあかしになります。

制度を導入した福岡県は、県内の市町村に導入を促すとともに、転居した後も継続してこの制度を利用できるよう鹿児島市と協定を結んでいます。北九州市も同様の協定を結んでいます。まだ一部の自治体でしか制度の導入が進んでいないからこそ、本市でもパートナーシップ制度の導入ができれば、水俣市への移住の魅力の一つになると思います。

福岡県の例のように、ほかの自治体との協定を結ぶことで、既に制度を利用しているカップルにとっても居住地の選択肢が広がることになります。

SDGsの中にもジェンダー平等のテーマがあります。多様な性を生きる人たちが暮らしやすい社会が実現できるよう、SDGs未来都市に選定されている水俣市こそパートナーシップ制度を導入してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。以上、1点質問し終わります。

○議長（牧下恭之君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 平岡議員の3回目の質問にお答えいたします。

水俣市においてもパートナーシップ制度を導入してはどうかという御質問でした。

パートナーシップ制度は法律に基づく制度ではなく、その定義や法的効果などが十分に確立されているわけではないので、一概にお答えするのは難しい面がありますが、一部の自治体において、性的マイノリティのパートナーなど、婚姻に基づかないパートナーの関係を公的に認めるために証明書を発行している例があることは承知しております。当市としましては、こうした制度を導入する場合には、具体的な課題の解決につながるかという観点が重要と考えます。

例えば、手術前の家族の同意に関して、同性パートナーを家族とみなすのかという論点につきましては、当市の医療センターでは、公的な証明書がなくても、本人との関係を個別に確認して、法的な親族ではない方から同意を得るケースがあると聞いております。まずは、具体的な事例などを収集しつつ課題を整理、研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、誰もが安心して利用できる生理用品の設置について答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、誰もが安心して利用できる生理用品の設置についてお答えします。

昨年9月議会で、本市に対し、生理用品について、学校の保健室だけでなくトイレ内の個室に設置してもらえないか質問したところ「現状の対応が適切である」とのことであったが、今年1日には熊本県も県立学校の女子トイレに生理用品を設置する方針を明らかにした。県の教育長は「県が率先して取り組み、各教育委員会にも周知したい」とも述べている。改めて、本市でも学校のトイレに生理用品を設置していただけないか、との御質問にお答えします。

市内の小中学校全てにおいて、生理用品は、児童生徒との対話の中で、体調や生活状況等を確認し、保健指導につなげるため、保健室に常備しております。

学校のトイレに生理用品を設置することにより、児童生徒の状況が把握しにくくなり、一人一人の状況に応じた対応が難しくなります。また、現在のところ、各学校からは、児童生徒及び保護者から生理用品をトイレに設置してほしいという声があるとの報告はありません。

したがって、現時点では、トイレに設置するよりも現状の方法が適切であると考えております。

なお、昨年の9月議会で、議員から「ただでさえ声が上がりにくい問題だからこそ、もっときめ細やかな対応が必要」との御発言がありましたが、教育委員会としましては、今後も引き続き児童生徒が抱える課題について、保健室の先生に気軽に相談できる環境づくりに取り組んでまい

ります。

○議長（牧下恭之君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 先ほどの項目での話にもつながってきますが、生物学的に女性である者だけが生理の問題にぶつかります。例えば、学校においては、同じ10分間の休み時間であっても、その日が生理中の女子生徒、児童だけがそのための対応を強いられます。前触れがない、しかも月経の周期も安定していない子どもたちが体調管理を行うことを自己責任とさせられ、生理に対しての対応を迫られます。また、厚生労働省の調査でも、国税庁の調査でも、女性の平均的な賃金は男性よりも非常に少なくなっています。そんな中、生理用品は女性だけが負担を強いられているのが社会の現状です。

経済的な理由だけでなく、様々な理由で生理用品の入手が困難であったり、生理についての情報にアクセスしづらかったりと抱える問題はそれぞれです。このことを女性の問題とするのではなく、社会全体で考えていく必要があると思います。

前回、この問題を取り上げた際、かなり詳しく、市内の小・中学生の実際の困り事についてお伝えしたつもりです。保護者からの声もお伝えしました。トイレに設置してほしいという声があります。しかし、現在のところ、各学校からは児童生徒及び保護者から生理用品をトイレに設置してほしいとの声があると報告は受けていないと、大変残念でびっくりな答弁でした。学校からの報告がなければ、設置を望む声とは受け止めていただけないのでしょうか。

学校のトイレに生理用品を置くことで、児童生徒の状況が把握しにくくなるとか、一人一人の状況に応じた対応が把握しにくくなるとかおっしゃっていますが、現時点でトイレに生理用品があろうがなかろうが、児童生徒の現状の把握ができていないじゃないですか。

前回もお伝えしましたが、保健室には恥ずかしくて行けないという子が実際にいるわけです。10分間しかない休み時間に教室から離れた保健室へ行き、たまたまそこに保健室の先生がいたとして、勇気を振り絞ってナプキンを忘れたから、1枚下さいと言えたとします。その子はこの日が初めての生理だったかもしれません。きちんと体調管理に気を使っていたけど、予定より1週間早めに生理が始まった子かもしれません。無事に保健室でナプキンを手にした子がトイレに行き、ナプキンを交換し、クラスに戻る頃には授業は始まっていることだってあるでしょう。

男性の先生から、何で遅れたのかと尋ねられたその子は、今日はナプキンを忘れてしまったので、保健室に借りに行きましたと、そんなことが伝えられるのでしょうか。もし私ならそのままうつむき、理由も言えずすみませんでしたと、そう言ってしまうと思います。これは想像の話ではなくて、実際に水俣市の学校で児童生徒が直面していることです。

子どもたちは急な生理に困ったとき、友達同士で貸し借りをしています。もし仲のいい子がその日お休みだったら、ナプキンの交換はしない。またはトイレトペーパーで代用するというこ

とになります。この1年間でその状況は変わっていません。

おっしゃるように、体調や生活状況を学校が把握することも大切なことです。それであれば、例えば学校のトイレ、または図書室とかに困ったときにはいつでも保健室に来てねなどとメッセージカードを設置してみたり、まずはトイレに生理用品を設置してみて、その上でどうすることが児童生徒のためになるのか、考えてみてもいいのではないのでしょうか。トイレにも保健室にも生理用品が置いてある、そういう選択肢が増えていいんじゃないのでしょうか。というか、全国的な動きを見ても保健室だけの設置が望ましいのであれば、トイレへの設置は進んでいないでしょうし、熊本県もより利用しやすい環境にするために県立の全ての学校のトイレに設置することを決めたわけですから。県の取組について、わざわざ各教育委員会への通知が行われたのも、トイレへの設置の普及が進めばとの思いがあるからではないのでしょうか。

そこで、以下3点お尋ねします。

1点目に、9月2日付で、熊本県から県立学校における生理用品の常備について通知が届いているかと思いますが、この通知はどのような内容でしょうか。

2点目に、水俣市も県と同様に、学校のトイレなどに生理用品を試験的に設置してはどうでしょうか。

3点目に、生理の貧困や生理用品のニーズ、困り事について、まずは学校でのアンケート調査を行ってはどうでしょうか。

2回目の質問は、以上3点です。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 平岡議員の2回目の御質問にお答えします。3点ございました。

まず1点目なんですけれども、9月2日付で熊本県から各市町村教育長宛てに届いております県立学校における生理用品の常備についての通知はどのような内容かとの御質問でした。

熊本県教育委員会において、今年の6月から県立学校6校のトイレなどに生理用品を試験的に配備し、児童生徒の実態把握及び効果的な配備方法について検証されました。この結果を踏まえ、今年の10月から全ての県立学校において、生理用品を保健室等に常備し、必要とする児童生徒に提供することと併せて非対面で提供できる場所を校内に複数箇所設けることとしており、この県立学校の取組を参考とするよう通知されているものです。

2点目ですけれども、水俣市も県と同様に学校のトイレなどに生理用品を試験的に設置してはどうかとの御質問でした。

先ほどもお答えしましたとおり、生理用品は、児童生徒との対話の中で体調や生活状況を確認し、保健指導につなげるため、保健室に常備することが適切と考えており、現時点では学校のトイレなどに生理用品を試験的に設置することは考えておりません。

3点目ですけれども、生理の貧困や生理用品のニーズ、困り事について学校でアンケート調査を行ってはどうかとの御質問でした。

先ほどお答えをいたしましたとおり、現在のところ、各学校、児童生徒、保護者からは生理用品をトイレに設置してほしいという声があるとの報告はありません。アンケート調査につきましては、必要に応じ実施するかどうか、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 先日、県の担当課にお話を伺ってみました。

生理用品はトイレ内の個室に設置するのかお聞きしたところ、トイレの構造によっては設置が難しいところもあるので、それぞれの学校やトイレによっても設置場所は様々とのことでした。要は、10分間しかない休み時間に生徒が困らないように手だてを取るということでした。取組についての通知を各自治体で参考にしてもらえたらとおっしゃっていました。

私も実際に県からの通知を見させていただきましたが、トイレでの設置例、児童生徒向けのメッセージ、保護者に対するお知らせ文書の例までつけられていました。県内の各市町村の学校においても、この取組が広がってほしいと思っているからこそ、通知を出されたのではないのでしょうか。

そこでまず1点目に、この熊本県からの通知についてどのように受け止めておられるのかお聞きします。

私は実際に今困っている児童生徒の声を伝えてきたつもりです。中学生の娘を持つ保護者の1人としても伝えたつもりです。ここで伝えた声が届いていないのであれば、せめて実際にアンケート調査を行っていただけないでしょうか。

今日だって、突然生理が始まり困っている子、経済的に余裕がなく、生理用品を十分な数用意できない子がいるかもしれません。みんな言えないから困っているんです。そもそも実際に困っている子がいるから、前回も今回もこうして取り上げているんです。もちろん引き続き、気軽に相談できる環境づくりに取り組むことも大事です。しかし声が上がってくるのを待つのではなく、せめて現状を把握する努力をしていただけないでしょうか。

アンケート調査については今後検討するとのことでしたが、そもそも生理の貧困や困り事について、ニーズ調査もしていないのに、なぜ保健室に常備することが適切と考えるのか、その根拠は何でしょうか、これが2点目の質問です。

3点目に、せめてアンケート調査を実施されてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

日本でも公共施設や民間の施設で生理用品の設置をするところが増えてきています。そこで4点目に必要とされる方が安心して利用できるよう、水俣市でも公共施設への生理用品の設置を前

向きに検討していただけないでしょうか。

以上4点、質問して質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 平岡議員の3回目の御質問にお答えいたします。4点ございました。私からは、1点目から3点目までお答えをいたします。

まず1点目なんですけれども、先ほどあった熊本県からの通知について、どのように受け止めているかとの御質問でした。

熊本県からの通知の趣旨につきましては十分把握しておりますけれども、既に生理用品の設置に取り組んでいるところは、ニーズに対応した設置措置を取られたものと捉えております。本市におきましては、先ほどの答弁のとおり、まずは気軽に相談できる環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

2点目なんですけれども、ニーズ調査もしてないのになぜ保健室に常備することが適切と考えるのか、その根拠はとの御質問でした。

繰り返しの答弁となりますけれども、生理用品は、児童生徒との対話の中で体調や生活状況等を確認し、保健指導につなげる環境づくりのため、保健室に常備することが適切であると考えております。

3点目ですけれども、アンケート調査を行ってはどうかということですが、先ほどと繰り返しになりますけれども、アンケート調査につきましては、必要に応じ実施するかどうか、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 平岡議員の3回目の4番目の質問にお答えします。

公共施設への生理用品の設置を前向きに検討していただけないかという御質問でございました。

公共施設への設置につきましては、国や他自治体の状況を見ながら判断してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、水俣病問題について答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、水俣病問題についてお答えいたします。

まず、市長はどのような方々を水俣病の「被害者」だと思われるかとの御質問にお答えし

ます。

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法で、水俣病被害者とは、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく判断条件を満たさないものの、救済を必要とする方々と定義されており、その救済を必要とする方々が被害者であると考えます。

次に、不知火海沿岸住民の健康調査について、現在、国が脳磁計とMRIを用いた手法の開発を行っているが、この調査研究にかかった費用は幾らか。また、どのような手法で、1日何人の検査が可能となっているのかとの御質問にお答えします。

環境省に確認したところ、調査研究にかかった費用は、メチル水銀の影響を客観的に明らかにする手法の開発に関し、令和4年度においては、9,040万5,000円の研究費を計上しており、平成21年度から令和3年度までの総額は、16億3,430万8,000円とのことでした。

続いて、脳磁計とMRIを用いた手法については、脳の活動をリアルタイムに把握できる機器である脳磁計を使って、水俣病の主要病変である大脳の感覚野の機能異常、感覚障害を評価する手法及びMRIを使って、水俣病の主要病変である小脳の萎縮や神経線維の減少、運動失調を評価する手法とのことでした。

また、調査可能な人数ですが、国立水俣病総合研究センターにおける脳磁計とMRIを用いた手法の開発に係る調査研究においては、1日2人の検査が可能とのことでした。

次に、6月議会で、本市の特定健診と併せて行われている健康管理事業について尋ねた際、問診データは、市と県が双方で持っているとのことであったが、水俣市は水俣病対策としてこの問診データをどのように活用しているのかとの御質問にお答えします。

6月議会でもお答えしましたが、この健康管理事業は、熊本県の水俣病総合対策事業の一つとして、県からの委託を受けて実施しているものです。この事業は、水俣病が発生した地域に居住している方が有する健康上の不安の軽減または解消を図ることを目的としています。本市においては、この問診データを活用し、必要があると判定された方に対して、個別に日常生活や療養上の指導、医療機関への受診指導等を実施しています。

次に、6月議会において、健康管理事業は、個別に保健指導を行うことが目的とのことであったが、この目的は何に記されているのか。また、令和3年度の特定健診受診者1,242人中、保健指導を受けた者は何人かとの御質問にお答えします。

この事業の目的等は、熊本県地域健康管理事業実施要項の中に記されております。また、令和3年度の特定健診受診者1,242人中、保健指導を受けた者は261人となっております。

○議長（牧下恭之君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 早速ですが、まず一つ確認のための質問です。

水俣病の被害者については、公健法の条件を満たさないものの救済を必要とする方々が被害者

であるとのことでした。救済を必要として裁判を起こされた方々も、救済を必要としているが年齢や地域の線引きにより、いまだ救済の道すら開けていない方々も被害者である。その認識で間違いないでしょうか。これが1点目の質問です。

続いて2点目に、不知火海沿岸住民の健康調査についてです。

まず、この健康調査の重要性、必要性について市長はどのように考えているかお尋ねします。

そして、先ほど示していただいた多額な費用をかけ、国が開発を行っている脳磁計とMRIを用いた手法についてですが、3点目に、この方法での1日に2人しか検査できない方法での健康調査の実施が果たして現実的であると思われるか、お尋ねします。

次に、健康管理事業についてです。

まず、この健康管理事業の目的についてですが、答弁にもあったように、水俣病が発生した地域に居住している方が有する健康上の不安の軽減、または解消を図ることとなっています。確かに、熊本県の実施要綱の中には、事業内容で個別に保健指導を行うといった内容が記載されております。しかし、保健指導が目的ではないはずです。

令和3年度でいうと、特定健診の受診者1,242人中、保健指導を受けた方は261人、約21%です。このほかの方についても問診データは取られていますので、そのデータを水俣病対策としてきちんと生かすべきではないかと考えています。

この事業の問診データについては、私が県に問い合わせた際には、データは水俣市が管理しているとのことでした。前回、6月議会では、2回目の答弁の際、県に問診データのみ情報提供を行うとしたものの、3回目の答弁では、問診データについては、県と市が双方で持っていることで、結局どちらが管理しているのかははっきりしませんでした。

ただいまの答弁では、水俣市でも問診データを活用されているとのことでしたが、改めてお聞きします。

この健康管理事業で使用されている問診票ですが、この問診票の管理や取扱いはどのようになっているかお尋ねします。これが4点目です。

また、この問診票では、しびれがある、手が震えるなど、水俣病検診でも使われている水俣病特有の症状についての設問もあります。

5点目に、何を目的にこの問診を行っているのかお尋ねします。

2回目の質問は5点です。

○議長（牧下恭之君） 暫時休憩します。

午前10時27分 休憩

午前10時35分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

高岡市長。

○市長（高岡利治君） すいません、お時間を取らせました。

議員御質問の2回目の御質問ですけれども、5点ございまして、まず1点目の救済を必要とする方々の定義ということで、裁判をされている方もそれに含まれるのかという御質問でございました。

これは、公健法で被害者を救済することが必要とされている方はそこに含まれるということで、裁判をしている方はそこには含まれないと認識しております。

それから2点目の健康調査の重要性、必要性についてどう考えているかという御質問ですが、健康調査につきましては、水俣病特別措置法第37条第1項において、指定地域及びその周辺地域に居住していたものの、健康にかかる調査研究、その他メチル水銀が人の健康に与える影響及びこれによる症状の高度な治療に関する調査研究と規定をされておりますけれども、その重要性、必要性を判断する学術的な知見を持ち合わせておりませんので、お答えすることが困難かと考えております。

ただし、同条4項におきましては、関係地方公共団体は、調査研究に協力するものとなっておりますので、国の調査研究に協力を求められた場合には、水俣市も関係地方公共団体として調査に協力をしてまいりたいと考えております。

それから、この手法の開発によりまして、この脳磁計、MRIを用いた方法が現実的かどうかという御質問でございます。

今現在、国のほうでは、この手法の解説において調査研究の段階において1日2人ということでもございますので、今後それが活用されるようになったときのことは、ここではお答えすることは差し控えさせていただきたいというふうに思っております。

4番目の問診票の管理とか、取扱いはどうなっているかという御質問でございます。

この健康調査の問診票につきましては、市が紙ベースで保管をしております、問診票をデータ化したものも保有しております。なお、県にもそのデータは定期的に送付をしているところであります。

最後5点目ですかね、何を目的にこの問診を行っているかという御質問でございます。

この問診は、水俣病が発生をした地域に居住をしている方々が有する健康上の不安軽減、または解消を図ることを目的として行っております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 ここ水俣には、救済を必要とされている被害者がまだまだ存在しています。水俣病は公式確認から66年がたった今も救済を求める裁判が続いています。水俣病という病気はどんな病気なのか、その被害は一体どこまで広がっていたのかが、いまだ明らかにされず、その問題に争いがあるからだと思います。半世紀以上たっても、被害の全容すら明らかになっていない。だからこそ、健康調査が重要なのではないのでしょうか。この間にも無念にも命を落とされた方がたくさんおられます。健康調査は速やかに実施されるべきだと思います。

健康調査についてはお答えいただいたように、特措法においても実施しなさいとなっているものです。健康調査の重要性、必要性を判断する学術的知見を持ち合わせていないとのことでしたが、本来、水俣市は先頭に立って健康調査の重要性、または迅速な実施を国に求めていく立場ではないのでしょうか。

そこで1点目に、せめて専門家との意見交換や協議の場を具体的に早急に設けてはいかがでしょうか。

次に、健康管理事業についてです。

問診票については、データ化されたものも保有されているとのことでしたが、この事業の対象者は、水俣市、芦北町、津奈木町など、水俣病による影響が多く見られる地域の方です。この地域に居住されていた方々の自覚症状についてデータを分析するだけでも被害実態を明らかにできる方法の一つだと思います。このデータの活用により、水俣病が発生した地域の方々の不安軽減につながるよう、県にも働きかけていただければと思います。

水俣病が再び繰り返されないためにも、水俣の地で悲惨な公害が起こり、その問題に向き合ってきた歴史を世界へ発信していくことは大変重要だと思います。世界への発信の一つが映画「MINAMATA」でした。映画を見た方が水俣を訪れ、水俣での観光を楽しみ、水俣のお店を利用され、集客にもつながっています。

最後に、前回もお聞きしましたが、市長はその後、映画「MINAMATA」を御覧になったかお尋ねします。

以上、2点お聞きして、水俣病問題についての質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員3回目の御質問にお答えいたします。

まず1点目が、健康調査について、専門家の意見や協議の場を設けてはどうかという御質問でございました。

この健康調査につきましては、国においてメチル水銀の影響を客観的に明らかにする手法の開発というのを進めておられ、本年の秋までをめどに、その成果の整理を行う予定というふう聞いております。

市としましてはその動向を注視してまいりたいと考えておりますので、市独自で専門家との意見交換や協議の場を設けることは考えておりません。

2点目の映画「MINAMATA」を見たのかということですが、まだ今現在見ておりません。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 以上で平岡朱議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時57分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岩阪雅文議員に許します。

（岩阪雅文君登壇）

○岩阪雅文君 市政創造クラブの岩阪雅文です。通告に従い、質問をしてまいります。

まず、新型コロナウイルス感染症に対する具体的対応についてであります。

新型コロナウイルス感染症の発生からやがて3年になり、私たちの生活様式を大きく変える出来事となりました。最近では、政府の対応も従来から徐々に変わりつつあるようであります。しかし現在でも関係者、特に医療の現場では第7波の対応で逼迫した状況にあると聞きます。対応に当たられている医療現場をはじめ、関係者の方々に感謝を申し上げます。

コロナウイルス感染症問題については、さきの6月定例会でも質問がありました。しかしその後、8月に入り感染者の急速な広がりは水俣市も同様であり、特に感染者の増加は感染症対策の要である医療現場は大変な窮状であると聞きます。

水俣市総合医療センターも例外でなく、8月2日には「不急の受診についてのお願い」として医療センターの窮状が訴えられていました。

そこで以下質問します。

- 1、総合医療センターにおける新型コロナウイルス感染症の第7波の状況についてはどうか。
- 2、今後、今のままの状況が続いた場合、医療体制はどうか。
- 3、新型コロナウイルス感染症対策本部会議への医療機関からの専門的意見はどう取り入れられているか。

- 4、市内の医療機関、福祉施設への支援体制はどうなっているか。

- 5、在宅療養が増えていると聞かすが、支援体制はどうなっているか。また在宅でない場合の療養場所、移動手段はどうなっているか。

6、市内の学校、保育園、院内保育園、高齢者施設の感染対策はどうなっているか。

次に、熊本県民体育祭水俣・葦北郡大会開催の状況について質問をします。

本件についても、さきの6月定例会で、開催の意義、経済効果、組織形態等質問がありました。しかし6月以降、急速にコロナウイルス感染症患者の発生が続き、現下の医療体制の中、運営に当たる関係者の対応も御苦勞が多いのではないかと察しております。大会は予定どおり9月17日、18日開催されるようであります。

そこで、以下質問します。

1、熊本県では、イベント開催について「感染防止安全計画」を出す場合と出さない場合を記述しているが、体育祭はどうなるのか。

2、さきの答弁であったように、医療逼迫の中、開催に至った経緯について伺います。

3、選手、関係者の宿泊はどのようになるのか。

4、開催後の飲食を伴う行事はどうなるのか。

3番目に、恋路島と水俣湾の具体的な利活用について質問をいたします。

本質問については、平成30年12月の定例会で新市長の下、施策の継続性、連続性に関連し、私の質問は2回目となります。市長も2期目を迎え、総合計画と合わせ、これらの施策についてもいよいよ具体的な取組の時期ではないかと判断し、質問項目に入れました。

答弁では、初恋のまちづくりについては3年間の政策として終了し、恋路島振興については、継続し取り組んでいくことを明言されました。

恋路島の利活用については、「恋路島がたり」として既に報告書も出されています。今後具体的にどう取り組むかに期待し、以下質問します。

1、これまでの取組はどうなっているか。

2、市長の基本的な考え方についてどうか、伺います。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 岩阪議員の質問に順次お答えします。

まず、新型コロナウイルス感染症に対する具体的対応については病院事業管理者及び福祉環境部長から、熊本県民体育祭水俣市・葦北郡大会開催の状況については産業建設部長から、恋路島と水俣湾の具体的な利活用については私から、それぞれお答えします。

○議長（牧下恭之君） 新型コロナウイルス感染症に対する具体的対応について答弁を求めます。

坂本病院事業管理者。

(病院事業管理者 坂本不出夫君登壇)

○病院事業管理者(坂本不出夫君) 新型コロナウイルス感染症に対する具体的対応について、順次お答えいたします。

まず、医療センターにおける新型コロナウイルス感染症の第7波の状況についてはどうか、との御質問にお答えいたします。

7月初旬から入ったと言われている第7波ですが、総合医療センターにおいても7月中旬から、発熱外来患者の増加とコロナ病棟患者の増加が見られました。そのような中、7月下旬、一般病棟内において、職員4名、入院患者4名、合わせて8名の陽性者が確認されたところから始まり、関連した陽性者の発生が続き、8月下旬の収束までの間に、職員と患者を合わせた陽性者の累計は124名に上りました。

院内で感染が拡大していた期間、陽性となった職員は当然ながら出勤は停止となりますが、院内感染以外でも家庭内での感染や濃厚接触者になったことによる出勤停止も重なり、お盆前には80人を超えるスタッフが欠勤となる事態まで悪化いたしました。また、陽性患者の増加によりコロナ病棟だけではベッドが足りなくなり、一部の一般病棟でもコロナ対応病棟として陽性患者を収容しなければならない状況となりました。このような大変厳しい状況に対応するために、救急受入れの制限、緊急、準緊急ではない手術の抑制、新規入院の抑制、退院転院の促進、1病棟の閉鎖及び外来診療を1週間中止することで、看護師等の欠勤によるマンパワー不足に対応してまいりました。現在は、感染拡大は収束し、ピークを越えつつありますが、感染経路が追えない状況の中、前もって予測して対応することが困難な状況が続いております。

次に、今後、この状況が続いた場合、医療体制はどうかとの御質問にお答えいたします。

再流行がなく、現在の感染レベルが続いた場合となりますが、現状からして、感染拡大は収束し、救急、手術、外来診療の体制が戻りつつある状況です。しかし、欠勤者や陽性患者の入院も続いている状況であり、マンパワーの問題から、1病棟の閉鎖は続けざるを得ないと考えております。

○議長(牧下恭之君) 高三瀦福祉環境部長。

(福祉環境部長 高三瀦晋君登壇)

○福祉環境部長(高三瀦 晋君) 次に、新型コロナウイルス感染症対策本部会議への医療機関からの専門的意見はどう取り入れているかとの御質問にお答えします。

水俣市新型コロナウイルス感染症対策本部会議においては、新規感染者の増加が見込まれる、または続いた場合には、水俣市葦北郡医師会長に助言をいただくなど、必要に応じて専門的意見を取り入れております。さらに、クラスター対応等について、水俣保健所からも助言をいただいております。また、水俣市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の構成委員である水俣市総合

医療センターとも情報共有しております。

市内の医療機関、福祉施設への支援体制はどうなっているかとの御質問にお答えします。

水俣市総合医療センターを除く民間の医療機関に対しては、熊本県が医師会を通じて検査キットの配布等の支援を行っています。福祉施設に対しては、熊本県において検査キットの配布に加え、クラスターが発生した高齢者施設に対する金銭的補助や職員が不足する場合の応援職員の派遣等を行っています。

本市では、保育所や認定こども園等に感染防止のための備品購入費等を補助しているほか、クラスターが発生した高齢者入所施設に対しては、必要に応じて防護服セットや消毒液等の物資を届けるなどの支援も行っています。引き続き、施設職員や利用者等に新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合は、情報を共有し、必要な支援に努めてまいります。

在宅療養が増えてきていると聞かすが、支援体制はどうなっているか。また在宅でない場合の療養場所、移動手段はどうなっているかとの御質問にお答えします。

自宅療養時の生活については、基本的には御自身や御家族等で対応していただくこととなりますが、食料調達等が困難な場合は、保健所において対応されています。また、入院やホテル等への宿泊療養となる場合がありますが、医療機関や宿泊先への移動が困難な場合も、保健所において対応されています。

市内の学校、保育所、院内保育園、高齢者施設の感染対策はどうなっているかとの御質問にお答えします。

感染症対策につきましては、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、マスクの正しい着用や手指消毒、換気などの基本的な感染予防対策の徹底が図られているものと考えております。また、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や保育所等における新型コロナウイルス関連通知、「介護現場における感染症対策の手引き」など、それぞれの施設で各種ガイドラインや国などからの通知に基づいて、個別具体的な対策が講じられているものと考えております。

○議長（牧下恭之君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 1についてですけれども、医療センターの現況についてお尋ねしたわけですが、医療センターの場合は、津奈木町、芦北町を含みますので、水俣だけの患者数だけで判断することではないんだろうと思って、担当課に伺いましたところ、県発表の数値によりますと、水俣市の感染者の数は、後日修正を行った場合の誤差は除くということでしたが、令和2年度29人、令和3年度133人、令和4年度は8月末まで2,353人だそうです。今年8月には、1,227人と特に第7波と思われる7月以降の感染者は急激に増加をしております。これに芦北町、津奈木町の今年4月から8月までの感染者数は1,866人と伺っております。こう見ますと、いかに水俣総合

医療センターの現場の窮状が大変であるかということがよく理解できるのではないかというふう
に思います。

そこで2点、病院管理者にお伺いしますが、まず第7波よって医療センターの病床利用率はど
のように影響があったのか。

2点目に、診療運営に非常に御苦勞をされているとは思いますが、令和3年度の決算では、収
益収支は維持していますけれども、令和4年度の見通しはいかがか、以上2点について伺い
ます。

次に、感染症対策本部の会議についてですけれども、新型コロナウイルス感染症は2類相当だとい
うことですが、感染症抑制に非常な御苦勞をされています。やはり消防署のように現場に精通した状
況把握を考えれば、専門的な見地からやはりドクターのような存在、知見者が必要ではないか
というふうに思います。

そこで質問ですが、新型コロナウイルス感染症対策本部会議は現状のままを維持されと
考えてよいのか、以上3点についてお伺いします。

○議長（牧下恭之君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 岩阪議員の2回目の御質問にお答えします。

病床の利用状況について、新規入院の抑制や退院転院の促進などを行い、1病棟を閉鎖したた
め、約230人いた入院患者を約160人まで縮小し、医療体制を維持いたしました。経営の見通しに
ついては、院内で感染が拡大した影響もあり、厳しい経営状況にあると考えております。

本年7月までの純損益を前年度7月までの実績額とで比較しますと約5,000万円を超える減収
となっているところです。令和3年度の収益的収支は、新型コロナウイルス感染症対応緊急包括
支援事業補助金などがあったことにより黒字を確保することができましたが、今年度について
は、現時点で当該補助金は9月までで終了し、その後は未定となっていることから、現状のまま
の感染状況が続いた場合、新型コロナウイルス感染症以外の患者数の増加が見込めず、赤字となる可能性
もあると考えております。

○議長（牧下恭之君） 高三瀦福祉環境部長。

○福祉環境部長（高三瀦 晋君） 3番目の質問につきましては、私のほうから答弁をさせていた
だきます。

先ほど答弁をいたしましたけれども、必要に応じて医師会等から専門的知見に基づく意見をい
ただいており、今後も必要に応じて逐次専門家の方の意見を伺うこととしています。

したがって、水俣市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の構成員についての見直しは現時
点では考えておりません。

○議長（牧下恭之君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 3回目になりますけれども、病院の窮状はお聞きしまして、今後、経営に影響がなければいいなというふうな心配もしておりますが、対応をよろしくお願ひしたいと思います。

新型コロナ感染症は御存じのように一般病床で入院されている方々にも民間の医療機関であられ、自由な面会さえ許されていません。患者さんがどんな苦しい状況にあっても、肉親と会いたくても会えない、こういった状況の中で亡くなられた方の状況をお聞きすると、耐えられない思ひであります。何とか一日も早く収束を願うのは私ばかりではないと思ひます。

そこで質問ですけれども、事業管理者にお伺ひします。

現在、政府が全数把握の見直しを都道府県で行う方針であると聞きますが、医療センターとしての評価はいかがか。

2番目に、政府はコロナウイルス感染症の第7波が収束すれば感染症発生情報を2類相当から5類へ移行するとも報道されています。この2類相当から5類とはどのような違いがあるのかお伺ひをします。

3番目に、市長に伺ひますが、9月に入りわずかながら感染者の減少に転じているようですが、油断は禁物です。ここでもうひと踏ん張りするところじゃないかというふうには思っておりますが、市内各地域では、住民総出の行事取組の中止や自治会の総会、地区集会、敬老会、秋祭りなど中止されている地区が多いと聞きます。また、これまでの市主催の恋龍祭や競り舟大会など住民総出の行事参加が少ないように思ひます。見方によっては、住民方々の感染防止に対する相当の努力をされている意識の高さを伺えるというふうには思っております。

そこで市長に伺ひます。

政府、県は今後とも現在の社会生活活動を維持していくであろうというふうには思われますけれども、まず感染者の減少が第一義であると考えます。

市民の不安を少しでも解消するために、市はどう対応すればいいというふうには考えていらっしゃるのか、以上を伺ひます。

以上で質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 岩阪議員の3回目の御質問にお答えします。

全数把握の見直しについて、医療センターとしての評価はいかがかとの御質問にお答えします。

全数把握については、政府方針に基づき、熊本県でも今月の26日から重症化リスクのある感染者のみ、詳細な発生届を行うようにすると発表がありました。このように、全数把握が簡略化されることによって、発生届にかかっていた時間がかなり短縮され、担当者の事務負担が軽減されるものと考えており、人員不足となっている医療現場としては評価すべきものであると考えてお

ります。

2類相当から5類とはどのような違いがあるのかとの御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症が位置づけられている2類相当では、外出自粛等の要請や医療費の全額公費負担、陽性者の全数把握といった対応が取られます。一方、現状の5類では、外出自粛等の要請や医療費の公費負担がなくなり、陽性者数の把握についても、基幹病院からの定点報告となるといった違いがございます。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 私のほうからは、今後も政府や県というのは現在の社会活動を維持していただくだろうと思われるが、まずは感染者数の減少が第一義と考えると。そういった中で、市民の不安を少しでも解消するために市はどう対処すればいいかという御質問です。

現在、国・県においては、オミクロン株の特性を踏まえ、強い行動制限は行わず、感染対策を徹底しながら社会経済活動の継続を図っています。本市におきましても感染拡大の抑制と社会経済活動の継続を両立させていくことが重要であると考えています。

今後も公共施設やイベント開催時におけます感染症対策の徹底に努めるなど、感染症を発生させないことが市民の不安解消につながるものと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、熊本県民体育祭水俣市・葦北郡大会開催の状況について、答弁を求めます。

本田産業建設部長。

（産業建設部長 本田聖治君登壇）

○産業建設部長（本田聖治君） 次に、熊本県民体育祭水俣市・葦北郡大会開催の状況について、順次お答えします。

まず、熊本県ではイベント開催について感染防止安全計画を出す場合と出さない場合を記述しているが、体育祭はどうなるかとの御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症対策として、イベントの開催について、参加人数5,000人超かつ収容率50%超は、熊本県に感染防止安全計画の提出が必要となりますが、今回全ての競技会場で無観客での開催となりますので、感染防止安全計画の提出はありません。

次に、さきの医療状況の中、開催に至った経緯についてはどうだったかとの御質問にお答えします。

県民体育祭の開催については、第77回熊本県民体育祭における新型コロナウイルス感染症に係る感染対策事項の中で、緊急事態宣言、またはまん延防止等重点措置が発令された場合など、開

催の可否を検討する基準が定められており、総合開会式の規模を縮小し、原則無観客で開催するなど、感染対策の徹底を図り実施することになっておりました。

その後、今回の市内医療機関等での感染拡大や県内での感染状況を踏まえ、大会主催者である熊本県教育委員会、公益財団法人熊本県スポーツ協会、芦北町、津奈木町と協議を重ねた結果、総合開会式・閉会式を中止し、大会を開催することを決定しております。

次に、現時点で把握できている関係者の宿泊等はどうかとの御質問にお答えします。

令和4年9月5日現在、本市への関係者の宿泊等は、県民体育祭実行委員会の指定業者への申込者が301人、宿泊施設に直接申し込まれた選手、大会役員を含めると約600人と把握しております。また、日帰りの関係者が2,500人から3,500人と見込んでおります。

次に、開催後の飲食を伴う行事はどうなるのかとの御質問にお答えします。

県民体育祭開催後に行う反省会や打ち上げなどの飲食を伴う行事は、現在のところ主催者としては予定しておりません。

○議長（牧下恭之君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 2回目の質問になりますけれども、水俣・葦北大会は11年振りというようなことで私たち関係者も大いに期待をしていましたけれども、残念ながらコロナ禍という感染症で開催されるということについては残念に思っております。また、大会の形態も大きく変わってしまったようでございます。それに選手のモチベーションというのもどれほど上がるのか、非常に心配するわけですが、種目によっては屋内、あるいは野外、または1日で終わるもの、2日にわたるものがありますけれども、開催は今週末になるわけですが、大体、選手、関係者の把握もできたのではないかというふうに思います。

そこで3点質問します。

水俣市内への宿泊者は、水俣市観光応援券と、それから熊本県の県民割というのがありますが、この利用状況はどうなっているのか。

2番目に、コロナウイルス感染症の中の大会になるわけですが、飲食、あるいは宿泊、経済効果等は、前回もある程度の金額は出ましたけれども、影響はないのか、あるいはやむを得ない場合もあると思いますけど、その点についてお伺いします。

それから3番目に、キッズスポーツ登録団体や中高生を競技補助員として呼びかけるということでありましたけど、現在何人ほどを予定されているのか、以上3点についてお伺いします。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 岩阪議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、水俣市内への宿泊者について、水俣市の観光応援券と熊本県の県民割を利用していると考えてよいかとの御質問だったかと思っております。

水俣市の観光応援券は、各宿泊施設に観光応援券の残りがあれば利用でき、また、宿泊者が熊本県のくまもと再発見の旅の要件であるワクチン3回接種済証やPCR検査等の陰性証明書の提出、ふだんから一緒にいる人との旅行に限定などを満たせば、県民割の利用ができます。両方の要件を満たせば、いずれも利用することができます。

次に、宿泊飲食等の経済効果をどう見込んでいるかとの御質問にお答えします。

6月議会の小路議員の一般質問の中で、熊本県民体育祭の宿泊や飲食費などで約3,000万円の経済効果を期待できると答弁しております。本市への宿泊者約600人と日帰りの大会関係者2,500人から3,500人と見込まれますので、熊本県観光統計表に基づく観光消費額を参考に推計すると約2,800万円から約3,300万円の経済効果が見込まれます。

それから3点目でございます、キッズスポーツ登録団体や中高生は競技補助員として何人ぐらい参加しているかとの御質問にお答えします。

いずれも延べ人数ですけれども、キッズスポーツ登録団体の生徒28人、市内の中学生300人、水俣高校生86人の合計414人が12種目の競技に補助員として参加する予定です。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 ありがとうございます。

3回目になりますけれども、無事に終わることになりたいと思うんですが、6月の答弁では、無観客ながら市民への周知は十分するというようなことでされたというふうに思っております。

特にSNS、それからFacebookによる情報発信等も行っているということでしたけれども、クラブ活動も民間移行になったわけですが、陸上をするキッズたちも多くいますが、せめて陸上競技など、インターネットによる発信というのはできないものかどうか、ちょっと3回目に伺っておきたいと思っておりますけれども、最後になりますけれども、この感染症の中での開催、しかもここに来て週末はまた台風がどうも来るというようなことも伝えられております。選手、関係者の御苦労と御活躍に期待して、どうか目的が達成するように祈りつつ、3回目の質問を終わりますが、このインターネット中継について、最後にお伺いします。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 岩阪議員の3回目の御質問にお答えします。

御質問は、参加者にキッズの陸上クラブも多くいるが、陸上競技などのインターネットによる配信はできないかとの御質問だったかと思っております。

議員御提案の陸上競技などのインターネットライブ配信については、Wi-Fi環境の問題、それから準備期間が少ないことから実施することは困難と考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、恋路島と水俣湾の具体的利活用について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、恋路島と水俣湾の具体的利活用について、順次お答えします。

まず、これまでの取組はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

昨年の12月議会でも議員の御質問に答弁いたしましたでしたが、本市では、平成27年度から28年度にかけて、恋路島に関わりのある団体等をメンバーとする恋路島利活用検討委員会を設置し、恋路島の利活用について様々な方向から検討を行っており、そのときの検討内容を恋路島利活用のための手引きとして「恋路島がたり 恋路島の価値を未来につなぐために」という小冊子にまとめております。

この冊子の中で、恋路島への渡航については、原則として1回の渡航者を20名以下とするなど、島及び周辺海域の自然環境を保全した利活用を行っていくという利活用検討委員会の方針が示されておりますので、恋路島の貴重な自然と共存しながら、利活用していくことを検討しております。

水俣湾については、港湾管理者である熊本県により、岸壁や荷さばき所などの港湾施設の整備がなされ、物流の重要な拠点として多くの民間事業者に利用されています。また、水俣湾埋立地のエコパーク水俣には、陸上競技場、道の駅、竹林園などが整備されており、スポーツや観光の拠点として、水俣市民だけでなく多くの方々に利用されています。

次に、市長の基本的な考え方についてはどうかとの御質問にお答えします。

先ほど答弁申し上げました水俣湾埋立地のエコパーク水俣は、スポーツや観光の拠点として活用されております。これをさらに前に進めるために、私が「活力生まれる水俣」というビジョンを掲げ、エコパーク水俣を中心とする市内のスポーツ施設に大会や合宿を誘致し、人を呼び込むことで、スポーツの振興と経済の活性化を図る政策を推進しています。こうした観点から、恋路島の自然や周辺で行われているマリンアクティビティも重要な観光資源であり、関係者の意向を確認しつつ、相乗効果が発揮できるような方策を考えてまいります。

○議長（牧下恭之君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 2回目ですけれども、恋路島はかつて私たちの子どもの頃は、百間港から連絡船が通う海水浴場であり、キャンプ場でもありました。水俣湾の埋立てが完成してから約30年がたちました。海が復元された今、再びまたそのようなときが来るのではないかと大いに市民も期待をしているのではないかというふうに思います。

平成25年には、「全国豊かな海づくり大会」が天皇・皇后両陛下をお迎えして、親水護岸で、歓迎放流行事等ありました。蘇った水俣の海を象徴する行事でもありましたし、水俣湾の再生を

後押しをする最大の行事ではなかったのかというふうに思っております。

私たちも恋路島にまつわる水俣の棒踊りを踊らせていただきましたけれども、非常に印象深い海づくり全国大会でございました。

まず、市長の基本的な考え方ですが、市長が議員時代、平成27年9月定例会で水俣湾の経済効果ということで、大型クルーズ船の誘致と合わせ、恋路島の利活用について質問されております。クルーズ船については、また別の機会に伺いますが、恋路島の利活用については、恋路島利活用検討業務委託料、あるいは検討内容、委員の選定についての質問をされています。

その中で、環境問題としての利活用もあるが、そこはすみ分けして観光振興で取り組む施策も必要であるというふうに当時述べられて、提言をされています。

その後作成された利活用の手引き、恋路島がたりですけれども、これまでの動きと生態系、地形の紹介が主な報告書のように私は見ております。市長も言われますように、エコパークを中心とした恋路島周辺の海、自然は観光資源として大いに活用できるのではないかとというふうに私も思っております。

これは一つの例ですけれども、対岸の獅子島、あるいは御所浦は、人は住んでいますけれども、獅子島で遊ぶ休日とか、御所浦で遊ぶ休日とかいうことで、紹介のチラシがございます。

この中には、化石の発掘、釣り体験、海の幸、大自然、海辺探索、船の旅、こういうことが紹介されて、楽しみませんかということで、獅子島ホリデイというふうなことで獅子島の場合はいったっております。

そういうことで、私が思いますのは、獅子島も御所浦も特段観光開発をしたという印象はございません。地元にある島の個性を生かした現在のようないいパンフではないかとというふうに思います。

私は、恋路島も当初は現状のままでも島内のルート整備から始めて、利活用も段階的に進めていくことも私は一つの方策ではないかとというふうに思います。

開発となれば、隣の阿久根市の阿久根大島がキャンプ場や海水浴場、あるいはシカが生息しているということもありますけれども、こういったものは一気呵成にいくものではありませんし、なかなか市民の意向というものを聞かなければ難しい面もあると思いますが、そこで、3点質問をいたします。

報告書の恋路島がたりには、具体的な推進計画や構想はありませんけれども、これらを推進するために庁内、あるいは関係者を踏まえたプロジェクトチーム、あるいは推進委員会等の設置等は考えられないか。

2つ目に、去る7月23日の熊日新聞でしたけれども、東京海洋大学名誉博士のさかなクンが、「みなまた・あしきたギョギョギョ大使」に任命されたという記事を拝見しました。今後、恋路

島の利活用と同時に、海辺の活用、あるいはギョギョギョ大使をどう生かしていくのか、こういった点も私、非常に重要な課題であろうと思いますけれども、具体的にこういったものに取り組めないか、質問をいたします。

それから、ここに熊本県環境センターが作成しました水俣湾に生息する魚介類についての紹介をしたパンフレットもございます。これには海の生き物の紹介等がありますけれども、こういったものを水俣市独自で取り組めないか、以上3点についてまず質問いたします。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員2回目の御質問にお答えをいたします。

まず1点目が、この報告書の恋路島がたりは、具体的な推進計画や構想がないと、だからそういった関係者を交えたプロジェクトチームや推進委員会等の設置を考えてないかという御質問でございます。

先ほど答弁で申し上げましたけれども、活力の生まれる水俣というビジョンに基づきまして、スポーツの振興と経済の活性化の政策を一体的に進めているところであります。

現時点では、恋路島の利活用のみの特化した推進計画をつくることや、そのためのプロジェクトチームの設置等については考えておりません。

2点目に関しまして、さかなクンが水俣・芦北のギョギョギョ大使に任命をされたということで、これを恋路島の利活用に生かしたらどうかというような御質問でございます。また、それを具体的にどうやって取り組んでいくのかというお尋ねでございますけれども、去る7月22日に「みなまた・あしきたギョギョギョ大使」就任式におきまして、水俣の海の美しさや豊かさを発信する取組に御協力をいただきたいと私のほうからも直接さかなクンにお願いをしたところがございます。

また8月25日には、さかなクンに湯の児の海と夕やけにお越しをいただいて、小学生を対象として、「なつやすみ自由研究L I V E ヒメタツと水俣の海」を開催いたしまして、水俣の海の特徴やヒメタツの生態などを学びました。その模様は、さかなクンの公式Y o u T u b eで全世界に配信をされておきまして、この動画の再生回数が9月9日現在で3万861回再生されております。

また、今後引き続き、熊本県、芦北町及び津奈木町と協力をいたしまして、さかなクンの知名度や発信力の強みを生かして、恋路島を含む水俣の海のよさを知っていただく事業を実施してまいります。

3点目の県の環境センターが以前に作成をしたパンフレットがあると。こういったものを水俣市でも恋路島周辺、そういったものを紹介するなど、水俣の新たな視点に立った水俣市独自で取り組む考えはないかという御質問でございます。

御指摘の熊本県が作成をしましたパンフレットは、現在の水俣湾の魚介類の水銀の含有量や水俣湾のしゅんせつ、埋立て工事の内容を紹介し、水俣湾の環境が回復したことを説明するためのものと承知しております。

水俣湾の水質調査や魚介類の調査は、県の所掌事務でありますけれども、本市としても、水俣湾の環境に関する正確な情報を発信することは重要と考えており、本市におきましても、公害から回復した現在の美しい水俣湾を多くの方に知ってもらえるように、市立水俣病資料館で上映をいたしますビデオや展示物についても既に見直しを行っているところであります。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 3回目になりますけど、政策というのはなかなか一気にいくものではないというふうには十分理解できます。これをきっかけとして、数年後には袋インターチェンジも開通しますし、それらを見越した一つのきっかけとして取り組む方法もあるんじゃないかと。私は、海の駅ができれば、例えば、恋路島一周のヨットのレースや競り舟大会、あるいはSUP、アウトリガーカヌー、釣り大会、海中船のクルージングなどというのもいいんじゃないかなというふうに思ったもので、ぜひインターチェンジ開通に合わせて恋路島の利用も考えていただければと思います。

また、先ほどの市長の議員時代の質問に触れますけれども、執行部の当時の答弁では、市民の皆様の中には様々な考え方もあり、観光資源として有効に活用すべきであるという意見と、このままの状態を残してほしいという御意見がありますことは十分承知しており、市民の皆様のお話をお聞きする場を作りたいと考えておりました。恋路島は、水俣市の貴重な地域資源であると認識しております。今回設立を予定しております恋路島活用検討委員会の提言を含め、市民の皆様のお話や御提案を幅広くお聞きし、エコパーク水俣の有効な地域資源と連携した恋路島の活用策の検討を行い、地域活性化や交流人口の増加につなげたいというふうに当時答弁を市長は引き出しております。

ですから、ぜひこの辺ももうこの質問からやがて7年、それから総合計画の策定からやがてもう4、5年になるわけですが、ぜひこれから活力のある水俣の中で具体的に推進されるものというふうに期待をしておりますけれども、その辺の決意を一言お伺いして、3回目の質問をこれで終わりたいと思います。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員3回目の御質問にお答えをいたします。

今回の恋路島の利活用についてということで、議員のほうから、再三御質問がございました。しっかり利活用して、地域の経済振興やスポーツ振興につなげてほしいというような御質問なの

かなというふうに思っております。

この恋路島がたりができたとき、私も議員でございましたけれども、そのときにこの恋路島がたり自体はどちらかという自然環境を保全して、言うなら手をつけるなというような感じのものかなというふうに私は理解しております。ただ、私も議員時代にその中でやっぱりそういったものを踏まえながらであってもエコパークと水俣湾、そして恋路島、こういったものを一体として今しっかり再生された美しい海というようなものも発信をしている。それから、いろんなところからスポーツを通じていろんな合宿や大きな大会もエコパークで行われているというようなこともございます。そういったものも含めると、恋路島だけに限らず、そういったことを一体的にやはり活用していくことが大事かというふうに思っておりますので、そういったことも踏まえて、本市であっては、活力の生まれる水俣、これをビジョンと掲げまして、市内に人を呼び込む政策を推進しているところでもあります。

こうした観点から、恋路島の自然や周辺で行われているマリンアクティビティも重要な観光資源と考えておりますので、関係者の意向を確認しつつ、相乗効果が発揮できるような方策を考えてまいりたいというふうに思っておりますので、引き続き議員のお力添えをいただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 以上で岩阪雅文議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明15日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、明日の本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午前11時50分 散会

令和4年9月15日

令和4年9月第5回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

一般質問・質疑

令和4年9月第5回水俣市議会定例会会議録（第4号）

令和4年9月15日（木曜日）

午前9時31分 開議

午後1時32分 散会

（出席議員） 16人

牧 下 恭 之 君	杉 迫 一 樹 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	田 中 睦 君
藤 本 壽 子 君	岩 阪 雅 文 君	岩 村 龍 男 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長（岡 本 広 志 君）	主 幹（中 村 亮 彦 君）
主 任（藤 澤 亜 未 君）	主 任（森 ちひろ 君）

（説明のため出席した者） 14人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（中 谷 衛 君）	福祉環境部長（高三瀦 晋 君）
産業建設部長（本 田 聖 治 君）	産業建設部次長（田 中 真 也 君）
教 育 長（小 島 泰 治 君）	上下水道局長（金 子 昌 宏 君）
総合医療センター事務部総務課長（上 田 敬 祐 君）	総務企画部市長公室長（鎌 田 みゆき 君）
総務企画部総務課長（岩 井 浩 昭 君）	総務企画部地域振興課長（柿 本 英 行 君）
総務企画部財政課長（岡 本 夫美代 君）	教育委員会教育課長（設 楽 聡 君）

○議事日程 第4号

令和4年9月15日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | | | |
|---|-------|---|-------------------------|
| 1 | 高岡朱美君 | 1 | 不登校児童・生徒に対する学習機会の保障について |
| | | 2 | 食糧増産の取組について |
| | | 3 | 水俣市後援等承認申請の取扱いについて |
| 2 | 木戸理江君 | 1 | 市民の暮らしやすさについて |
| | | 2 | 本市の下水処理について |
| | | 3 | 子どもたちの暮らし方と学びの機会について |
| | | 4 | 本市の観光振興策について |

(付託委員会)

第2 議第65号 専決処分の報告及び承認について

専第13号 令和4年度水俣市一般会計補正予算(第7号) (総務産業)

第3 議第66号 水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(総務産業)

第4 議第67号 水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第5 議第68号 令和4年度水俣市一般会計補正予算(第8号) (各委)

第6 議第69号 令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) (厚生文教)

第7 議第70号 令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) (厚生文教)

第8 議第71号 令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第2号) (厚生文教)

第9 議第72号 令和4年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号) (厚生文教)

第10 議第73号 工事請負契約の締結について (総務産業)

第11 議第74号 令和3年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について (総務産業)

第12 議第75号 令和3年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について (総務産業)

第13 議第76号 令和3年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について (厚生文教)

第14 議第77号 令和3年度水俣市一般会計決算認定について ()

第15 議第78号 令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について (厚生文教)

第16 議第79号 令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について (厚生文教)

第17 議第80号 令和3年度水俣市介護保険特別会計決算認定について (厚生文教)

第18 特別委員会の設置について

○本日の会議に付した事件

午前 9 時 31 分 開議

○議長（牧下恭之君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（牧下恭之君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、決算 4 件、健全化判断比率及び資金不足比率の報告 1 件の提出がありましたので議席に配付しておきました。

次に、本日の会議に、地方自治法第 121 条の規定により、設楽教育課長の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第 4 号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第 1 一般質問

○議長（牧下恭之君） 日程第 1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁時間を含まない 1 人 30 分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、高岡朱美議員に許します。

（高岡朱美君登壇）

○高岡朱美君 おはようございます。日本共産党の高岡朱美です。

政府は今日 5 日、旧統一教会の被害に関する相談を受け付ける合同電話相談を開始しました。相談件数は、5 日から 8 日までの 4 日間で 796 件、1 日 200 件にも上っています。3,000 万円もする本を購入させられ、まだ借金を抱えている、信者 2 世には信教の自由はなく、絶対信仰、絶対服従だった。教会の活動中に強制わいせつの被害に遭ったなど、その内容は非常に深刻です。これらの不幸は教団と出会わなければ、なかったはずのものです。

このようにたくさんの人を不幸にしてきた韓国のカルト団体が、こともあろうに、取り締まられるどころか、日本の政治権力の一部とギブ・アンド・テイクの関係にあったことが分かってきました。

今多くの国民は、間違いなくその政治権力の中心にいた安倍元首相の死を悼みつつも、国葬にしようとしている政治を支持していません。

そして、その政治が、意識的か無意識だったかにかかわらず、教団と関係してきた事実はどう向き合おうとしているのか、大変注目しています。今回は決して無関係ではなかった本市のこの

問題への姿勢もただしてまいります。

以下通告に従い質問いたします。

1、不登校児童・生徒に対する学習機会の保障について。

①、令和元年以降の本市の不登校児童・生徒数はどのように推移しているか。

②、令和元年10月25日に発出された文科省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」は、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方をどう述べているか。

③、現在不登校になっている児童・生徒の学習機会はどのような形で提供されているか。

④、昨年、1人1台のタブレット端末が支給された。教室に入れない児童・生徒や不登校児童が学習ツールとして利用した実績、または利用計画はあるか。

⑤、令和3年3月議会で、本市の自立支援室に通う生徒・児童から「午後まで開設してほしい」という要望はない」との答弁があった。現在在籍中の児童・生徒に対し、希望調査はされたか。

2、食糧増産の取組について。

①、大豆、小麦、とうもろこし等穀物価格の最新動向はどうなっているか。また、変動の背景に何があるか。

②、昨年10月の世界食料デーを前に、WFP（国連世界食糧計画）が警告した内容はどのようなものだったか。また、日本への影響をどのように予想しているか。

③、本市で田畑として登記されている土地面積はどれくらいで、そのうち耕作されていない土地はどれくらいあるか。

④、給食に提供される食材のうち、主に大豆、小麦を原料としているものにはどのようなものがあるか。また、その生産地は現在どうなっているか。

3、水俣市後援等承認申請の取扱いについて。

①、一般的に自治体の後援を得るメリットは何か。

②、本市の要綱では、対象団体及び承認の基準をどのように規定しているか。

③、後援対象から宗教団体、政治団体が除かれている理由はなにか。

④、申請に必要な書類は何か。

⑤、承認の可否はどこが審査しているか。

以上、本壇からの質問を終わります

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 高岡議員の御質問に順次お答えします。

まず、不登校児童・生徒に対する学習機会の保障については教育長から、食糧増産の取組につ

いては産業建設部長から、水俣市後援等承認申請の取扱いについては私から、それぞれお答えします。

○議長（牧下恭之君） 不登校児童・生徒に対する学習機会の保障について答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 初めに、不登校児童・生徒に対する学習機会の保障について、順次お答えします。

まず、令和元年度以降の本市の不登校児童・生徒数はどのように推移しているかとの御質問にお答えします。

一昨日、田口議員に御答弁いたしましたとおり、令和元年度は14人、令和2年度は18人、令和3年度は23人となり、徐々に増加している状況です。

次に、令和元年10月25日に発出された文科省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」は、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方をどう述べているかとの御質問にお答えします。

同通知文の、1、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方の(1)支援の視点に、不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。

また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見詰め直すなど、積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意することと述べられています。

次に、現在不登校になっている児童・生徒の学習機会はどのような形で提供されているかとの御質問にお答えします。

学校に行けなくても、自立支援室や民間の施設に行くことができる児童生徒に関しましては、その施設において、本人と相談しながら学習の時間を設定して、学習機会が提供されています。

また、なかなか家から外に出ることができない児童生徒に関しましては、担任が家庭を訪問する際に、プリントや問題集等による課題を与えるなどして対応しております。

次に、昨年、1人1台のタブレット端末が支給された。教室に入れない児童・生徒や不登校児童・生徒が学習ツールとして利用した実績、または利用計画はあるかとの御質問にお答えします。

教室に入れなくても、学校に別室登校できた際は、別室でタブレットを使い、ズーム配信された授業の様子を見ながら学習に参加したり、eライブラリのドリル学習に取り組んだりした実績があります。

また、自立支援室にもWi-Fiのルーターを設置し、9月からオンラインでの学習ができるようになっております。

次に、令和3年3月議会で、本市の自立支援室に通う児童・生徒から「午後まで開設してほしい」という要望はない」との答弁があった。現在、在籍中の児童・生徒に対し、希望調査はされたかとの御質問にお答えします。

自立支援室に現在在籍中の児童・生徒に対する希望調査は行っておりません。

○議長（牧下恭之君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 私は、令和2年の3月議会でこの問題を取り上げました。そのときにも不登校の児童・生徒数の推移をお聞きしております。平成27年から令和元年までの5年間の推移は小中合わせて15人、15人、12人、11人、14人と答えられています。その後の推移を今お答えいただきましたが、令和2年が18人、令和3年が23人ということで、少しずつ増加しています。ただ、これは全国の傾向を見れば、不思議でも何でもなく、令和3年10月に文科省が発表した統計では、全国の不登校児童・生徒の数は8年連続で増加し、過去最高となっています。またそのうちの半分以上が3か月以上の長期に休んでいるという特徴があります。

それで、最初に本市で今現在不登校となっている児童・生徒も同様に長期に休む子どもの割合が多いのかどうか教えてください。これがまず1点目の質問です。

不登校になった理由は、一人一人皆違うと思いますが、学校にいる時間を苦痛に感じているという点は共通しているはずで、大人と違って子どもの日中の居場所は学校か家しかありません。学校に行こうという気持ちになるには、学校が家と同じくらいに安心できる場所、楽しい場所であることが必要ですし、逆に家の居心地が悪ければ、学校に行くでしょうから、いずれにしても、不登校の原因はその多くが学校にあるということになります。

そうすると、不登校をなくすためには学校が、文字通り、全ての子どもにとって安心できる場所、楽しいところでなければならないということになります。もちろん、そうなるように先生方はいろいろ努力されていると思います。

令和2年に文科省が不登校児童・生徒の実態調査をやっています。その中で、学校に行きたくないと感じ始めたきっかけを聞いています。小学校と中学校では順番が少し入れ替わりますが、大体2割から3割あるのが、「先生と合わなかった、先生が怖かった、体罰があった」「友達との関係、嫌がらせ、いじめなど」「身体の不調。学校に行こうとするとおなかが痛くなるなど」「生活リズムの乱れ。朝起きられなくなる」「きっかけが何か自分でもよく分からない」「勉強が分からない。授業がおもしろくない」というものです。

さらに、ほかにも理由があるか聞くと3割から4割の子どもが、「勉強が分からない」と答えています。

また、学校を休んでいる間の気持ちについて尋ねると7割近くの子どもが、「ほっとした。楽な気持ちだった」「自由時間が増えてうれしかった」と答える一方、同じくらいの割合で、「勉強の遅れに対する不安があった」「進路、進学に対する不安があった」「同級生がどう思っているか不安だった」と回答しています。

同時に保護者への質問では、「子どもが家で極度に落ち込んだり、悩んだりしていた」「原因がはっきりしない、腹痛、頭痛、発熱があった」「子どもの進路や将来について不安が大きかった」「どう接してよいか分からなかった」など、親子とも不安や葛藤を抱えている様子が分かります。

こうやって見ていくと、原因が外部要因と思われるものが半分強ある一方で、よく分からないというのも2割強あります。

原因のわからないものの中には、恐らく本人の生まれ持った特性が関わっているものが含まれると思います。集団生活になじみにくい特性です。コミュニケーションが苦手、こだわりが強い、感覚過敏などです。

こういうことを踏まえますと、不登校を学校の努力によって解決できるケースはあるものの、完全になくすことはできないのではないかと私は思います。

それで、現場で支援に当たられている方の感触をお聞きしてみたいのですが、これから先、学校の努力によって不登校をゼロにするということは可能だと思われるのでしょうか。これが2点目の質問です。

3点目に、文科省は教育の目的は、社会的に自立することだと言っています。現場の先生方に私もぜひお尋ねしたいのですが、社会的自立をするためにはどのような力が必要でしょうか。

最後に、タブレット端末の活用について伺います。

今年の6月10日、文科省から「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」という新たな通知が出されています。

これにICTの活用についての提言が幾つかあります。1つが、まさに御答弁にあった自立支援室での学習支援の強化につなげることです。

9月からWi-Fiを設置して学習に利用されるということでした。これは本当に大きな前進だと期待を寄せております。市内のある中学校で、特別支援教室から普通教室に通級していた生徒が一時期教室に行きたがらなくなった。そこで、オンラインで別室から授業に参加させることを試みたところ、学習に意欲的になったという体験をお聞きしました。周りが気になって落ち着かないという生徒にとって、安心できる場所から遠隔で授業に参加できる機会が準備されたというのは本当に大きいと思います。

そこでですが、現在、自立支援室にも参加できていない子どもが、若干名いると思われます。

そのうち2名の子どもが児童家庭支援センターオリーブの木に来ているそうなのですが、ここでもタブレットを使った学習が可能になると考えます。文科省は不登校児童・生徒の支援の在り方として、民間団体との密接な連携を求めています。

最後の質問になりますが、児童家庭支援センターに来る子どもたちにもタブレットを使った学習等の機会を提供することについてどうお考えになられているか、以上、質問は4点です。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 高岡議員の2回目の御質問にお答えします。

4点ございました。まず1点目なんですけども、本市で3か月以上長期にわたっている子どもの状況はどうかとの御質問でした。

令和3年度の本市の不登校児童・生徒数は23人、そのうち90日以上欠席している者は18人でした。18人のうち学校以外の施設等を利用していない児童・生徒は6人でしたけども、6人とも1週間に1回、あるいは1か月に3回程度、学校に登校しており、全く家に引き籠もっているわけではありませんでした。

2点目なんですけども、これから先、学校の努力によって不登校をゼロにすることは可能だと思うかとの御質問でした。全国的な状況、また本市の不登校の児童・生徒の状況を見ましても、不登校をゼロにすることは大変難しいと思われれます。しかしながら、不登校の未然防止及び不登校となっても長期化しない取組に努めてまいります。

3点目なんですけども、子どもが社会的に自立するには何が必要かとの御質問でした。

子どもの社会的な自立の仕方については、子どもの個性によって様々でありますので、一概には言えませんが、例えば、コミュニケーション能力や協調性などの社会性を身につけることも重要であると考えております。

最後4点目なんですけども、児童家庭支援センターに来る子どもたちにも、タブレットを使った学習等の機会を提供することについてどう考えているかとの御質問でした。

対応しておりますタブレットについては、学習支援ソフトが入っておりまして、子どもたちにはオフラインでどこでもドリル学習ができます。よって、児童家庭支援センターでもタブレットを使った学習は可能です。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 不登校をゼロにするのは大変難しいとお答えがありました。現に、御紹介いただいた令和元年の文科省通知が、不登校児童・生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、社会的に自立することを目指す必要があると言っているのは、文科省も学校という1つのシステムに全ての子どもを合わせるのは限界があるということを認めているんだ

と思うんです。

ですから、毎年必ず学校からはみ出す子どもが少数いることを前提に、学校以外に社会的自立につながる場をつくること、水俣では自立支援教室が大きな役割を果たしておられますけれども、この場所を充実させていくことが求められていると私は考えます。

先ほど、社会的自立には何が必要かお尋ねしました。コミュニケーション能力と協調性というふうにお答えになりました。前回質問したときにも紹介した発達障害を専門に見ておられる精神科医の本田秀夫さんが、発達障害の子どもの中には特別に勉強ができる子どもがいて、そうすると親御さんは勉強ができれば将来仕事にも就けると安心して、そのほかの苦手なことを何もさせないというケースがあるんですけど、これが一番駄目です。コミュニケーションが取れなければ仕事はできませんからおっしゃられていました。相手の話を理解し、自分の意思を伝える能力は生きていく上で欠かせません。

それから、協調性と言われました。これもそのとおりだと思います。もちろん協調性ばかりでは社会は進歩しませんが、他人と折り合う能力は社会の様々な場面で必要です。この能力を定型発達の子もたちは集団活動の中で自然と身につけていきます。だからこそ学校は重要です。ところが、生まれつき独特の感性を持っている子どもたちはこれがとても苦手です。ただし、だからこそ学校に来て訓練する必要があるという理屈は成り立ちません。これは訓練で治るというものではないからです。

こういう子どもにとって必要なのは、周りに合わせなければならぬときに感じるストレスやイライラを避けたり、軽減したりしながら生きる方法を身につけることです。実はこんなふうに独特の感性を持った子どもの中には、定型発達の子もにはない優れた能力を持っている場合が多々あります。ですから、こういう子どもたちが社会的に自立するためには、ストレスを感じなくて済む環境で、自分の得意分野を生かせるよう支援してあげる必要があるわけです。

そして、答弁にはありませんでしたが、当然ながら社会的自立には一定の学力が絶対に必要です。

先ほど紹介したアンケートに戻りますが、質問項目の中に、何をしてもらえば学校に戻りやすいかという問いがありました。1割強の子どもが、個別に勉強を教えてもらうというふうに答えています。一日のほとんどを学校で過ごす子どもにとって授業が分からないまま椅子に座っているほど苦痛なものはありません。そして、勉強が分からないまま社会に出れば苦勞するのは必至です。どの子にも学力はつけなければなりません。

それで、3回目の質問ですが、今現在学校に行っていない23人の子ども、恐らく来年、再来年も同じ境遇の子どもが出てくると思われます。こういう子どもたちの社会的自立に資する機会をできるだけ多くつくってほしいと願います。憲法26条は全ての国民に教育を受ける権利と教育を

与える義務があると規定しています。

現状では、本市の自立支援室に通う子どもたちは、半日しか学習時間が保障されていません。前回は希望がないからやるつもりはないと言われました。今の子どもたちには希望すら聞いていないということを言われました。とても納得できません。

長期間不登校になってしまった子ども、あるいは不登校ぎみの子どもの生活リズムというのは、一様ではありません。中には体力、精神力ともに半日が限度ですという子どももいるでしょう。そういう子どもに午前も午後も出てきなさいという必要は全くないと思います。かえって足が遠のく原因にもなります。一方で、学校の授業と同じように午後も勉強したいという子どもにとっては、通常の学校のように午後の授業を保障されていないのは大変不平等です。

また、中には午後からやっとエンジンがかかるという子どももいます。そういう子どもに学習機会、他者とコミュニケーションを取る機会が保障されていないということは、社会的自立の機会を奪うこととなります。自立支援室の午後からの開設を求め、教育長のお考えを伺いたいと思います。

それから、児童家庭支援センターなど民間施設との連携ですが、今のところ子どもがタブレットを持参すればオフラインでの利用は可能とのことでした。タブレットが導入されたことで、学校の勉強の遅れを取り戻したり、得意分野を伸ばせるなどいろいろな可能性が出てくると思います。ぜひ、先生たちのほうでも研究を進めていただいて、家庭支援センターと情報共有しながら、活用を図っていただけるよう要望いたします。

質問は1点だけです。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 高岡議員の3回目の御質問にお答えします。

自立支援室に通う子どもたちは、半日しか学習時間が保障されていないと。子どもを自立支援室の午後の開設を求めたけども、考えはいかがかとの御質問でした。

子ども自立支援室につきましては、先ほども述べましたとおり、登校できない状態にある児童・生徒の社会的自立を目指しており、学校や社会に適応することができるよう、教育活動、集団活動を実施しております。必ずしも学校への登校のみを追求することはありませんけども、ここでの支援とともに、所属する学校と十分連携し、児童・生徒を励ますことによって、できるだけ早く学校生活に戻ってほしいと考えております。

このような考えに基づき、自立支援室を利用する児童・生徒の状況、生活リズムを整えるという観点、午後からは学校へ登校してもらう機会を設けるといふ点から、午前中の開設としております。したがって、本市における子ども自立支援室につきましては、学校登校日の午前中の開設が適当であると判断しております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、食糧増産の取組について答弁を求めます。

本田産業建設部長。

（産業建設部長 本田聖治君登壇）

○産業建設部長（本田聖治君） 次に、食糧増産の取組について、順次お答えします。

まず、大豆、小麦、トウモロコシ等穀物価格の最新動向はどうなっているか。また変動の背景には何があるかとの御質問にお答えします。

農林水産省が今年9月5日に発表している穀物等の国際価格の動向によりますと、トウモロコシ、大豆が史上最高値を記録した2012年以降、世界的な豊作等から穀物等価格は低下。2017年以降ほぼ横ばいで推移も、2020年後半から南米の乾燥、中国の輸入需要の増加、2021年の北米の北部の高温乾燥などにより上昇。2022年に入り、ウクライナ情勢が緊迫化する中、小麦は史上最高値を更新した。穀物等価格は、新興国の畜産物消費の増加を背景とした堅調な需要やエネルギー向け需要により、2008年以前を上回る水準で推移しているとなっております。

次に、昨年10月の世界食料デーを前に、WFP（国連世界食糧計画）が警告した内容はどのようなものだったか。また、日本への影響をどのように予想しているかのご質問にお答えします。

WFP（国連世界食糧計画）によると、気候変動による衝撃やストレスへ地域社会が適応するため国際社会が緊急の行動を取らなければ、気候危機に起因する飢餓が急増すると警告しております。

本市といたしまして、日本への影響について独自の予想は持ち合わせておりませんが、今後、気候変動などの影響などについては注視していきたいと思います。

次に、本市で田畑の土地面積はどれくらいで、そのうち耕作されていない土地はどれくらいあるかとの御質問にお答えします。

令和3年度に農業委員会が実施しました調査では、田の面積が、約386ヘクタール、畑の面積が約1,023ヘクタールで、合計約1,409ヘクタールとなっており、そのうち再生利用が困難な農地を除いた、耕作されていない農地は、田の面積が約69ヘクタール、畑の面積が約150ヘクタールで、合計約219ヘクタールとなっております。

次に、給食に提供される食材のうち、主に大豆、小麦を原料としているものにはどのようなものがあるか、また、その生産地は現在どうなっているかとの御質問にお答えします。

主に大豆を原料としている食材は、豆腐、みそ、しょうゆ、煎り大豆などです。また、主に小麦を原料としている食材は、パン、麺類、小麦粉などです。

生産地は、大豆については国内産が多く、小麦については、パン、うどん、小麦粉などは、県

内産のものを主に使用し、マカロニ、スパゲティなどは、アメリカ、カナダなどの外国産が多い状況です。

○議長（牧下恭之君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 令和2年の12月議会で、学校給食に提供される輸入小麦のパンから除草剤の成分グリホサートが検出されたという情報を踏まえ、安全面とお米の消費拡大に資する完全米飯給食を提案したことがあります。それから1年半、為替と国際情勢の変化による輸入小麦の価格高騰で、図らずも国内産への転換を迫られる事態になってまいりました。

御説明いただいたように、小麦の価格は、南米、北米の干ばつの影響や、中国や新興国における需要の高まり、さらにウクライナ危機が追い打ちをかけ、市場最高値を更新しています。

J Aの組合新聞は、小麦粉製品の値上げラッシュが起きている。今後、小麦粉の価格は上がることはあっても下がることはないと断言しています。

先日パキスタンで大水害により国土の3分の1が浸水するという衝撃的なニュースがありました。反対に中国では熱波で長江が干上がり、深刻な水不足が起きています。長江周辺の農業生産は、全生産量の3分の1を占めており、中国全土の食料危機に直結する可能性があると言います。

御紹介いただいたように、WFP（国連世界食糧計画）は、こうした現象を踏まえ、気候危機に起因する飢餓が急増すると警告し、緊急の行動を促しています。

日本の食料自給率は38%です。この著しい海外依存体質を急いで見直さなければ、危うい事態になりかねません。

たまたま見ていたニッポンのホームページでも、最近のニュースでお分かりのように、地球環境の変化に伴う干ばつや水害で世界的に小麦生産が不安定になっています。小麦輸出国もこの事態に直面して、輸出規制に踏み切らざるを得ない事態も生じています。世界の小麦価格の上昇、国同士の争奪戦が激しくなるのではと心配されます。だから、小麦を育てましょうと小麦の栽培方法を紹介していました。

このような中、新しく農水大臣に就任した野村哲郎氏も、就任挨拶で、日本人の食の基本となる麦や大豆などは自給率が低い。どう引き上げるか政策を集中しなければならない。国民が毎日食べているものを中心に備蓄も検討していくと言っています。

それで、現在、給食で使われる小麦、大豆製品にどのようなものがあるか答えていただきました。小麦を原料としているのは、パン、麺類、これは主食です。大豆では豆腐、みそ、しょうゆ、これらは1年中欠かせないものです。このような食材が品薄になり、高くて手が出せないなんてことになったら大変です。

それで、まず1点目のお尋ねです。

小麦、大豆は昔はどこかの農家でも普通に作られていたものだと思います。特に栽培方法は難しいのでしょうか。栽培時期、土壌環境、施肥、水管理など一般的な大豆と麦の栽培方法を教えてもらえますか。また、水俣の環境はこの2種類の栽培には適しているのでしょうか。

2点目です。

給食で提供しているこれらの麦・大豆製品ですが、大豆の産地は国内産が多い、小麦もパン・うどんは県産で、マカロニ、スパゲッティなどはアメリカ、カナダなど外国産が多いということでした。

これらを全て水俣産にしたとしたら、どのようなメリットがあると考えますか。

3点目です。

水俣市には誘致企業立地促進補助金や空き工場バンクなど使われていない土地や建物を有効活用して水俣での生産活動を促すために税金を投入しています。これは、新たな税収入や雇用拡大につながり、公共の福祉につながるからだとして理解しております。現在219ヘクタールあると御答弁のあった遊休農地が市民の食生活を支えるために有効に使われるとしたら、市にとってどのようなメリットがあると考えますか。

2回目の質問は3点です。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 高岡議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、小麦、大豆の栽培方法などに関する御質問にお答えさせていただきます。

小麦と大豆の栽培について、自家用栽培は把握できておりませんが、農林水産課で把握している販売農家が、小麦が1戸、大豆が1戸となっております。熊本県農業経営指標及び芦北地域振興局農業普及振興課によりますと、栽培時期は、小麦は11月に種まきを行い、5月に収穫、大豆は7月に種まきを行い、11月に収穫となっております。土壌条件は、どちらも基盤整備の済んだ排水良好な埴壤土と呼ばれる土の水田となっております。施肥につきましては、米と比較すると、小麦は追肥が必要で多く使用し、大豆は米よりも少ない量でよいとのことでした。水管理は、どちらも通常の気候であれば雨水で管理することが可能とのことでした。

また、JAあしきたにお聞きしましたところ、昭和40年頃、米の裏作として麦を栽培していましたけれども、本市の土壌や気候条件では病気が多発し、JAとしては栽培に適してないと判断し、代わりにタマネギの普及振興を進めてきたとのことでした。大豆につきましては、産地替えの取組を進めたことはないとのことでした。

それから2点目です。次に、給食で提供している麦、大豆製品を全て水俣産にしたらどのようなメリットがあると考えられるかについてお答えします。

学校給食では、安価で一定量確保でき、安心・安全な食材を使用するものですが、現在、水俣

での小麦及び大豆の生産量は非常に少なく、水俣産のみを使用した小麦粉などの加工品が安価にかつ安定的に生産されることは想定しがたい状況にあります。そのため全て水俣産としたときのメリットをお示しすることはできません。

それから3点目です。現在、219ヘクタールある遊休農地が、市民の食生活を支えるために有効に使われるとしたら、市にとってどのようなメリットがあるのかとの御質問でした。

遊休農地が有効利用されることは大変ありがたいことですが、遊休農地の大半は、極小な農地で農業機械が入りにくいなど、作業コストが高くなり、農業を営むことが不利な条件となっております。麦、大豆といった作物は、面積当たり収益が低いため、まとまった広い農地や省力化のための農業機械を導入するなど、作業コストの低減が求められます。このようなことから、遊休農地で麦、大豆といった作物を生産しても、市民の食生活を支えられる生産量を確保できるか困難であり、メリットをお示しすることは難しいと考えます。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 まさに、身も蓋もないという表現がぴったりの御答弁でした。確かに今まで日本は海外産の安価な大豆を70%輸入していましたから、国内では太刀打ちできず、作る人はいなかったのでしょうか。こういう条件がいつまでも続くというふうに仮定するならば、水俣での大豆や小麦が安定的に生産されることは想定しがたいと言われるのはそのとおりかもしれません。

ですが、先ほどから言っているように、輸入小麦、大豆の価格が国内産を超える事態になったり、もっと言えば、そもそも輸入がストップするような事態になったら、国内で作る必要に迫られるんじゃないですか。実際そういうことが現実になりつつあると思いませんか。

しかも、大豆や麦はなくても済ませられるというものではないわけです。だから農水大臣も大豆・麦の増産に政策を集中させると言っているではないですか。

先ほど栽培方法を説明していただきましたが、特に大豆は栽培がとても簡単です。ほとんど肥料が要らない、逆に肥料を入れ過ぎると、莖や葉っぱばかり大きくなって、実が少なくなるそうです。水も雨だけでいい。そして、先ほど説明があったように、土壌条件は、どちらも基盤整備の済んだ排水良好な埴壤土と呼ばれる土の水田が適しているということは、あちこちに見られるお米を作らなくなった田んぼが最適だということです。さらに、大豆は根っこに窒素分を蓄える性質があり、その量もレンゲの6倍ということで、大変輪作に優れた食物なのだそうです。なので、大豆を収穫した後に、肥料を多く必要とする麦を植えても、それだけで十分育つという解説を見ました。

しかも、豆は収穫した後、乾燥させ、みそや豆腐などに加工して使う場合が多いので、鮮度が命の葉物のように、収穫と食卓に提供するタイミングを図るという必要もありません。これなら

遊休農地を活用して年金プラスちょっとしたお小遣い稼ぎをしたい人や、仕事の合間の趣味程度でも生産ができるのではないかと考えました。そして、これを地元で消費する仕組みを市が公共調達という形でつくれば遊休農地も解消でき、安全な給食を提供でき、その代金は地元落ちるということになります。

山間部ではイノシシ、鹿の被害が本当に深刻ですが、遊休農地に人が入って作業するようになれば隠れ家が減って多少周辺の耕作地の被害も減らせます。

以上のようなことから、今回の提案に至ったわけですが、市として水俣で大豆、小麦を生産するメリットは感じておられないようですので、2点だけ伺って質問を終わります。

1点目ですが、仮に地元で一定の収量の大豆なり大豆加工品、または小麦が作れた場合に、学校給食に取り入れるお考えがとおりでしょうか。

2点目に、現在219ヘクタールある遊休農地、これを市として何らかに活用する方法はお考えになっているのでしょうか。

以上、質問は2点です。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 高岡議員の3回目の御質問にお答えします。

まず、地元で生産量が一定量確保できれば、給食にする考えはあるかとの御質問にお答えします。

仮に一定量確保された場合でも、品質、購入価格などをクリアしなければならない点があると考えられます。また、メニューにより必要な量しか使用できません。給食で使用する食材については、現在入手可能なものの中から比較検討し、選定しておりますので、まだ市場に流通していない食品の使用を検討することは困難と考えます。

次に、219ヘクタールの遊休地を何らかに活用しようという考えはないのかとの御質問にお答えします。

市農業委員会では、毎年市内全域の農地パトロールを行い、遊休農地所有者などには利用意向調査を実施し、農地の活用意向の確認を行った上で、再生可能な遊休農地については、熊本県農業公社が実施する農地中間管理事業による農地の貸借や売買の促進を実施しています。

また、市では、担い手が遊休農地を活用して規模拡大を行うときなど、遊休農地の開所費用や種苗や資材の支援を行い、遊休農地の活用に取り組んでいるところです。

さらに、JA等の関係機関と連携して、狭小農地でも栽培可能な低コスト作物や高単価作物の推進を図るなど、様々な取組を行っており、令和3年度におきましては、約37ヘクタールの遊休農地が営農再開されました。

しかし、山林化した農地など活用が見込まれない農地もあり、令和3年度は約36ヘクタールを

非農地化せざるを得ない状況となっております。このように、全ての遊休農地を活用するのは困難ではありますが、営農再開が見込まれる農地については、今後も引き続き活用に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、水俣市後援等承認申請の取扱いについて答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、水俣市後援等承認申請の取扱いについて、順次お答えします。

まず、一般的に自治体の後援を得るメリットは何かとの御質問にお答えします。

本市としては、水俣市後援等に関する要綱に基づき、公益性等の観点から、基準を満たした事業について後援を承認しているところですが、事業の主催者側が、市の後援にどのようなメリットを感じているかについては承知しておりません。

次に、本市の要綱では、対象団体及び承認の基準をどのように規定しているのかとの御質問にお答えします。

対象団体については、水俣市後援等に関する要綱第4条に、国又は地方公共団体、公益活動を行う各種法人、公共的団体又はこれに準ずる団体や個人等を規定しております。

承認の基準につきましては、同要綱第5条に、公益性が高いこと、市内で実施され広く市民を対象としていること、入場料等を徴収する場合の目的及び金額が適正であることなどを規定しております。

次に、後援対象から宗教団体、政治団体が除かれている理由は何かとの御質問にお答えします。

本市が特定の宗教団体や政治団体を後援すると、行政の中立性について懸念が生じる可能性があることから、対象外としております。

次に、申請に必要な書類は何かとの御質問にお答えします。

水俣市後援等に関する要綱第6条に規定する水俣市後援等承認申請書に加え、事業の計画書、事業の収支予算書、団体の概要を示す資料等が必要となります。

次に、承認の可否はどこが審査しているかとの御質問にお答えします。

水俣市の後援は、申請があった事業に係る事務を所管する課、またはその事業に関連する課で審査しております。

○議長（牧下恭之君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 自治体の後援を得るメリットは承知していないとのお答えでした。

このタイミングでこういう答弁をされるのはいかがなものでしょうか。折しも、旧統一教会が

安倍元首相をはじめ多くの国会議員、地方議員の名前を使って勧誘活動を行っていた事実を目の当たりにしています。自治体が後援するということは、おっしゃられたとおり、公益性、つまり社会に益をもたらすことを証明しています。主催者にとってこれ以上の信用保証人があるでしょうか。

聞いたことのない名前であっても自治体や議員が後援していると言えれば相手を信用させることは幾らでもできます。こういう手口で相手に近づき、零細な家庭からお金を巻き上げる手法が連日報道されている中で、今さら、承知していないというのは通用しないのではないのでしょうか。

本市は熊本県ほか他の11市町村と並んで旧統一教会主催のイベント「ピースロード」に、聞くところでは、2018年から毎年名義後援をしていました。これだけ多くの自治体が後援し、その他国会議員、地方議員が実行委員を務めているということで、中学生、高校生など広くライダーとして参加が呼びかけられたのではないかと危惧します。

本市の後援申請の要綱を示していただきました。申請には事業計画や団体の概要を示す書類の添付が求められています。私自身は、ピースロードなるイベントは聞いたことがありませんでした。そうであればなおさらですが、もし後援を求められれば、よく調べると思います。それで、この件が問題になったときにすぐピースロードをネットで検索しましたら、主催者の立派なホームページが出てまいりまして、イベントの趣旨説明には「One Family under Godのビジョンを中心に人種と国境を越え、全世界を平和の道で連結することにより、日韓友好と世界平和を実現します。」とあり、UPFの故文鮮明総裁が提案したとダイレクトに書いてあります。これは今も見ることができます。GODだとか文鮮明という言葉が出てきたら、ある年代以前の方なら、聞いたことがあるとなりそうなものです。そのとき気がつけば宗教団体関わっていきそうだから、要綱に基づいて後援対象にはならなかったと思います。それがなぜ許可されたのか。丁寧な調査をしなかったか、それともほかに何か理由でもあったのかと疑わざるを得ません。

それで質問の1点目です。このイベントについてはどの部署が、どういう調査をした結果、後援を承諾するに至ったのか、お答えください。

そして、2点目は、この経緯について今どう評価されているかをお聞かせください。

さらに、今月8日、熊本市が旧統一教会との関連が疑われる26団体と熊本フォーラム、熊本ピュアフォーラムについて今後後援をしない方針を明らかにしました。これらの団体名についてはあらかじめ資料をお渡ししているところですが、熊本市が調べたところ、これらの団体に関わる行事9件が熊本市と熊本市教育委員会の後援を受けていたということです。本市でも関わりがなかったか調べ、あればこれについても後援取り消しを行う、そして、今後は後援を行わないという方針を出すべきではないでしょうか。

質問は3点です。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 1点目のピースロードの後援はどの部署が承諾をしたのか。そして、またその経緯はどう評価しているのかという質問です。

本事業の後援は、総務課で要綱に基づいて審査をしており、承認基準に抵触する事実が確認ができなかったため、後援を承認をいたしました。

当時の審査に係る事務の処理については、要綱に反する取扱いはなかったと考えております。

3点目の明らかになった後援について、後援を取消し、またその後の今後行わないという方針を出すべきではないかという質問ですが、本市が後援をして、既に終了した事業については、本市が今から後援を取り消したとしても、事業の結果は変わらないことから、取消しは考えておりません。

個々の後援申請につきましては、それぞれ事情が異なるため、事前に統一的な方針をお示しすることは困難ですが、申請があった場合に、要綱に基づき、適正に審査をまいります。

○議長（牧下恭之君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 承認基準に抵触する事実が確認できなかったとのことですが、先ほども紹介したように、ホームページを見さえすれば、大変有名な宗教団体の教祖が呼びかけたイベントであることは確認できたんです。当時の事務処理に何の問題もなかったとの御認識ですけれども、明らかに、私は調査不足だったと思います。

それから、熊本市が、今後後援をしないとしている26団体と熊本フォーラム、熊本ピュアフォーラムについてですが、本市でも関わりがあったか調べて、あれば取り消したらどうですかとお聞きしたんですけど、つまるところ、これ調べられたんでしょうか。それとも調べてなかったんでしょうか。答弁がなかったので、これをお聞きします。

それから、事前に統一的な方針は出せないというお答えでしたけれども、ダミー団体をたくさん持っている団体ですから、今後も新たなものが出てくる可能性もありますので、それはそれで結構かと思いますが、申請者が出した書類だけで判断すれば、今回のようなケースもあり得ることが分かりましたので、その都度、連絡先や他の後援団体などの情報も調査をして、自治体が後援することの影響を考えて判断していただきたいと思います。

最後にもう1点質問します。行政にはよく前例踏襲という慣習が見られます。後援の承認は、一度行くと内容が変わらない限りは前例を踏襲して以降、毎回承認するということになりがちです。水俣市が過去にピースロードをはじめ関連する団体の後援をしたという実績を残さないことが、同じ間違いを確実になくせるとは思います。過去に遡って後援を取り消すおつもりがないか、伺います。

質問は以上2点です。

○議長（牧下恭之君） 暫時休憩します。

午前10時24分 休憩

午前10時27分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 1点目の複数の団体がある中で、そういった後援をした実績があるかという質問ですが、熊本県の使命と未来2022フォーラム、これを令和2年度に一度後援をしております。

それから、そういったものに関して、前例踏襲がないように、過去に遡って後援を取り消すつもりはあるのかという質問ですが、後援の承認については、内容が変わらない限り、前例に従って、以降、毎回承認するというものではなく、申請がなされたその都度、要綱に基づき審査を実施しております。

また、先ほど答弁しましたとおり、本市が後援し、既に終了した事業については、今から後援を取り消したとしても、事業の結果は変わらないことから、取消しは考えておりません。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 以上で高岡朱美議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時42分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、木戸理江議員に許します。

（木戸理江君登壇）

○木戸理江君 皆さん、おはようございます。真志会の木戸理江です。

コロナのこと、自然災害のこと、痛ましい事件や事故のこと、世の中の暗いニュースに気持ちが落ちてしまうような日もありますが、人間としてよかったなと思うことは、そんなときでも誰かと支え合って、励まし合い、助け合っていくことで少しだけ救われた気持ちになれるところ
です。

失われた命に対して、哀悼の意を表することや先人、目上の方に対して、感謝と敬いの気持ち

を忘れないこと。いつ何時でも日本人としての誇り、常に持っていたいと改めて思いました。

以下、通告に従い質問いたします。

1、市民の暮らしやすさについて。

①、新庁舎が完成して1年がたとうとする中で、庁舎の使い勝手や市民の反応はどうか、また、庁舎周辺の整備状況はどうか。

②、新型コロナウイルスワクチン個別接種の予約について、かかりつけ患者優先ということで医療センターを選び、接種を希望する市民への実施状況はどうか。

2、本市の下水処理について。

①、下水道が整備されている世帯と、未整備世帯はどれくらいあるか。また、未整備世帯のうち、合併処理浄化槽にしている世帯はどれだけあるか。

②、本市保有の施設である市営住宅の汚水処理で、下水道未整備の団地はどのような処理になっているか。また、その合併処理浄化槽の維持管理や費用の徴収はどのようにしているか。

3、子どもたちの暮らし方と学びの機会について。

①、県下の小中学校や県立高校でトイレに生理用品を常備する取組が増えてきているが、本市ではどう捉えているか。

②、水俣市青少年育成市民会議では、小学生と中学生を対象に体験学習を実施することになっているが、コロナ禍にあって、昨年度と今年度の実施状況はどのようになっているか。

③、小中学生だけでなく、地元唯一の高校である水俣高校の支援も重要であるが、青少年育成事業の中に高校生を対象とした事業はあるか。

4、本市の観光振興策について。

①、昨年、市が観光大使に委嘱した水俣出身の漫画家、江口寿史氏の功績はどのようなものがあるか。また、本市ではそれをどのように活用していくか。江口氏の実力と人気を本市から発信していくチャンスだが、今後の方策などはあるか。

②、ローズフェスタの開催では、どれほどの観光客の入り込みになっており、それによる経済効果はあるのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 木戸理江議員の御質問に順次お答えします。

まず、市民の暮らしやすさについては私及び総合医療センター事務部総務課長から、本市の下水処理については上下水道局長及び産業建設部長から、子どもたちの暮らし方と学びの機会につ

いては教育長から、本市の観光振興策については副市長から、それぞれお答えします。

初めに、市民の暮らしやすさについて、順次お答えします。

まず、新庁舎が完成して1年がたとうとする中で、庁舎の使い勝手や市民の反応はどうか。また、庁舎周辺の整備状況はどうかとの御質問にお答えします。

市民の皆様、来庁者の方から、庁内の案内表示が分かりにくい、玄関周辺の窓が汚れている、駐車場が空いていないなどの御意見をいただいております。

庁内の案内表示については、関係各課と協議を行い、課名だけの表示に業務内容も追加して、より分かりやすい表示となるよう改善を図る予定です。

玄関周辺の窓については、第2期工事の粉じんの影響で汚れやすい状況であるため、より小まめに対応していきたいと考えています。

駐車場の不足については、第2期工事が竣工すると解消されますので、それまでの間は代替駐車場の事前の周知、職員による案内、誘導等に対応していきたいと考えています。

また、庁舎の使い勝手については、生ごみの処理について不便さを感じているとの意見が出ています。これについては、必要に応じてキューロを設置して対応する方針としております。

庁舎周辺の整備状況については、現在、鉄骨2階建ての倉庫棟建設、駐輪場・駐車場整備、外灯整備などの外構工事を第2期工事として実施しており、予定どおり進んでおります。

今後も工事に影響のある台風や大雨に留意し、工期内の竣工を目指したいと考えています。

○議長（牧下恭之君） 上田総合医療センター事務部総務課長。

○総合医療センター事務部総務課長（上田敬祐君） 次に、新型コロナウイルスワクチン個別接種の予約について、かかりつけ患者優先ということで医療センターを選び、接種を希望する市民の実施状況はどうかとの御質問にお答えします。

当センターにおけるワクチン接種はコールセンター及びインターネットサイトでの予約のみ受け付けておりますので、かかりつけ患者優先ということはなく平等に予約できるシステムとしております。

現在の一般市民を対象としたワクチン接種は、60歳以上の方及び18歳以上60歳未満の方で基礎疾患を有する方や、重症化リスクの高い方への4回目のワクチン接種を行っており、7月に2日間、8月に3日間、9月に3日間の接種日を設定いたしました。

しかしながら、今般の感染拡大によりワクチン接種を希望される方が多く、予約枠がすぐにいっぱいになってしまう状況となっております。

○議長（牧下恭之君） 木戸理江議員。

○木戸理江君 私どもも議会などで長く駐車するときは、ほかの利用者の御負担にならないようにいま一度意識をしなければならぬと思います。

さて、今、各市町村でも積極的に推奨されている、男性用トイレにもサンタリーボックスを設置するという提案ですが、本市でもお困りの方のために設置されたほうが良いと考えます。また、おむつ替えテーブルもあったほうが良いと思いますが、いかがでしょうか。

次に、今喫煙所はどこにどのように設置されていますか。

続いて、先日新聞でも報道されました空気から飲み水ができる浄水器はどこに設置されていますか。この浄水器に必要なものは電源と空気、たまに替えのフィルターです。例えば、赤ちゃんのミルクを粉で作る場合、浄水器のお湯でまず少し溶いて、その後、冷水を注げばよく、一つの装置ですぐできるというのは便利でよいと思います。市民の皆さんも積極的に御利用いただきたいと思います。

続いて、現在閉鎖されている売店ですが、市民のみならず来庁者や職員の皆さんも大変お困りだと思います。今後、売店の扱いはどのようなになる予定でしょうか。できれば市外からの来庁者が本市のお土産などをちょっと買えるようなスペースも欲しいですし、市内の業者さんたちのお弁当が数多くラインナップされるといいなと思います。

最後に、庁舎3号線側の蘇峰記念館横の道路について、今はそこから車の入場ができません。しかし、昔の駐車場入りを記憶している来庁者が間違っって入場してこられる心配があり、外柵の間を防いでいるのですが、それが工事中の看板のようなもので塞いでいるのがスマートとは言えないと感じています。ここは今後どのような改良を予定していますか。

以上、新庁舎については6点お尋ねして続けます。

ワクチン接種についてですが、私も3回とも予約システムで接種を行い、大変便利だと思いました。ワクチンは貴重なもので、それを無駄にしない努力もされていることと思います。

これより6点お尋ねします。

他市では廃棄を防ぐためのキャンセル待ちという枠もありますが、当院にはキャンセル待ちという仕組みはありますか。あるとすればその運用はどの時点で発動されるのか。要するにキャンセル待ちをしている人の希望がかなうかどうか。いつわかりますか。またキャンセル待ちをしている市民があったとき、キャンセルは出ませんよとなるときは、それを当事者にどう伝えるかなどの方法が確立されていれば教えてください。また、接種に係るスタッフは医療センターの職員のみで構成されているのでしょうか。

以上、ワクチン接種については4点お尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 暫時休憩します。

午前10時53分 休憩

午前10時54分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） それでは、木戸議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

まず1点目が、男性用トイレにもサンタリーボックスを設置したらどうかということでございますけれども、男性用のトイレにサンタリーボックスを設置する御提案につきましては、新庁舎におきましては既に設置をいたしております。

それから、2点目のそれと合わせておむつ替えのテーブル等もあったほうがいいのかと思うが、どうかという御質問でございます。

このおむつ替えテーブルについては、男子トイレ、女子トイレともに現在設置をしておりませんけれども、性別に関係なく利用いただけるトイレには設置をしておりまして、さらに来庁者の多い2階にはおむつ交換室を御用意をいたしておりますので、そちらを御利用いただければというふうに考えております。

それから、喫煙所、これはどこに設置してあるかということですが、これは新庁舎建設工事が竣工いたしまして、関係機関の検査が終了した後、2階建て倉庫の横に設置することを予定しております。

それから、4点目の空気から飲み水ができる浄水器、これをどのように設置するかという御質問でございます。

市内事業者から寄贈いただきました空気から飲み水ができる浄水器につきましては、既に2階の待合室のベンチ付近に設置をしております。

それから、5点目の、1階の現在閉鎖されている売店、これは来庁者の方や職員も困っていると思うけれども、この取扱いの予定はどうかという御質問でございます。

この売店の閉鎖に伴いまして、利用者の皆様に特に影響が大きいのは、行政手続に使用される印紙、そして証紙の入手が困難になるということでございます。このため証紙につきましては、市民課が熊本県知事から売りさばき人の指定を受けまして、直接市で販売できるようにいたしました。また、印紙につきましては、陣内郵便局で販売をしておりますので、そこを御案内をしております。

なお、食料品の販売については、物販の試験施行によりまして、出店事業者の動向を見定めつつ、利用者にとってよりよい物販の方法を今後も検討していきたいと考えております。

それから、蘇峰記念館の横の道路の件でございますけれども、ここの国道からの入り口の歩道部分を含めまして、ここは国道の一部でありますので市で改良工事を行うことができません。

また、この入り口は閉鎖するよう警察から指示をされているために、第二期工事期間中は間違っても車両が市の敷地に入らないよう、工事フェンスで閉鎖をしております。

今後は、第二期工事におきまして案内表示用の看板と車両通行禁止の車止めの整備の予定をしております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 上田総合医療センター事務部総務課長。

○総合医療センター事務部総務課長（上田敬祐君） 木戸議員のワクチン接種に関する2回目の御質問にお答えします。

質問は4点ございました。

まず1点目ですけれども、医療センターにワクチン接種のキャンセル待ちの仕組みはあるかとの御質問です。

ワクチン接種のキャンセル待ちの仕組みはございません。その理由としましては、キャンセルの発生頻度が低く、接種量1日当たり平均して1人あるかどうかであるためです。また、キャンセルがあった場合は、入院患者で接種を待っている方に接種するなどの対応を行っております。

2点目ですけれども、キャンセル待ちがあるとすれば、待っている方の希望がかなうかどうか分かるのはいつかとの御質問です。

キャンセル待ちという仕組みはございませんが、キャンセルが確定するのは予約した方からキャンセルの連絡があったとき、また接種日の最後の予約の時間帯に予約者が来られなかったときです。

3点目のキャンセル待ちをしている市民があったとき、キャンセルの有無をその市民に伝える方法が確立されているかとの御質問ですが、キャンセル待ちの仕組みはございませんので、キャンセルを市民にもお伝えする方法も確立はしていません。

以前にキャンセルが出た場合のワクチン接種を希望されて、自主的にキャンセル待ちをされた方がいらっしゃいました。その日は14時から15時30分の接種の枠に114の方が予約をされておりました。当センターからはお待ちいただいても接種できるかどうか分からない旨をお伝えしておりました。結局、キャンセルが出ずに、15時30分頃にその方にキャンセルが出なかったことを伝えしたことがございます。ワクチン接種は予約している方が優先になりますので、予約している方がキャンセルされるかどうか意思確認が取れない状態で、キャンセル待ちの方に接種することができないことを御理解いただければと思います。

4点目の医療センターのワクチン接種に従事するスタッフは、医療センターの職員で構成されているかどうかという御質問ですけれども、医療センターの職員でワクチン接種を行っております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 木戸理江議員。

○木戸理江君 浄水器の特性から災害時による水道管の破損時などには電源確保できれば、水やお湯の供給ができるというのは優れもので、避難所などに設置しておけば有効活用できるのではないかと思います。

いつでも新鮮で冷たく暖かい安全な飲み水が確保でき、備蓄のための水を買う必要もなく、使用期限やそれが切れた後の処分の心配も要らないので、トータルでは割安ではないかと考えます。

よって、避難所となる公共施設に今後設置することを検討してみられてはいかがでしょうか。この浄水器は、地元SSP株式会社から本市に無償で提供されています。頑張っておられる地元企業を応援したい気持ちも合わせてお尋ねします。

また、売店につきましては、本市出身の漫画家江口寿史氏の本など置いてあってもいいのではないかとも思います。

併せて、庁舎は防災拠点であるという観点からも、防災グッズの販売コーナーを設置してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。二つお尋ねします。

また、ワクチン接種に関しましては、市民の間で誤解が生じないように分かりやすい表記と小まめな情報伝達に努めていただきたいと思います。

引き続き市民の安心・安全のために、医療従事者の皆様も御自身の体もケアしながら御尽力いただきたいと思います、ここでの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 木戸議員、3回目の御質問にお答えをいたします。

2点ございまして、まず1点目が、先ほど答弁いたしました寄贈いただいた浄水器、これを災害時にも避難所等に設置したらいいんじゃないかという御提案でございました。

この御提案の浄水器につきましては、1台当たり購入費用が約40万円ほどかかるということ、それから毎年の維持費用として保守管理の金額に4万円程度、それに加えて電気代等がかかるということもございしますが、現時点では、避難所に導入するということは難しいのかなというふうに考えております。

今後は、こうした先進的な機器が広く普及をしていただきまして、こういったコストが下がってきましたらば、避難所への導入なども検討できるというふうに考えております。

それから、2つ目の御質問の1階の売店の取扱いの件ですけれども、江口寿史氏の本を置いたり、防災グッズの販売をしたらどうかという御提案でもございました。

この売店の再開につきましては、採算が成り立たないと出店をしていただけないということも

ございまして、現在のところは、まずは営業が成り立つよう、成立をするように事業内容については、条件を設けずに募集をしたいというふうを考えております。

本市の特産品や名物について、観光客が立ち寄りたりする道の駅、こういったものの販売等も有効であるかというふうには考えておりますけれども、それ以外にも先ほど御提案のございました防災グッズの販売につきましては、市民は市内の販売店で購入できることもございます。また、防災グッズの販売コーナーを設置するということについては、現在のところは考えておりません。

災害時に必要な物品や便利な防災グッズの知識については、防災講話等を通じまして、これからも市民の皆様にはしっかりとお知らせをしていきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、本市の下水処理について答弁を求めます。

金子上下水道局長。

（上下水道局長 金子昌宏君登壇）

○上下水道局長（金子昌宏君） 次に、本市の下水処理について順次お答えいたします。

まず、下水道が整備されている世帯と未整備世帯はどれくらいあるか。また、未整備世帯のうち合併処理浄化槽にしている世帯はどれくらいあるかとの御質問にお答えします。

令和4年3月31日現在で下水道が整備されている公共下水道供用開始区域内の世帯数は6,082世帯、未整備の公共下水道供用開始区域外の世帯数は5,252世帯となっており、そのうち区域外で合併処理浄化槽設置をしている世帯数は2,657世帯となっております。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 次に、本市保有の施設である市営住宅の汚水処理で、下水道未整備の団地はどのような処理になっているか。また、合併処理浄化槽の維持管理や費用の徴収はどのようにしているかとの御質問にお答えします。

市営住宅の汚水処理につきましては、下水道未整備の団地は合併処理浄化槽またはくみ取り式となっております。

合併処理浄化槽を設置している市営初野団地、西ノ浦団地及び月浦団地の3団地では、入居者を代表する者が業者に委託して、保守点検、汚泥等の引き抜き、清掃などの維持管理業務が行われており、その費用の徴収は、街灯の電気代等とともに共益費として入居者を代表する者が入居者から徴収しております。

○議長（牧下恭之君） 木戸理江議員。

○木戸理江君 下水道未整備地域約5,200世帯から、合併処理浄化槽設置世帯約2,600世帯を引いた、残り約2,600世帯はいまだくみ取り、もしくはトイレのみの処理の単独処理浄化槽の世帯だと考

えられますが、その世帯からは未処理の生活排水が、水路、いわゆる目の前の川に流入しているわけです。

以前、川遊びをした後に全身がかゆくなったことを思い出しまして、子どもたちには安心してきれいな川で遊んでほしいという思いが、さらに強くなりました。

一人一人の水処理への意識も必要で、その対策を取ることもSDGsの安全な水とトイレにマッチすると思い、以下4点、1、合併処理浄化槽にすると、どんなメリットがあるか。2、その設置費用は幾らか。3、市の補助金はあるか。併せて、合併処理浄化槽の新たな設置については、維持管理費用が高いというイメージが拭い切れず、設置に踏み出せない市民もあると聞きます。しかし、水処理の保全につながる合併処理浄化槽の利用促進のためにも、適正な維持管理は必須だと思います。そこで、4、その内容について教えてください。まずお尋ねします。

続いて、市営住宅の浄化槽の維持管理について。

熊本県が制定している熊本県浄化槽取扱要綱によると、浄化槽を使用する者、浄化槽管理者の遵守事項が幾つか上げられ、併せて浄化槽管理者の義務も定められています。

市営住宅に関して言えば、浄化槽管理者は市、浄化槽使用者は入居者住民です。維持管理契約は市と住民で交わされるものだが、その実務を業者に委託できるとも認められています。すなわち浄化槽使用者の義務は住民が遂行し、浄化槽管理者の義務は委託された業者が点検や清掃をするということです。確かに専門職である業者が点検や清掃を行うことは当然ですし、直営で行うよりも民間委託したほうが費用も抑えられると理解できます。しかし、業者の本来の業務である点検、清掃以外に、契約や集金または状況変化に伴う説明会などを業者が全て行うのは委託の枠を超えているのではないかと感じます。

熊本県浄化槽取扱要綱では、浄化槽管理者は、保守点検と清掃は業者に委託できると書いてあり、逆に見ると、それ以外の業務は本来浄化槽管理者である市が行うべきものではないことを読み取れます。現状では、答弁にあるように浄化槽使用者である入居者を代表する者、つまり自治会長や管理組合が業者と維持管理契約をすることで委託して、費用も徴収、納入しています。そこには時間的にも徴収時の入居者との関係的にも相当な御苦労があると聞いています。

そこで、まず1つ目の質問です。

浄化槽維持管理契約は、浄化槽管理者である市と維持管理を行う委託業者が取り交わすものではないのか、お尋ねします。

次に、費用徴収についてですが、さきに述べたとおり、現状の徴収の仕方に入居者の代表が苦労が多いとお聞きしています。また、一つの団地の中で空き家が多いところは、その分、住民負担が大きいとお聞きしていますが、それが事実なのか。また、どのような仕組みで試算がなされているのか。加えて、それを解決する方法は入居者を増やすという単純な発想で合っているの

か。併せて、それに係る問題や改良できそうな点がありましたら教えてください。また、独居高齢者や単身世帯と同居家族が多い世帯では排出量にも差が出るのではという住民の意見もあります。この状況についても、現状と世帯人数による費用負担の不平等感を解決するすべはないのでしょうか。

以上、合併処理浄化槽について4点、市営住宅の管理契約などについて6点、合わせて10点お尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 金子上下水道局長。

○上下水道局長（金子昌宏君） 木戸議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、私からは合併浄化槽に係ります4点の質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の合併浄化槽のメリットにつきましては、合併処理浄化槽は、家屋からの排水の全てを処理いたしますので、生活雑排水を処理しないくみ取便所や単独処理浄化槽より、衛生面が高い優位性があり、環境に負荷を与えないメリットがあります。

次に、2点目の合併処理浄化槽の設置費用は幾らかという御質問ですが、これは浄化槽の規模、処理メーカー、設置位置などで設置費用が異なるため、ここで一概にお示しすることは難しいと考えております。

3点目の市の補助につきましては、設置する合併処理浄化槽の大きさにより補助金額が異なっており、住宅の延べ床面積130平米以下は5人槽で33万2,000円、それを超える場合は7人槽で41万4,000円、2世帯住宅は10人槽で54万8,000円となっております。

また単独処理浄化槽、またはくみ取り便槽からの転換につきましては、撤去に要する費用といたしまして上限9万円、転換にかかる宅内配管工事に要する費用といたしまして上限30万円をそれぞれ加算して補助をしております。

4点目の合併処理浄化槽の維持管理の内容につきましては、点検と清掃、法定検査の3種類ございます。点検とは、浄化槽は年中無休で作動していることから、定期的に薬剤の補充とその機能に問題がないかを点検することです。清掃とは、年に1回浄化槽内の汚泥と水を全て引き抜き、浄化槽内の機材の清掃を行い、きれいな水と入れ替えることです。法定検査とは、年に1回、浄化槽の管理状況の審査と浄化槽排水の水質検査を行い、浄化槽が法的に適正な状態であるかどうかを検査することです。

これらを怠りますと機能が低下、または破損して、水質が悪化し、悪臭や水質汚染の原因となってしまうことがあります。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 木戸議員の2回目の御質問のうち市営住宅関係について、私のほ

うから、全部で六つあったかと思いますが、お答えさせていただきます。

まず、合併処理浄化槽の維持管理契約について、市と維持管理を行う委託業者が取り交わすものではないかとの御質問にお答えします。

市営住宅の合併処理浄化槽につきましては、不特定多数の方が使用されている公園などの浄化槽と異なり、受益者は入居者と特定されております。

また、汚水処理施設の使用、維持または運営に要する費用は、水俣市市営住宅条例第20条の規定により入居者の費用負担義務と定められておりますので、維持管理に係る業務につきましては、市と維持管理を行う委託業者が契約するのではなく、入居者と委託業者との間で契約していただくようお願いしております。

次に、費用徴収について、一つの団地の中で空き家が多いところはその分入居者負担が大きいと聞いているが、事実かとの御質問にお答えします。

共益費につきましては、基本的に毎月、月番や管理人が担当する住戸を回って直接徴収いただいております。この共益費の徴収に関しましては、これまで入居者になかなか会えず徴収できない、支払いが遅れているなどの相談を受けることがあり、費用徴収につきまして入居者の皆様に様々な御苦勞があることは十分承知しております。

市としましても、このような相談があった場合、速やかに関係する入居者に連絡するとともに、状況に応じて訪問し、直接話を伺った上で、支払い義務の履行を促すなど、問題解決に向けた具体的な対応を行っております。

また、市営住宅におきましては、入退居や転出入などにより空き家が発生する時期がございます。特に入退居が多い団地では空き家が常にゼロとなることはございませんし、一時的に空き家が増える時期もございます。空き家が多いところでは入居者は少なくなりますので、そうでないところと比較しますと、入居者負担が大きくなっている状況にあると言えます。

次に、合併処理浄化槽の維持管理費用はどのように試算されているかとの御質問にお答えします。

合併処理浄化槽の維持管理費用は、その年度の保守点検や清掃、汚泥などの引き抜き量、単価などについて、委託業者から見積りを徴し、協議の上で業務委託契約を締結されております。契約に伴い、維持管理費用の見込額が算出されますので、その他の共有部分の水道代や電気代も含めて、団地内の自治会で協議され、その年度の月当たりの共益費の額を決定する仕組みとなっております。

次に、入居者負担が大きいという問題は、入居者を増やすことで解決するのかとの御質問にお答えします。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、月当たりの共益費は年間を通して定額とされており

ますので、短期的には単純に空き家が多くなったために負担額が増える、入居者を増やして空き家を解消すれば負担額が減るということにはならないと考えております。

一方で、中長期的な視点に立ちますと、入居者数の増減は、現に入居されている方や、これから住みたいと考えている方にとって、住み続けたい、住んでみたいと思える団地であるかどうかを判断する大きな鍵を握るものと考えます。

そのような団地であり続けるためには、常日頃から住みよいまちづくりを図るため、団地内の入居者同士や、周囲の地域住民との交流を通じた安全・安心な生活空間であることが望まれますし、入居者を増やすことが一定の解決につながるものと考えます。

市といたしましても、入居者に寄り添い、協働して取り組んでいくことが大変重要であると考えておりますので、入居者の皆様とともに今後も住みよい団地づくりに取り組んでいきたいと考えております。

次に、空き家が多いところは入居者負担が大きいという問題について、改良できそうな点はないかとの御質問にお答えします。

合併処理浄化槽を維持管理するには、入居者数や空き家数の増減にかかわらず、定期的な保守点検や清掃など最低限必要となる部分がございますので、空き家が増えて入居者が減ることに比例して維持管理費用が減額されるということにはなりません。問題の解決や改良できそうな点とまでは言えないかもしれませんが、空き家が増えることで団地内の自治会が徴収する共益費の額は減ることとなるため、少しでも空き家の数や空き家となる期間を短くすることが重要となります。市としましては、空き家の数や空き家の期間をできる限り減らせるよう、迅速な入退居に努めているところです。

また、入居者負担という意味では、浄化槽の取扱いも大変重要であり、トイレなどの排水管に異物などを流されますと負荷がかかり故障の原因となります。実際に、浄化槽のポンプが緊急停止することも度々発生しており、使用状況によっては、結果的に維持管理費用の増額という形で入居者の皆様の不利益につながることとなりますので、適正な使用につきましても引き続きお願いしていきたいと考えております。

それから、次に世帯人数による費用負担の不公平感を解決する方法はないかとの御質問にお答えします。

現在、合併処理浄化槽の維持管理などの費用につきましては、入居世帯の均等割により負担されております。団地内には共同で使用されるものとして浄化槽のほかに、散水栓の水道や階段、街灯の電気などがございますが、それらの費用は入居されている世帯の均等割で負担されております。

合併処理浄化槽につきましては、同居家族が多い世帯の排水量が、必ずしも単身世帯よりも多

いと限らないことや、団地内のし尿や生活雑排水が一つの浄化槽に区別なく流入する特性上、世帯別の正確な排出量の把握は困難となります。

また、ほかの共有部分が使用料を区別できないのと同様に、浄化槽も入居者の皆様が、お互い使用する共同施設と位置づけ、団地内の自治会で協議の上で、均等割により負担されているのが現状です。

市としましては、現時点で不平等が生じているという状況にはないものと考えておりますが、今後も入居者の皆様の御意見、御要望等をしっかりと受け止め、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 木戸理江議員。

○木戸理江君 平成26年10月8日に、環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部長から出ている、一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底についてという通知にも、処理責任の性格については、市町村以外の者に委託して行わせる場合でも、引き続き市町村が有するものであると表記されており、許可業者に行わせる場合でも同じだと書いてあります。となると、やはり浄化槽維持管理契約に関しては業者と入居者が交わすのではなく、浄化槽維持管理契約は、市と業務を委託する業者との間に交わすものではないかと考えるのですが、間違っていますでしょうか。

ちなみに独自で調査した結果、他市町の市営住宅、集合住宅についての対応状況を調べたところ、回答のあった12件のうち、管理者と業者での契約が8件、管理者と入居者との契約が1件、入居者と業者との契約は3件という結果でした。

併せて、平成16年に内閣府民間資金等活用事業推進室から出された、公共施設等の整備等において民間事業者の行える業務範囲についてという文書の中で、家賃の決定という項目があり、それを選定事業者、いわゆる民間事業者に決定させる可否は、否と表してあります。そして、家賃収入の委託は可能です。家賃、これには廃棄物処理費用、いわゆる浄化槽の維持管理費用も含まれると思うのですが、この決定は民間事業者はできないということに読み取れます。

このことから質問一つ、契約そのものは市と委託業者間で交わすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 木戸議員の3回目の御質問にお答えします。

家賃には合併処理浄化槽の維持管理費用も含まれると思うが、浄化槽の維持管理契約は市と委託業者で取り交わすものではないかとの御質問にお答えします。

公営住宅法等の関係法令に基づく市営住宅の家賃は、入居される住戸の使用料として入居者の

皆様に御負担いただいているもので、この中には合併処理浄化槽の維持管理の費用などの共益費は含まれておりません。

共同施設である合併処理浄化槽について、市が委託業者と契約し、共益費を徴収することになった場合、事務費等が加わることで共益費が上がり、結果的に入居者の皆様の費用負担が増えることとなります。市としましては、入居者の皆様の共益費の費用負担をできる限り抑制するため、受益者である入居者と委託業者との間で契約していただければと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、子どもたちの暮らし方と学びの機会について答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、子どもたちの暮らし方と学びの機会について、順次お答えします。

まず、県下の小中学校や県立高校でトイレに生理用品を常備する取組が増えてきているが、本市ではどう捉えているのかとの御質問にお答えします。

昨日、答弁しましたとおり、市内の全ての小中学校において保健室に生理用品を常備しており、必要な場面において、児童生徒との対話の中で、体調や生活状況等を確認し、保健指導にかなげるよう取り組んでおります。

学校のトイレに生理用品を設置することにより、児童生徒の状況に応じた対応が難しくなることが想定されるとともに、学校や児童生徒、保護者からの設置してほしいという声も報告されておりません。

既に取り組んでるところは、そのようなニーズに対応した措置を取られたものと捉えておりますが、本市においては現時点でのトイレへの設置は考えておりません。まずは、児童生徒が声を上げやすい、気軽に相談しやすい環境づくりが優先であると認識しております。

次に、水俣市青少年育成市民会議では、小学生と中学生を対象に、体験学習を実施することになっているが、コロナ禍にあって、昨年度と今年度の実施状況はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

昨年度は、小学生の体験学習として、11月20日にエコパーク水俣で野外体験活動オリジナルぐるぐるパン作りを実施しました。

新型コロナウイルス感染症対策のため募集定員を減らして開催し、保護者を含む8組21人が参加してパン作りやネイチャーゲームを行っております。

中学生の体験学習としては、夏休み期間中に地域の魅力課題を発見し、まちづくりを学ぶ、水俣未来ラボを予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりま

した。

今年度は、小学生の体験学習として、12月頃に昨年と同様ぐるぐるパン作り等の実施を予定しております。

中学生の体験学習は、8月24日に市内の各中学校から計9人が参加し、水俣未来ラボを実施しました。今回は防災をテーマに、本市危機管理監の防災講話を聴講した後、自分が避難する際の行動について考えをまとめ、発表を行いました。

次に、小中学生だけでなく、地元唯一の高校である水俣高校の支援も重要であるが、青少年育成事業の中に高校生を対象とした事業があるかとの御質問にお答えします。

今年度の水俣市青少年育成市民会議の事業には、高校生のみを対象とした事業はありませんが、今回本市における青少年の健全育成に寄与する行いをした青少年等を表彰する善行表彰事業の実施を予定しております。この事業は、表彰対象を市内に居住もしくは通学・通勤をする、おおむね二十歳以下の青少年、またはこれらを主たる構成員とする団体としますので、高校生も対象となります。募集は来年1月を考えております。

○議長（牧下恭之君） 木戸理江議員。

○木戸理江君 昨年9月の定例会、そして昨日の質問に対する答弁、ほぼ同じ内容で、こちらの質問もまた同じようなやり取りになるかと思うと、お互いため息が出ますよね。なので言い方を変えます。

答弁に、トイレに設置すると、児童生徒の状況に応じた対応が難しくなることが想定されたとありましたが、生理用品はトイレですぐに使いたいんですよ、トイレに入って、あっ困ったで、その後、保健室に行くとしても、その間、当事者はどうしましょう。そのための緊急な措置として設置してあげたらどうですか。その瞬間の困り事をケアしてあげましょうよと言っているわけです。

9月1日付けで、私も属する熊本女性議員の会から県教育長宛てに要望書が出され、教育長から県が率先して取り組み、各教育委員会にも周知したいとの言葉があっっています。熊本女性議員の会での情報交換では、山鹿、熊本、菊陽、御船の小中校全個室に設置、小国は中学校の手洗いの横、玉名、合志、人吉は試験設置、和水、大津は一部設置、荒尾、菊池では要望書提出、山都町では教育委員会から校長会へ提案、他市でも毎回のように議会で提案や質問がなされ、これは全て困っている児童生徒のための提案なのです。

本市社会福祉協議会やひとり親の会のネットワークでは、日用品の配布の中で生理用品の配布も通常サービスとしてあり、様々な取組も十分なされていますが、学校の保健室には何十年前前から設置してあり、確かに子どもたちの様子を確認したりもされているでしょう。児童生徒との対話の中で体調や生活状況等を確認し、保健指導につなげることもできるでしょう。でもそれは

保健室をある一定時間利用し、先生と対話したり、先生からのお尋ねにお返事できる状況下にあるときに限られるのではないのでしょうか。子どもの価値観や思いは千差万別ですし、保健室に行きたくない子どももいるかもしれません。

実際にそのような受入れや観察の窓口としても、保健室があるにもかかわらず、いじめや不登校はなくなりません。全ての機能が保健室に集約できるという発想をまず変えていただきたいです。選択肢を保健室だけに絞るのではなく、一人一人違う事情にフラットに手助けができる、そんな環境を大人たちが率先してつくってあげることが、世の中の思いやりでないかと思うわけです。

児童生徒が声を上げやすい、気軽に相談しやすい環境づくりが優先であるとおっしゃいますので、子どもたちに、まずトイレに置いてほしいですかと聞いてみられてください。そして、その声が上がったらニーズに対応した措置で、すぐに準備を始められるのだなと期待しています。

日常的なケアと同時に、一瞬の困り事に対応できれば理想的です。その瞬間の一人の気持ちに寄り添って、置いてあって助かったと安心できる助けになればいいなと考えて、今後の社会の動向に合わせた柔軟で迅速な対応をしていただけるよう要望いたします。

続いて、未来ラボは先日開催の様子が新聞にも掲載されていましたが、もとは平成15年度から実施されたまちづくり子ども議会を引き継いだ事業だと認識しています。昨年12月議会で、桑原議員が質問の中で、ぜひ子どもたちに議場に入ってもらってとあり、答弁でも、未来ラボの発表、提案などは議場を借りてという前向きな答弁があっていますが、記事の写真では議場ではありませんでした。議場を使うことにならなかった経緯が何かあったのでしょうか。どのように実施されたか、お尋ねします。

続いて、高校生を対象とする事業はないようですが、今、水俣高校では建築コースのウッドコネクトプロジェクトや機械科のイノシカハンターズなど、地域や官民連携で、本市と一体となった取組の学習が進められています。

水俣高校支援事業の一環として、また本市を担う重要な人材育成を図るという観点から、高校生を対象とする事業あるいは高校生と中学生共同による事業を実施する考えはないか。

以上2点お尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 木戸議員の2回目の御質問にお答えします。

2点ございました。まず、1点目なんですけども、未来ラボにおいて、議場を使うことにならなかった経緯はどのようなものかとの御質問でした。

今回の水俣未来ラボは、新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い、全てのプログラムを3時間程度で実施することになりました。昨年12月議会では水俣未来ラボにおける発表や提案をす

る際には、議場をお借りするという趣旨の答弁をさせていただいておりましたけども、今回は時間を短縮して行ったため、議場での実施には至らなかったところであります。

2点目なんですけども、人材育成の観点から、高校生を対象とする、あるいは高校生と中学生と共同による事業を実施する考えはないかとの御質問でした。

本市におきまして、地元唯一の高校である水俣高校の支援は極めて重要であり、本市を担う人材育成、持続可能な社会の担い手づくりという観点からも、高校生を対象とする事業あるいは中学生との共同を含め、今後の青少年育成市民会議の中でも前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 木戸理江議員。

○木戸理江君 中学生などが本市の地域経営について学び、自分の意思を持ち発言するという体験型の事業は、効果的であると考えます。

選挙権年齢、成人年齢が18歳に引き下げられたことや、議場も新しく完成したことも踏まえますと、子ども議会を開催することで、子どもたちにより市政や議会を身近に感じてもらえると思います。子どもたちの体験できる様々な可能性を広げてやり、本市の魅力を理解してもらう試みを大人たちが積極的に提案していくことは大切だと考えます。改めて、子ども議会を実施する考えはないかお尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 木戸議員の3回目の御質問にお答えします。

改めて、子ども議会を実施する考えはないかとの御質問でした。

現在、実施しております水俣未来ラボは、参加した中学生が地域のことを学び、市政を身近に感じ、主体的にまちづくりのことを考えてもらう内容となっており、そこでの学びを発表し、新たな提案をする場として、子ども議会の形式を取ることは有効であると考えます。

ただし従来の子ども議会につきましては、研修日数が多くなり、生徒の参加が難しいなどの課題が上がっておりましたので、これらへの対応を図りながら、実施に向け検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、本市の観光振興策について答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、本市の観光振興策について、順次お答えします。

まず、昨年、市が観光大使に委嘱した水俣出身の漫画家、江口寿史氏の功績はどのようなもの

があるか。また、本市ではそれをどのように活用していくか。江口氏の実力と人気を本市から発信していくチャンスだが、今後の方策などはあるかとの御質問にお答えします。

これまで同氏に御協力いただき実施してきた本市の取組として、水俣市観光PRポスターのイラスト原画作成は、平成20年度から一昨年で、ポスターとしての作品数は合計6作品となりました。また、それらを活用した取組としては、平成23年度の肥薩おれんじ鉄道車両ラッピングの実施、令和元年度の水俣市立総合医療センターでの診察券発行や、でかくっかみなまたスタンプラリーの実施、令和2年度には市制施行70周年記念事業として、デザインマンホール作成や南九州センコー株式会社との連携による、観光PRラッピングトラックのデザインなどが上げられ、全ての取組でその監修等の御協力をいただいているところです。

加えて、江口氏御本人が来水いただき開催したイベントとしては、平成20年度のイラスト展、平成21年度及び令和元年度のトークショーとライブスケッチ等がございます。

今後のイラスト等の活用や方策などにつきましては、今年度10月に本市湯の児海水浴場で開催されます全日本SUP選手権大会のポスターで既に活用しており、グッズ等についても検討しているところです。

また、江口氏のイラストレーション展「彼女」がこれまで全国7か所で開催されておりますが、これらとの相乗効果を狙った事業等についても、同氏の意向をお聞きしながら進めていきたいと考えております。

江口氏に作成いただきましたイラストについては、本市職員の名刺や昨年度からは本市封筒にも使用させていただいており、さきの取組も相まって、本市のブランドイメージの一端を担うものとなっておりますので、引き続き多くの場面で目にしていただけるよう努めてまいります。さらには、観光大使の活動として本市イベントへの来訪に加え、企画等へも御助力をいただきながら本市の観光振興につなげていきたいと考えております。

次に、ローズフェスタの開催では、どれほどの観光客の入り込みになっており、それによる経済効果があるのかとの御質問にお答えします。

エコパーク水俣バラ園における水俣ローズフェスタについては、平成21年春以降、毎年春と秋に開催しており、認知度の高まりとともに観光客数は年々増加傾向となっております。令和元年度は南九州西回り自動車道水俣インターチェンジの開通が後押しし、春に約8万8,600人、秋に約1万7,000人、年間で約10万5,600人の方に来ていただきました。

翌令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し開催を見送りましたが、令和3年度は感染対策を行いながらローズフェスタを開催し、春に約3万9,000人、秋に約1万9,000人、年間約5万8,000人の観光客の方楽しんでいただきました。

新型コロナウイルス感染拡大の前の数年は、春秋合わせて平均約6万4,000人で推移しており

ましたが、今年度春は、既に約6万8,000人の入場者数となっております。

ローズフェスタが本市に与える経済効果については、具体的な数字はございませんが、市内飲食店に伺ったところ、期間中は利用者数が増加しているとの声をいただいております。特に隣接する道の駅水俣の買物客数や、売上げに顕著に表れており、春のローズフェスタ期間を含む1か月の道の駅水俣のレジ通過者数は、ローズフェスタ期間外と比較すると約2.4倍、売上げは期間外の約2.6倍となっております。

○議長（牧下恭之君） 木戸理江議員。

○木戸理江君 江口氏の作品は芸能人にもファンが多く、世界中で人気うなぎ上りです。答弁のように、イラストレーション展「彼女」は連日超満員の人気で、地域の活性化にも役立っています。それを本市で開催する考えはありませんか。

以前、御本人とお話したときに、収蔵品の保管や作品展示を故郷水俣でできるならうれしいという言葉がありました。また、他市で江口氏の特設美術館を造ろうという動きもあります。

江口氏が本市出身であり、観光大使であることを大々的にアピールし、何より本市がよそに先駆け美術館レベルの展示や保管をしていくのが最適と思いますが、本市に江口寿史ミュージアムを造ろうという考えはありませんか。加えて、もし江口寿史ミュージアムを新規建設した場合は、どのくらいの建設費、工期となるでしょうか。例えば、水俣病資料館や、つなぎ美術館ではどうであったか。可能な範囲で構わないので教えてください。

その予算を抑えるために既存の空き施設である旧湯出中学校をリノベーションしてミュージアムを造ることを提案しますが、いかがでしょうか。

セキュリティや管理体制など考察すべき点がありますが、耐震基準も満たしており、避難所や地域のコミュニティの場として活用され、さらには市内から車で10分、駐車場はグラウンドという好条件の地域で、観光客を呼ぶ大きなチャンスとなると思います。地域の協力はもちろん、湯出小学校の先生も気持ちは一緒でした。ぜひ前向きに検討いただきたいと思います。

続いて、ローズフェスタの開催についてですが、以前、実行委員会の中で入園料を取ってはどうかと提案した際に、県の条例により徴収はできない旨の回答がありましたが、これほどの来場者があることを聞くと、殊さらもったいないと思います。物産館の売上げだけでなく、地元業者や本市に有益な事業を展開する具体的な策はないか、お尋ねします。

また、予算の使い方については、私が知る限りでは、毎回同じ運営業者への委託と同じ広告媒体に告知をする使い方、出演団体やイベントにも新たな取組の努力が見られません。

コロナ禍のステージイベント中止のときでも、運営業者には予算が使われており、生きた予算が使われたと思いません。それを見極められるはずの実行委員会の役目とは何か、お尋ねします。

以前、実行委員会で切り花を販売しませんかと質問し、観賞用のバラであり、遠方からのお客様には枯れる可能性があり販売はしないとの回答でした。しかし、もともと廃棄する予定の花がもったいなくて、枯れる、状態が悪くなるというのは生花なので当たり前という認識で、それでも欲しいという人はたくさんいるわけです。その理解のもとで販売し、ただ廃棄するよりも収益にはつながります。

また、剪定後の花を市が買取り、ポプリなどの加工品として再利用するなど、ただ処分という選択肢だけでなく、次のステップにつなげる事業こそが生き残る予算の使い方だと思います。

そこで、管理者の努力を評価し、それに運営がしやすくなるような財源確保、例えば、ローズフェスタ期間中または期間外における切り花の販売など、二次利用について、本市が協力することはできないでしょうか。

以上、合わせて7点お尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 木戸議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、江口寿史先生に関する質問4点ございました。

イラストレーション展「彼女」を本市で開催する考えはないかとの尋ねでございました。

企画元でございます東京新聞事業部に確認したところ、開催地の費用負担があり、会場についても床面積500平方メートル以上で、既存の壁面が200メートル以上確保できることなどが条件になっているということでございました。

以上から、イラストレーション展「彼女」の本市での開催は、まちの規模や会場の広さ、機能などの条件を考慮すると困難かと思われまます。

まずは、本市で実現可能と思われる江口氏の個展の開催等について江口氏の意向を尊重しながら考えていきたいというふうに思っております。

2点目が、本市には江口寿史ミュージアムを造ろうという考えはないかとのお尋ねでございました。

本市としましては、江口氏に委嘱いたしました観光大使としての活動をはじめ、様々な事業を通して観光振興につなげてまいったところですが、ミュージアムの建設につきましては単に観光振興を目的とするだけではなく、江口氏の作品や功績を尊重し、その価値をどう評価し、後世に残していくのか。また、水俣の貴重な文化財としてどのように守っていくかという点も重要だと考えております。

その上で、議員御質問のミュージアム建設につきましては建設に関わる財源の確保や運営体制の構築なども課題としてありますので、それらを総合的に判断していきたいというふうに考えております。

3点目が、江口寿史ミュージアムを新しく建設した場合どのくらい費用や工期がかかるのか、また水俣病資料館や、つなぎ美術館ではどのような状況であったかという御質問にお答えします。

江口寿史ミュージアムの建設にかかる費用等につきましては、検討しておりませんのでお答えできませんけれども議員からお尋ねのありました水俣病資料館や、つなぎ美術館の建設費や工期につきましては、水俣病資料館が平成4年度建設当時の金額で総工費としては6億2,615万3,000円、工期は3年です。

また、つなぎ美術館は平成13年度建設で3億2,576万2,000円、工期は3年と伺っております。

4点目の江口寿史ミュージアム建設の予算を抑えるために、既存の空き施設であります旧湯出中をリノベーションして造ることを提案するが、いかがかというお尋ねでした。

旧湯出中学校が適地かどうかにつきましては、交通の利便性など様々な条件を考慮しなければなりませんので、先ほど申し上げた課題と合わせて総合的に判断する必要があると考えます。

引き続きましてローズフェスタの集客に関する御質問にお答えします。

物産館の売上げだけではなくて、ローズフェスタの来場者が、地元業者であったり、本市にとってメリットとなるような具体的な事業の展開はないかというふうなお尋ねでした。

エコパーク水俣のバラ園には先ほどの答弁でお答えいたしましたとおり、春と秋のローズフェスタの期間中、多くの観光客の皆様に来ていただいております。議員御指摘のとおり、市といたしましても、バラ園に来ていただいた方に、市内への周遊を促し、飲食や購買につなげることは非常に重要だと認識しております。

これまでも、エコパーク水俣におけるフードフェスティバルの同時開催などを実施してきたところでございます。

今後は、さらに観光消費を伸ばす仕掛けとして、入場者の課題に対して市内飲食店で使用可能な割引券や周遊マップを配布するなどの取組を考えてまいります。

次に、ローズフェスタ実行委員会の役目とは何かというふうなお尋ねでございました。

ローズフェスタ実行委員会はバラ園を核とした本市の観光振興を図るための企画や運営を行うことを目的とした組織です。ですけれども、これまで十分に機能していたとは言い難い状況でした。今後は実行委員会の中で委員の皆様方の御意見をしっかりと伺い、イベントに反映しながら限りある予算を効果的な周知や観光客の市内周遊につなげていくことができるよう取り組んでまいります。

次は、バラ園の管理者に対する財源等の確保のために切り花の販売など、二次利用について何か市が協力することはできないかというふうなお尋ねでした。

バラ園の運営に当たりましては、観光客の皆様が来園される時期に最高のタイミングで鑑賞で

きるように日々管理をされているというふうに伺っております。

市といたしましては、管理者によるバラ園の運営の考え方を尊重しながら、管理者が市に対してどのような協力を求めているか、意向を確認して適切に対応してまいりたいと考えております。

答弁は以上です。

○議長（牧下恭之君） 木戸理江議員。

○木戸理江君 江口氏は本当にふるさとを大事に思い、今でも何度も足を運ばれ、地域や本市の御親戚、御友人との交流を続けておられます。

今や手の届かない存在になり得るほど世界的に人気の出ている江口氏を本市はさらに大切にすべきで、江口氏の力をお借りして、加えて出身の地である本市が積極的にアプローチをして、ぜひ個展の開催を実現していただきたいと思います。

江口寿史ミュージアムの建設についても同じです。コレクションの収蔵と展示がかなえば、おのずと、そこはファンの集う場となります。

そこで、まず2点質問です。

他市に先取りされないために、本市が先行して意思表示をし、より具体的な考えを江口氏にしっかりお伝えすべきと思いますが、すぐにアクションを起こせそうでしょうか。また、ミュージアム建設の前向きな一歩として市民参加の実行委員会などを立ち上げる考えはないかお尋ねします。

続けて、新規のミュージアム建設にはかなりの費用がかかることが分かりました。そのために既存の施設である旧湯出中学校を有効活用できれば費用の削減にも寄与できます。全国あちこちに廃校を再利用する取組があつて、秋田のおもちゃ美術館はじめ、カフェや生ハム工場、水族館など観光客の増加につながっています。

本市では実際に使える建屋と江口寿史という強力なネームバリューが強みで、これを生かさない手はありません。

全国からの来場者が間違いなく期待できる内容でありますので歩みを止める理由はありません。

そこでもう一つ質問です。

旧湯出中学校にミュージアムを建設するための課題は答弁にある交通の利便性などのほかにどのようなものが上げられますか。湯出地域は御存じのように豊かな自然と温泉に恵まれた地であります。温泉地域の活性化や自然ツーリズムの推進なども合わせて、旧湯出中学校にミュージアムができれば相乗効果でさらに強力な観光拠点ともなります。

今後も本市の観光振興に大きく寄与していただくことを考えると、出身地の本市だからこそ、

どこよりも早くミュージアムを造ることが望ましいと考えますし、それに適したフィールドとしてより具体的に、かつ早急に調査を開始すべきであると考えます。

続いて、ローズフェスタに関しましては答弁にあるように関連イベントの同時開催はさらに誘客に拍車をかけるよいものだと思っています。

水俣の特産品は、それぞれの旬で多くの皆様に楽しんでいただいておりますが、さきに行われた和紅茶サミットなど、食や農とつながるイベントは特に有効だと思っています。

これまで大きなイベントができてこなかったものでも、海のもの、山のものをしっかり活用して市内一円で協力し合い、大きな集客につなげる努力もしていただきたいと思います。

そこで質問します。

直近の秋のローズフェスタに合わせて、水俣の特産品や団体がコラボができそうなものがありますか。また、それを実現するために、どのように進めるかお聞かせください。

以上で質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 木戸議員の3回目の御質問にお答えします。

まず、江口寿史ミュージアムについて、他市に先取りされぬように、すぐ働きかけるべきではないかというふうなお尋ねでした。

スピード感を持つことは大事ですけれども、江口氏の貴重な作品をお預かりすることにより、将来にわたって重大な責任が伴うこととなりますので、まずは江口氏の意向を十分聞いた上で進めることが肝要だと考えております。

次が、ミュージアム建設の前向きな一歩として実行委員会などを立ち上げる考えはないかとお尋ねでした。

さきの答弁のとおり、まずは本市で実現可能と思われる個展の開催等について考えていきたいと思っております。

その状況を見ながら市民参加による実行委員会の必要性について総合的に判断していきたいというふうに考えます。

3点目が旧湯出中学校にミュージアムを建設するための課題として交通利便性のほかにどのようなものがあるかとお尋ねでした。

旧湯出中学校を活用する場合の課題としてグラウンドを共有する小学校が隣接しており、駐車スペースが少ないこと、また現在地域の避難所として既に活用されていること、さらに作品を収蔵・展示するための空調やセキュリティなどの高い機能が設けられるかなどが考えられます。

ローズフェスタにつきましてですけれども、今年の秋に予定しているローズフェスタに合わせて水俣の特産品や水俣市の団体と、一緒に取り組むことができるようなものはあるのか、ま

たそれを実現するためにどのように進めていくのかとのお尋ねでした。

これまでも、スイーツカフェや、バラ園の雰囲気に合わせてコンサートなど、団体とのコラボレーション企画をローズフェスタと同時に開催しております。

今年の秋のローズフェスタ期間中には、水俣の特産品である和紅茶の生産者が中心となり開催する、第4回九州和紅茶サミット in 水俣や、水俣市内の多くの団体が参加する第1回水俣市防災フェスタなどのイベントが開催予定です。

ローズフェスタは水俣市内に多くの観光客の皆様に来ていただく重要な機会だと捉えております。その機会を市の経済に大きく波及させるためにも、引き続き関係する団体等の代表で組織される、ローズフェスタ実行委員会を中心としながら、事務局である市が調整機能を働かせ、市内事業者や団体の方々と連携・協力の上、しっかり進めてまいります。

答弁は以上です。

○議長（牧下恭之君） 以上で木戸理江議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、午後1時15分まで休憩します。

午前11時58分 休憩

午後1時15分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第65号 専決処分の報告及び承認について

専第13号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

○議長（牧下恭之君） 日程第2、議第65号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第66号 水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（牧下恭之君） 日程第3、議第66号水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第4 議第67号 水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（牧下恭之君） 日程第4、議第67号水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第5 議第68号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

○議長（牧下恭之君） 日程第5、議第68号令和4年度水俣市一般会計補正予算第8号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第6 議第69号 令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（牧下恭之君） 日程第6、議第69号令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第7 議第70号 令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（牧下恭之君） 日程第7、議第70号令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第8 議第71号 令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（牧下恭之君） 日程第8、議第71号令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第9 議第72号 令和4年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（牧下恭之君） 日程第9、議第72号令和4年度水俣市病院事業会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第10 議第73号 工事請負契約の締結について

○議長（牧下恭之君） 日程第10、議第73号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第11 議第74号 令和3年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

○議長（牧下恭之君） 日程第11、議第74号令和3年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第12 議第75号 令和3年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について

○議長（牧下恭之君） 日程第12、議第83号令和3年度水俣市公共下水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第13 議第76号 令和3年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

○議長（牧下恭之君） 日程第13、議第76号令和3年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処

分についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認めます。

日程第14 議第77号 令和3年度水俣市一般会計決算認定について

日程第15 議第78号 令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第16 議第79号 令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第17 議第80号 令和3年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

○議長(牧下恭之君) 日程第14、議第77号令和3年度水俣市一般会計決算認定についてから、日程第17、議第80号令和3年度水俣市介護保険特別会計決算認定についてまで、4件を一括して議題とします。

議第77号

令和3年度水俣市一般会計決算認定について

令和3年度水俣市一般会計決算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和4年9月15日提出

水俣市長 高岡利治

令和3年度 水俣市 一般会計 歳入歳出決算書

歳入

(単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	市税	2,770,813,000	3,078,604,430	2,923,608,838	17,344,034	137,651,558	△152,795,838
	1 市民税	921,765,000	1,027,600,163	1,013,717,947	2,645,239	11,236,977	△91,952,947
	2 固定資産税	1,617,177,000	1,809,001,279	1,671,334,603	13,779,795	123,886,881	△54,157,603
	3 軽自動車税	82,787,000	91,548,500	88,219,700	919,000	2,409,800	△5,432,700
	4 たばこ税	146,547,000	147,483,588	147,483,588	0	0	△936,588
	5 入湯税	2,537,000	2,970,900	2,853,000	0	117,900	△316,000
2	地方譲与税	127,000,000	137,596,111	137,596,111	0	0	△10,596,111
	1 地方揮発油譲与税	25,000,000	27,796,000	27,796,000	0	0	△2,796,000
	2 自動車重量譲与税	72,000,000	79,477,000	79,477,000	0	0	△7,477,000
	3 特別とん譲与税	2,000,000	1,852,111	1,852,111	0	0	147,889

	4 森林環境譲与税	28,000,000	28,471,000	28,471,000	0	0	△471,000
3	利子割交付金	1,500,000	1,195,000	1,195,000	0	0	305,000
	1 利子割交付金	1,500,000	1,195,000	1,195,000	0	0	305,000
4	配当割交付金	3,000,000	5,406,000	5,406,000	0	0	△2,406,000
	1 配当割交付金	3,000,000	5,406,000	5,406,000	0	0	△2,406,000
5	株式等譲渡所得割交付金	3,000,000	10,795,000	10,795,000	0	0	△7,795,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	3,000,000	10,795,000	10,795,000	0	0	△7,795,000
6	法人事業税交付金	15,000,000	33,546,000	33,546,000	0	0	△18,546,000
	1 法人事業税交付金	15,000,000	33,546,000	33,546,000	0	0	△18,546,000
7	地方消費税交付金	554,000,000	604,691,000	604,691,000	0	0	△50,691,000
	1 地方消費税交付金	554,000,000	604,691,000	604,691,000	0	0	△50,691,000
8	環境性能割交付金	5,000,000	7,716,000	7,716,000	0	0	△2,716,000
	1 環境性能割交付金	5,000,000	7,716,000	7,716,000	0	0	△2,716,000
9	地方特例交付金	23,000,000	45,607,000	45,607,000	0	0	△22,607,000
	1 地方特例交付金	14,000,000	13,798,000	13,798,000	0	0	202,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	9,000,000	31,809,000	31,809,000	0	0	△22,809,000
10	地方交付税	5,777,154,000	5,823,266,000	5,823,266,000	0	0	△46,112,000
	1 地方交付税	5,777,154,000	5,823,266,000	5,823,266,000	0	0	△46,112,000
11	交通安全対策特別交付金	2,602,000	2,565,000	2,565,000	0	0	37,000
	1 交通安全対策特別交付金	2,602,000	2,565,000	2,565,000	0	0	37,000
12	分担金及び負担金	85,689,000	67,960,428	67,665,454	0	294,974	18,023,546
	1 分担金	31,931,000	19,334,903	19,334,903	0	0	12,596,097
	2 負担金	53,758,000	48,625,525	48,330,551	0	294,974	5,427,449
13	使用料及び手数料	192,293,000	181,452,980	180,908,870	14,490	529,620	11,384,130
	1 使用料	178,038,000	167,726,252	167,181,942	14,490	529,820	10,856,058
	2 手数料	14,255,000	13,726,728	13,726,928	0	△200	528,072
14	国庫支出金	4,479,463,100	4,372,716,679	4,031,010,679	0	341,706,000	448,452,421
	1 国庫負担金	2,485,323,000	2,391,233,091	2,324,247,091	0	66,986,000	161,075,909
	2 国庫補助金	1,989,435,100	1,974,828,933	1,700,108,933	0	274,720,000	289,326,167

	3 委託金	4,705,000	6,654,655	6,654,655	0	0	△1,949,655
15 県支出金		1,951,833,000	1,839,709,312	1,513,784,272	0	325,925,040	438,048,728
	1 県負担金	802,325,000	789,180,596	789,180,596	0	0	13,144,404
	2 県補助金	1,005,592,000	923,106,733	597,181,693	0	325,925,040	408,410,307
	3 委託金	143,916,000	127,421,983	127,421,983	0	0	16,494,017
16 財産収入		110,138,000	149,813,868	148,054,608	0	1,759,260	△37,916,608
	1 財産運用収入	7,368,000	7,227,016	7,227,016	0	0	140,984
	2 財産売却収入	102,770,000	142,586,852	140,827,592	0	1,759,260	△38,057,592
17 寄附金		316,937,000	291,159,053	291,159,053	0	0	25,777,947
	1 寄附金	316,937,000	291,159,053	291,159,053	0	0	25,777,947
18 繰入金		701,904,000	658,518,811	658,518,811	0	0	43,385,189
	1 特別会計繰入金	181,775,000	187,777,475	187,777,475	0	0	△6,002,475
	2 基金繰入金	520,129,000	470,741,336	470,741,336	0	0	49,387,664
19 繰越金		280,727,140	312,920,868	312,920,868	0	0	△32,193,728
	1 繰越金	280,727,140	312,920,868	312,920,868	0	0	△32,193,728
20 諸収入		331,185,000	534,868,237	322,618,521	182,675	212,067,041	8,566,479
	1 延滞金加算金及び過料	3,512,000	2,026,655	2,026,655	0	0	1,485,345
	2 市預金利子	2,000	593	593	0	0	1,407
	3 雑入	320,302,000	525,298,422	313,879,448	182,675	211,236,299	6,422,552
	4 受託事業収入	7,369,000	6,611,825	6,611,825	0	0	757,175
	5 貸付金元利収入	0	930,742	100,000	0	830,742	△100,000
21 市債		4,429,410,000	4,011,510,000	4,011,510,000	0	0	417,900,000
	1 市債	4,429,410,000	4,011,510,000	4,011,510,000	0	0	417,900,000
歳 入 合 計		22,161,648,240	22,171,617,777	21,134,143,085	17,541,199	1,019,933,493	1,027,505,155

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
1 議会費		141,823,000	135,001,019	0	6,821,981	6,821,981
	1 議会費	141,823,000	135,001,019	0	6,821,981	6,821,981
2 総務費		5,345,685,000	5,186,417,931	28,896,915	130,370,154	159,267,069

	1 総務管理費	5,015,005,000	4,883,672,485	25,232,315	106,100,200	131,332,515
	2 徴税費	170,575,000	156,380,298	105,600	14,089,102	14,194,702
	3 戸籍住民基本台帳費	86,263,000	80,485,077	3,559,000	2,218,923	5,777,923
	4 選挙費	40,315,000	33,901,897	0	6,413,103	6,413,103
	5 統計調査費	9,393,000	7,918,034	0	1,474,966	1,474,966
	6 監査委員費	24,134,000	24,060,140	0	73,860	73,860
3 民生費		6,580,801,000	6,137,257,592	1,248,000	442,295,408	443,543,408
	1 社会福祉費	3,662,028,000	3,462,673,315	1,248,000	198,106,685	199,354,685
	2 児童福祉費	2,305,751,000	2,126,599,992	0	179,151,008	179,151,008
	3 生活保護費	612,912,000	547,984,285	0	64,927,715	64,927,715
	4 災害救助費	110,000	0	0	110,000	110,000
4 衛生費		2,115,155,880	1,968,370,926	3,548,600	143,236,354	146,784,954
	1 保健衛生費	543,012,000	438,342,434	0	104,669,566	104,669,566
	2 清掃費	969,133,880	938,911,989	0	30,221,891	30,221,891
	3 簡易水道設置費	1,559,000	1,203,134	0	355,866	355,866
	4 環境対策費	126,685,000	115,148,119	3,548,600	7,988,281	11,536,881
	5 病院費	360,221,000	360,221,000	0	0	0
	6 上水道費	114,545,000	114,544,250	0	750	750
5 農林水産業費		501,678,000	448,126,441	18,177,000	35,374,559	53,551,559
	1 農業費	285,331,000	259,940,046	536,000	24,854,954	25,390,954
	2 林業費	137,746,000	110,044,100	17,641,000	10,060,900	27,701,900
	3 水産業費	78,601,000	78,142,295	0	458,705	458,705
6 商工費		1,732,510,360	1,180,860,524	474,331,000	77,318,836	551,649,836
	1 商工費	613,312,000	589,183,007	0	24,128,993	24,128,993
	2 総合経済対策費	1,119,198,360	591,677,517	474,331,000	53,189,843	527,520,843
7 土木費		1,514,082,000	1,110,665,303	392,133,000	11,283,697	403,416,697
	1 土木管理費	3,584,000	3,134,579	0	449,421	449,421
	2 道路橋りょう費	562,057,000	409,794,046	149,722,000	2,540,954	152,262,954
	3 河川費	51,800,000	45,718,930	2,198,000	3,883,070	6,081,070

	4 港湾費	86,000	81,000	0	5,000	5,000
	5 都市計画費	534,383,000	518,038,069	13,047,000	3,297,931	16,344,931
	6 住宅費	362,172,000	133,898,679	227,166,000	1,107,321	228,273,321
8	消防費	504,902,100	468,094,578	9,596,000	27,211,522	36,807,522
	1 消防費	504,902,100	468,094,578	9,596,000	27,211,522	36,807,522
9	教育費	1,190,813,000	1,087,215,946	11,297,090	92,299,964	103,597,054
	1 教育総務費	240,555,000	220,041,003	0	20,513,997	20,513,997
	2 小学校費	165,007,000	149,962,896	7,200,000	7,844,104	15,044,104
	3 中学校費	113,938,000	99,700,631	3,600,000	10,637,369	14,237,369
	4 社会教育費	357,755,000	334,588,116	0	23,166,884	23,166,884
	5 保健体育費	313,558,000	282,923,300	497,090	30,137,610	30,634,700
10	災害復旧費	867,757,900	597,126,066	129,029,000	141,602,834	270,631,834
	1 農林水産施設災害復旧費	136,154,000	82,039,532	26,098,000	28,016,468	54,114,468
	2 公共土木施設災害復旧費	731,603,900	515,086,534	102,931,000	113,586,366	216,517,366
11	公債費	1,655,550,000	1,655,548,022	0	1,978	1,978
	1 公債費	1,655,550,000	1,655,548,022	0	1,978	1,978
12	予備費	10,890,000	0	0	10,890,000	10,890,000
	1 予備費	10,890,000	0	0	10,890,000	10,890,000
歳 出 合 計		22,161,648,240	19,974,684,348	1,068,256,605	1,118,707,287	2,186,963,892

歳 入 合 計 21,134,143,085円

歳 出 合 計 19,974,684,348円

歳入歳出差引残額 1,159,458,737円

内

基金繰入金 770,000,000円

議第78号

令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和4年9月15日提出

水俣市長 高岡利治

令和3年度 水俣市 国民健康保険事業特別会計 歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
1 国民健康保険税		266,328,000	344,944,988	310,222,458	8,641,639	26,080,891	△43,894,458
	1 国民健康保険税	266,328,000	344,944,988	310,222,458	8,641,639	26,080,891	△43,894,458
2 使用料及び手数料		301,000	190,800	191,200	0	△400	109,800
	1 手数料	301,000	190,800	191,200	0	△400	109,800
3 国庫支出金		51,000	51,000	51,000	0	0	0
	1 国庫補助金	51,000	51,000	51,000	0	0	0
4 県支出金		3,255,484,000	3,229,138,266	3,229,138,266	0	0	26,345,734
	1 県補助金	3,255,484,000	3,229,138,266	3,229,138,266	0	0	26,345,734
5 財産収入		7,000	10,171	10,171	0	0	△3,171
	1 財産運用収入	7,000	10,171	10,171	0	0	△3,171
6 繰入金		281,372,000	279,789,236	279,789,236	0	0	1,582,764
	1 他会計繰入金	171,973,000	170,390,236	170,390,236	0	0	1,582,764
	2 基金繰入金	109,399,000	109,399,000	109,399,000	0	0	0
7 繰越金		1,181,728,000	1,181,728,597	1,181,728,597	0	0	△597
	1 繰越金	1,181,728,000	1,181,728,597	1,181,728,597	0	0	△597
8 諸収入		7,290,000	17,442,645	16,259,061	0	1,183,584	△8,969,061
	1 延滞金加算金及び過料	5,941,000	1,437,897	1,437,897	0	0	4,503,103
	2 市預金利子	1,000	0	0	0	0	1,000
	3 雑入	1,348,000	16,004,748	14,821,164	0	1,183,584	△13,473,164
歳 入 合 計		4,992,561,000	5,053,295,703	5,017,389,989	8,641,639	27,264,075	△24,828,989

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
1 総務費		74,535,000	72,185,466	0	2,349,534	2,349,534
	1 総務管理費	38,159,000	36,904,469	0	1,254,531	1,254,531
	2 徴税費	29,778,000	29,472,137	0	305,863	305,863
	3 運営協議会費	175,000	57,940	0	117,060	117,060
	4 国民健康保険特別対策費	6,423,000	5,750,920	0	672,080	672,080
2 保険給付費		2,816,914,000	2,802,645,846	0	14,268,154	14,268,154

	1 療養諸費	2,488,778,000	2,479,982,946	0	8,795,054	8,795,054
	2 高額医療費	323,354,000	319,208,440	0	4,145,560	4,145,560
	3 移送費	2,000	0	0	2,000	2,000
	4 出産育児諸費	3,780,000	2,454,460	0	1,325,540	1,325,540
	5 葬祭諸費	1,000,000	1,000,000	0	0	0
3	国民健康保険事業費納付金	788,800,000	788,797,133	0	2,867	2,867
	1 医療給付費分	605,950,000	605,948,908	0	1,092	1,092
	2 後期高齢者支援金等分	137,018,000	137,017,147	0	853	853
	3 介護納付金分	45,832,000	45,831,078	0	922	922
4	共同事業拠出金	1,000	63	0	937	937
	1 共同事業拠出金	1,000	63	0	937	937
5	保健事業費	35,989,000	28,485,870	0	7,503,130	7,503,130
	1 保健事業費	5,475,000	3,379,217	0	2,095,783	2,095,783
	2 特定健康診査等事業費	30,514,000	25,106,653	0	5,407,347	5,407,347
6	基金積立金	1,178,979,000	1,178,978,171	0	829	829
	1 基金積立金	1,178,979,000	1,178,978,171	0	829	829
7	公債費	1,000	0	0	1,000	1,000
	1 公債費	1,000	0	0	1,000	1,000
8	諸支出金	57,345,000	56,197,600	0	1,147,400	1,147,400
	1 償還金及び還付加算金	2,698,000	1,550,600	0	1,147,400	1,147,400
	2 繰出金	54,647,000	54,647,000	0	0	0
9	予備費	39,997,000	0	0	39,997,000	39,997,000
	1 予備費	39,997,000	0	0	39,997,000	39,997,000
	歳 出 合 計	4,992,561,000	4,927,290,149	0	65,270,851	65,270,851

歳 入 合 計 5,017,389,989円
 歳 出 合 計 4,927,290,149円
 歳入歳出差引残額 90,099,840円
 内
 基金繰入金 0円

議第79号

令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和4年9月15日提出

水俣市長 高岡利治

令和3年度 水俣市 後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 保険料		273,390,000	272,903,400	271,643,300	132,400	1,127,700	1,746,700
	1 後期高齢者医療保険料	273,390,000	272,903,400	271,643,300	132,400	1,127,700	1,746,700
2 使用料及び手数料		41,000	26,800	27,000	0	△200	14,000
	1 手数料	41,000	26,800	27,000	0	△200	14,000
3 繰入金		152,267,000	151,269,200	151,269,200	0	0	997,800
	1 一般会計繰入金	152,267,000	151,269,200	151,269,200	0	0	997,800
4 繰越金		2,000	1,252,579	1,252,579	0	0	△1,250,579
	1 繰越金	2,000	1,252,579	1,252,579	0	0	△1,250,579
5 諸収入		753,000	236,600	236,600	0	0	516,400
	1 延滞金加算金及び過料	69,000	2,100	2,100	0	0	66,900
	2 償還金及び還付加算金	530,000	125,500	125,500	0	0	404,500
	3 預金利子	1,000	0	0	0	0	1,000
	4 雑入	153,000	109,000	109,000	0	0	44,000
歳入合計		426,453,000	425,688,579	424,428,679	132,400	1,127,500	2,024,321

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		425,316,000	423,540,819	0	1,775,181	1,775,181
	1 総務管理費	16,783,000	16,274,344	0	508,656	508,656
	2 徴収費	9,974,000	9,599,451	0	374,549	374,549
	3 後期高齢者医療広域連合納付金	398,559,000	397,667,024	0	891,976	891,976
2 保健事業費		607,000	330,981	0	276,019	276,019
	1 保健事業費	607,000	330,981	0	276,019	276,019
3 諸支出金		530,000	128,000	0	402,000	402,000

	1 償還金及び還付加算金	530,000	128,000	0	402,000	402,000
歳出合計		426,453,000	423,999,800	0	2,453,200	2,453,200

歳入合計 424,428,679円
 歳出合計 423,999,800円
 歳入歳出差引残額 428,879円
 内
 基金繰入金 0円

議第80号

令和3年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

令和3年度水俣市介護保険特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和4年9月15日提出

水俣市長 高岡利治

令和3年度 水俣市 介護保険特別会計 歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 保険料		690,330,000	649,057,208	645,827,807	976,336	2,253,065	44,502,193
	1 介護保険料	690,330,000	649,057,208	645,827,807	976,336	2,253,065	44,502,193
2 分担金及び負担金		240,000	268,800	268,800	0	0	△28,800
	1 負担金	240,000	268,800	268,800	0	0	△28,800
3 使用料及び手数料		64,000	43,500	43,500	0	0	20,500
	1 手数料	64,000	43,500	43,500	0	0	20,500
4 国庫支出金		995,350,000	1,024,984,610	1,024,984,610	0	0	△29,634,610
	1 国庫負担金	632,158,000	631,407,650	631,407,650	0	0	750,350
	2 国庫補助金	363,192,000	393,576,960	393,576,960	0	0	△30,384,960
5 支払基金交付金		996,692,000	951,240,000	951,240,000	0	0	45,452,000
	1 支払基金交付金	996,692,000	951,240,000	951,240,000	0	0	45,452,000
6 県支出金		562,075,000	560,681,029	560,681,029	0	0	1,393,971
	1 県負担金	534,140,000	532,745,350	532,745,350	0	0	1,394,650
	2 県補助金	27,935,000	27,935,679	27,935,679	0	0	△679
7 繰入金		599,929,000	569,546,605	569,546,605	0	0	30,382,395
	1 一般会計繰入金	599,929,000	569,546,605	569,546,605	0	0	30,382,395

8	繰越金	68,160,000	284,388,627	284,388,627	0	0	△216,228,627
	1 繰越金	68,160,000	284,388,627	284,388,627	0	0	△216,228,627
9	諸収入	5,323,000	5,528,872	5,528,872	0	0	△205,872
	1 延滞金、加算金及び過料	52,000	39,400	39,400	0	0	12,600
	2 預金利子	1,000	0	0	0	0	1,000
	3 雑入	5,270,000	5,489,472	5,489,472	0	0	△219,472
歳 入 合 計		3,918,163,000	4,045,739,251	4,042,509,850	976,336	2,253,065	△124,346,850

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1	総務費	72,886,000	70,660,473	0	2,225,527	2,225,527
	1 総務管理費	32,659,000	31,965,933	0	693,067	693,067
	2 徴収費	9,162,000	8,680,755	0	481,245	481,245
	3 介護認定審査会費	30,954,000	29,970,400	0	983,600	983,600
	4 趣旨普及費	21,000	2,885	0	18,115	18,115
	5 運営協議会費	90,000	40,500	0	49,500	49,500
2	保険給付費	3,588,609,000	3,421,486,294	0	167,122,706	167,122,706
	1 介護サービス等諸費	3,238,921,000	3,090,526,700	0	148,394,300	148,394,300
	2 介護予防サービス等諸費	129,171,000	124,522,858	0	4,648,142	4,648,142
	3 その他諸費	3,177,000	3,038,580	0	138,420	138,420
	4 高額介護サービス等費	79,137,000	74,962,144	0	4,174,856	4,174,856
	5 高額医療合算介護サービス等費	5,000,000	4,059,434	0	940,566	940,566
	6 特定入所者介護サービス等費	133,203,000	124,376,578	0	8,826,422	8,826,422
3	地域支援事業	186,672,000	160,605,837	0	26,066,163	26,066,163
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	72,394,000	63,710,005	0	8,683,995	8,683,995
	2 一般介護予防事業費	30,385,000	26,073,197	0	4,311,803	4,311,803
	3 包括的支援事業・任意事業	83,584,000	70,568,245	0	13,015,755	13,015,755
	4 その他諸費	309,000	254,390	0	54,610	54,610
4	基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000

5	公債費	1,000	0	0	1,000	1,000
	1 公債費	1,000	0	0	1,000	1,000
6	諸支出金	69,494,000	68,775,137	0	718,863	718,863
	1 償還金及び還付加算金	67,562,000	66,843,662	0	718,338	718,338
	2 繰出金	1,932,000	1,931,475	0	525	525
7	予備費	500,000	0	0	500,000	500,000
	1 予備費	500,000	0	0	500,000	500,000
歳 出 合 計		3,918,163,000	3,721,527,741	0	196,635,259	196,635,259

歳 入 合 計 4,042,509,850円
歳 出 合 計 3,721,527,741円
歳入歳出差引残額 320,982,109円
内
基金繰入金 0円

○議長（牧下恭之君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

令和3年度水俣市一般会計及び特別会計決算認定について、順次、御説明申し上げます。

なお、説明中の金額につきましては、万円単位で申し上げます。

まず、議第77号令和3年度水俣市一般会計決算認定について申し上げます。

本会計の決算額は、歳入合計211億3,414万円、歳出合計199億7,468万円、歳入歳出差し引き11億5,946万円から翌年度へ繰り越すべき事業の財源6,263万円を差し引き、さらに地方自治法第233条の2の規定に基づき、財政調整基金に7億7,000万円を積み立てた残額3億2,683万円を翌年度に繰り越します。

また、予算額に対する執行割合は、歳入95.4%、歳出90.1%となっております。

次に、議第78号令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入合計50億1,739万円、歳出合計49億2,729万円、歳入歳出差し引き9,010万円は全額翌年度に繰り越します。

また、予算額に対する執行割合は、歳入100.5%、歳出98.7%となっております。

次に、議第79号令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入合計4億2,443万円、歳出合計4億2,400万円、歳入歳出差し引き43万円は全額翌

年度に繰り越します。

また、予算額に対する執行割合は、歳入99.5%、歳出99.4%となっております。

次に、議第80号令和3年度水俣市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入合計40億4,251万円、歳出合計37億2,153万円、歳入歳出差引き3億2,098万円は全額翌年度に繰り越します。

また、予算額に対する執行割合は、歳入103.2%、歳出95.0%となっております。

なお、議第77号から議第80号までの令和3年度の各会計決算につきましては、監査委員の審査意見書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び主要な施策の成果に関する説明書を併せて提出いたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第77号から議第80号までについて、順次提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（牧下恭之君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後1時22分 休憩

午後1時22分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第77号令和3年度水俣市一般会計決算認定についてから、議第80号令和3年度水俣市介護保険特別会計決算認定についてまで、本4件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議案のうち、議第77号を除くほかの議案は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第18 特別委員会の設置について

○議長（牧下恭之君） 日程第18、特別委員会の設置についてを議題とします。

特別委員会の設置について

- 1 名 称 一般会計決算特別委員会
- 2 構成人員 7人
- 3 審査事項 令和3年度水俣市一般会計決算認定について

- 4 審査権限 3に掲げる審査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を委任する。
- 5 審査期間 12月定例会まで
-

○議長（牧下恭之君） お諮りします。

議第77号令和3年度水俣市一般会計決算認定につきましては、委員7人をもって構成する一般会計決算特別委員会を議席に配付のとおり設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって、一般会計決算特別委員会の設置については、そのように決定します。

お諮りします。

ただいま設置されました一般会計決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、杉迫一樹議員、平岡朱議員、桑原一知議員、藤本壽子議員、岩阪雅文議員、谷口明弘議員、松本和幸議員、以上7人を指名したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました7人の議員を一般会計決算特別委員に選任することに決定しました。

一般会計決算特別委員会におかれては、直ちに委員会を開催の上、正副委員長を互選し、議長まで御報告願います。

委員会審査のためしばらく休憩します。

午後1時24分 休憩

午後1時31分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計決算特別委員会の正副委員長の互選の結果を御報告します。

委員長 岩阪雅文議員

副委員長 桑原一知議員

以上のとおりであります。

○議長（牧下恭之君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、22日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、21日正午までに御通告願います。

本日はこれで散会します。

午後1時32分 散会

令和4年9月22日

令和4年9月第5回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

令和4年9月第5回水俣市議会定例会会議録（第5号）

令和4年9月22日（木曜日）

午前10時0分 開議

午前10時33分 閉会

（出席議員） 16人

牧 下 恭 之 君	杉 迫 一 樹 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	田 中 睦 君
藤 本 壽 子 君	岩 阪 雅 文 君	岩 村 龍 男 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長 （岡 本 広 志 君）	主 幹 （中 村 亮 彦 君）
主 任 （藤 澤 亜 未 君）	主 任 （森 ちひろ 君）

（説明のため出席した者） 13人

市 長 （高 岡 利 治 君）	副 市 長 （小 林 信 也 君）
総務企画部長 （中 谷 衛 君）	福祉環境部長 （高三瀦 晋 君）
産業建設部長 （本 田 聖 治 君）	産業建設部次長 （田 中 真 也 君）
教 育 長 （小 島 泰 治 君）	上下水道局長 （金 子 昌 宏 君）
総合医療センター事務部総務課長 （上 田 敬 祐 君）	総務企画部市長公室長 （鎌 田 みゆき 君）
総務企画部総務課長 （岩 井 浩 昭 君）	総務企画部地域振興課長 （柿 本 英 行 君）
総務企画部財政課長 （岡 本 夫美代 君）	

○議事日程 第5号

令和4年9月22日 午前10時開議

第1 議第65号 専決処分の報告及び承認について

専第13号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

第2 議第66号 水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第3 議第67号 水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について

第4 議第68号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

第5 議第69号 令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

第6 議第70号 令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

第7 議第71号 令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

第8 議第72号 令和4年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）

第9 議第73号 工事請負契約の締結について

第10 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

1 議第74号 令和3年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

1 議第75号 令和3年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

1 議第76号 令和3年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

1 議第78号 令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

1 議第79号 令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

1 議第80号 令和3年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

1 陳第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請の陳情について

1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

第11 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

午前10時0分 開議

○議長（牧下恭之君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（牧下恭之君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、令和4年7月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、平岡朱議員から、発言取消申出書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、議員派遣について提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

○議長（牧下恭之君） この際、お諮りします。

平岡朱議員から、さる9月14日の本会議における発言の中で、不適当な発言があったので、水俣市議会会議規則第65条の規定により、発言取消申出書に記載した部分を取り消したい旨の申し出がありました。

この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって、平岡朱議員からの発言の取り消し申し出を許可することに決定しました。

発 言 取 消 申 出 書

令和4年9月14日の本会議における私の発言の中で、不適当な発言があったので取り消したいから、議会の許可を得たく、水俣市議会会議規則第65条の規定により申し出ます。

記

取り消すべき発言 別紙のとおり（別紙省略）

令和4年9月15日

水俣市議会議員 平 岡 朱

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

日程第1 議第65号 専決処分の報告及び承認について

専第13号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

- 日程第2 議第66号 水俣市ふれあいセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議第67号 水俣市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議第68号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第5 議第69号 令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議第70号 令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議第71号 令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議第72号 令和4年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議第73号 工事請負契約の締結について

○議長（牧下恭之君） 日程第1、議第65号専決処分の報告及び承認についてから、日程第9、議第73号工事請負契約の締結についてまで、9件を一括して議題とします。

順次、委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長小路貴紀議員。

（総務産業委員長 小路貴紀君登壇）

○総務産業委員長（小路貴紀君） ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第65号令和4年度水俣市一般会計補正予算第7号について申し上げます。

本案は、7月の大雨による災害復旧に伴い、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,550万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ155億1,799万1,000円とするものである。

補正の内容としては、第2款総務費に財政調整基金積立金、第10款災害復旧費に公共土木施設災害復旧費を計上している。

この財源としては、第21款市債をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、議第66号水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部改正に準じ、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、本案のように制定しようとするも

のであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

次に、議第67号水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

次に、議第68号令和4年度水俣市一般会計補正予算第8号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第2款総務費に、財政調整基金積立金、第5款農林水産業費に、県漁港改良事業負担金、第10款災害復旧費に、公共土木施設災害復旧費などを計上している。

これらの財源としては、第14款国庫支出金、第18款繰入金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整している。

このほか、債務負担行為の補正として、体育施設管理委託料外1件の追加を計上している。

また、地方債の補正として、災害復旧事業外1件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、歳入の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の用途は何かただしたのに対し、10月以降に実施するマイナンバーカード取得推進のための商品券配布に係る経費の一部への充当であるとの答弁がありました。

併せて、同臨時交付金が結果的にマイナンバーカード取得推進のための商品券配布に全額使われるのかただしたのに対し、その通りであるとの答弁がありました。

また、体育施設管理委託料の債務負担行為限度額を増額する理由をただしたのに対し、人件費の増額と燃料費の高騰が見込まれるためであるとの答弁がありました。

本議案については、討論があり、歳入のうち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、全額マイナンバーカード取得促進のために使われるとのことであったが、マイナンバーカードは任意での取得であるため、その取得を推進するための費用は必要ないので反対であるとの意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第73号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、生態系に配慮した渚造成整備（護岸その6）工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものである。

令和4年7月14日に条件付一般競争入札を実施し、契約金額1億9,646万円で岩井・永吉特定建設工事共同企業体と工事請負の仮契約を締結しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、工事期間についてただしたのに対し、令和4年9月29日から令和5年3月31日までであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（牧下恭之君） 次に、厚生文教委員長桑原一知議員。

（厚生文教委員長 桑原一知君登壇）

○厚生文教委員長（桑原一知君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会での審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

まず、議第68号令和4年度水俣市一般会計補正予算第8号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第2款総務費に、住民基本台帳事務経費、第3款民生費に、介護予防地域づくり事業などを計上している。

これらの財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第20款諸収入をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の対象施設についてただしたのに対し、ビハーラまどか、居宅介護事業所オハナ、グループホームこうらく、グループホームゆうゆうの4か所で、非常用自家発電設備の設置や老朽化に伴う施設大規模修繕等を行う予定であるとの答弁がありました。

また、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業の事業内容と実績、効果についてただしたのに対し、新型コロナの影響で収入が減少し、社会福祉協議会から貸付を受けてもなお困窮が続いている世帯に対し、1人世帯に6万円、2人世帯に8万円、3人以上世帯に10万円を給付する。実績は、1人世帯に5件、2人世帯に2件、3人世帯に1件給付をしている。事業の延長後に新規で1人世帯に2件給付しており、生活保護の受給には至らない世帯に対しての第2のセーフティネットとしての効果を果たしているとの答弁がありました。

また、在宅の障がい児者等の生活実態調査の調査方法及び調査結果の公表についてただしたのに対し、本調査は、障がい者施策の推進に向けた検討の基礎資料にするため、在宅の障がい児者や難病等の方の生活実態ニーズを把握することを目的に概ね5年ごとに実施している調査であり、調査方法としては、市から委託した調査員が調査地区内の世帯を訪問し、調査の趣旨等を説明し、対象者の有無を確認する。対象者がいる場合は、調査票の記入及び郵送による提出をお願いする。原則は本人の記入であるが、点字版の調査票や手話通訳者の派遣、代筆等、状況に配慮しながら行う。結果については、厚生労働省で集計を行い、ホームページに掲載するとのことであるとの答弁がありました。

本議案については討論があり、マイナンバーカードの取得はあくまで任意であり、制度的な信

用や利便性について国民の理解が得られないまま、ポイントで誘導するというやり方に納得できないため反対であるとの意見がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第69号令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ12万5,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ37億7,063万8,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、国保電算システムの改修に伴う委託料の増額、第5款保健事業費に、特定健康診査等事業費の減額を計上している。

これらの財源としては、第4款県支出金、第6款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第70号令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ65万5,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億6,446万円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、人件費の追加を計上している。

この財源としては、第3款繰入金、第5款諸収入をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第71号令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,647万7,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ39億8,597万円とするものである。

補正の主な内容としては、第6款諸支出金において、介護給付費等の確定に伴う国県支出金等返還金などを計上している。

これらの財源としては、第7款繰入金、第8款繰越金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第72号令和4年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、令和4年度水俣市病院事業会計予算第4条に定める資本的収入の額を1億492万6,000円増額して補正後の資本的収入の額を6億1,019万5,000円に、資本的支出の額を6,096万円増額して補正後の資本的支出の額を11億3,009万1,000円とするものである。

なお、資本的収支不足額に対しては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補てんすることとしている。

補正の内容としては、資本的収入及び支出において、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業に伴う補助金及び建設改良費の増額を計上、また、資本的支出において、令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業の事業費確定に伴う補助金返還金を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和4年9月16日

総務産業常任委員長 小路 貴 紀

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第65号	専決処分の報告及び承認について 専第13号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第7号）	承認	全員賛成
議第66号	水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第67号	水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第68号	令和4年度水俣市一般会計補正予算（第8号）中付託分	原案可決	賛成多数
議第73号	工事請負契約の締結について	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和4年9月16日

厚生文教常任委員長 桑 原 一 知

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第68号	令和4年度水俣市一般会計補正予算（第8号）中付託分	原案可決	賛成多数
議第69号	令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成

議第70号	令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第71号	令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第72号	令和4年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成

○議長（牧下恭之君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

平岡朱議員から議第68号について、藤本壽子議員から議第73号について、討論の通告があります。

これから順次、発言を許します。

初めに、平岡朱議員。

○平岡 朱君 日本共産党の平岡朱です。

私は、以下の理由から議第68号水俣市一般会計補正予算に反対いたします。

本補正予算には、マイナンバーカード取得推進のための商品券発行費用として、約3,050万円が計上されています。

この予算は、マイナンバーカード取得者にポイントを付与するマイナポイント第2弾が9月末で終了とされていたため、国のポイント付与期間終了後に申請した方に対し、マイナポイントの代わりに5,000円分の商品券を発行するというものでした。

しかし、一昨日、ポイントを付与する申請期限が9月末から12月末まで延長されることが発表されました。

政府は、2022年度末までにほぼ全ての国民のカード取得を目標に掲げていますが、現在の取得率が5割弱にすぎないことを受けての方針転換と思われます。

ポイントの恩恵を受けられなかった人に発行することとしていた商品券に係る費用は必要ないと考えます。

そもそもマイナンバーカードの普及事業は、国の委託事務です。国が、本事業を必要とするのであれば、その意義と正当性を自ら説明し、国民の理解を得ればよいことです。

これだけキャンペーンを張っているにもかかわらず、取得率が大きく伸びないのは、国民の理解が得られていないことの表れではないでしょうか。

市民の中には、カードの取得を希望していないにもかかわらず、何度も送られてくるカード普

及を促す手紙や、市の広報などを目にし、個人情報を出し出すことに不安があるが、やはりつくらなければいけないのだろうかと悩んでいる方がおられます。

しかし、大手広告代理店が49億円で請け負っているという、テレビCMや新聞広告は、カードをつくれれば、マイナポイントがもらえるというメリットばかりを強調し、こうした不安に答えていません。

国民の不安を解消する丁寧な説明を省き、安易に多額の税金を使って、ポイントで誘導するやり方には、一かけらの誠実さありません。

また、今朝の新聞記事によると、一部の交付金と地方交付税について、カードの取得率に応じて差をつけるとの報道がありましたが、このようなやり方で、マイナンバーカードの取得を進めるようなやり方に、甚だ疑問を感じます。

ましてや、実施主体でもない本市が、あくまで任意であるはずのカード取得を促すために、貴重な独自予算を使う正当性はなく、全く同意出来ません。

年金が減り、物価が高騰する中、市民にとって、5,000円の商品券は大変魅力です。

しかし、それが、マイナンバーカード取得と引換えでなければならないという設定は、何らかの理由で、マイナンバーカードを取得する意思のない市民にとっては不公平以外の何ものでもありません。税金の使い方として、非常に疑問を持ちます。

なお、7月臨時議会で、同事業に関わる予算に反対した際、それはほかの事業全てを認めないことになるとの指摘がありましたが、この指摘は全く当たらないということを申し述べます。

本事業予算を含む議第68号は、そもそも一括して採択する形をとられており、ほかの事業に賛成であっても、全体として反対せざるを得ないのは自明です。

であるからこそ、討論によって、その内容を明確にしております。

以上の理由から、本補正予算案の中のマイナンバーカード取得促進のための商品券発行費用については反対であり、議第68号については、改めて反対です。

議員の皆様方の賛同をお願いいたしまして、討論を終わります。

○議長（牧下恭之君） 次に、藤本壽子議員。

○藤本壽子君 無限21の藤本壽子です。

私は、議第73号工事請負契約の締結について、工事名、生態系に配慮した渚造成整備（護岸その6）工事について、反対の立場で討論いたします。

さて、先日の台風14号の被害について、調査に行った折、茂道港に流れ着いた木材などの漂着ごみについて聞く機会があった。このごみは、水俣の山から茂道の川に流れてきたものもあるが、出水の広瀬川からなども漂着してくると聞き、改めて、川との繋がりを感しました。

また、今議会では、恋路島の活用について、利活用への質問がありましたが、秋には、熊本の

自然観察をされる方々の来訪があると聞いています。

水俣湾は、太古より、紫尾山からの湧水、そして、この豊かな自然林を持つ島からたくさんの魚たちが湧き出てくるようなところであったと想像します。

私は今でも、この魚わく海を取り戻すための施策が必要であると思っています。

10年ほど前、水俣市の自然海岸はどれぐらいあるのかと質問をしたとき、答弁では、50%ということでした。言い換えると、半分しかないということです。

今議会で、日本の食料自給率や水俣での食料自給の取組への提案がありました。

先進国の食料自給率と比較しても、日本は低迷しており、地球温暖化と海外情勢の変化を見る時、言われ続けてきた食料の増産は、死活の問題ではないかと改めて思うところがあります。

そんな中、最も問題なのは、日本の漁業の現状であり、話にならないと漁業関係者から聞きました。輸入した魚が、スーパーなどでは、幅をきかせています。

ここに2枚の写真がございます。20年前の水俣の魚市場の写真、大変にぎわっています。

そして、2枚目は、現在の水俣市の漁業市場のこの閑散たる様子、これは後で見ていただきたいと思いますが、たった水揚げをする人は5名ほどしかおられません。本当に寂しくなるほどの減少です。漁業関係者の人に、今でも水俣湾にはたくさん魚がいるのではないですか、漁業者が少なくなったのではないですか、というふうに問いました。

「いやあ、やはり干潟が少なくなってな、魚が少なくなったというほうが先だと思う。漁師として魚をとるということ、そのことにうまみがなくなった。」という感想を聞きました。

少し長くなりますが、水産庁監修、日本の水産業によると、日本の漁獲量は、現在329万トンです。かつての世界一の水産大国が、現在では、世界8位であり、30年前から半減、諸外国に比較し、大きく衰退した、この衰退の原因は、地球温暖化など、様々な要因をあげられてきましたが、もちろんそればかりではありません。要因の一つに、水俣にも関わることだが、内水面や汽水水域の水産資源が、ほぼ壊滅状態にある。根本的解決はなく、社会的に忘れられ、対症療法的な施策は多少行われているが、解決、解明の努力はほとんどない。内水面資源の壊滅的状况は、沿岸、沖合の長期的減少傾向にあることが問題の核心にあると述べています。当該水域の環境悪化による干潟の減少、そして、護岸の工事、生態系劣化を強く示唆しています。

一時期、水産予算は、土木予算とまで言われ、その現状を、学者や漁業者が批判をしてきました。そのような世論もあったが、もはやそれにも無関心という状況があります。これが根本的に、沿岸漁業の衰退となっている。

そして、水産庁の問題提起としては、これらの根本的諸原因を特定し、その対処方法を丁寧に明らかにすることが必要であると指摘しています。

長々と論じてまいりましたが、私は従前から述べておりますように、この請負工事について

は、懸念があります。

汽水域、つまり、河川水と海水が接触する混合する部分の埋立てについては、その海域への環境汚染と漁業資源への影響が大きいと考え、この工事については反対であります。

また、埋立てによる土地利用の具体的計画はなく、34億円という埋立て費用についても納得がいきません。

加えて、市民からは、国土交通省に対し、公有水面埋立許可の取消しを求める行政不服審査請求が提出されています。

山から川、地域の環境を守りながら、真の農業、漁業の推進を願いたい。

以上、私の反対討論を終わります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（牧下恭之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第65号専決処分の報告及び承認についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり承認しました。

○議長（牧下恭之君） 次に、議第66号水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議第67号水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括して採決します。

本2件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本2件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（牧下恭之君） 次に、議第68号令和4年度水俣市一般会計補正予算第8号を採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、電子表決システムに

より採決します。

本件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本件を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は、電子表決システムで賛成のボタンを押してください。

(賛成の議員は賛成ボタンを押す。)

○議長(牧下恭之君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) ボタンの使用を終了します。

賛成多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長(牧下恭之君) 次に、議第69号令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号から、議第72号令和4年度水俣市病院事業会計補正予算第2号まで、4件を一括して採決します。

本4件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本4件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 異議なしと認めます。

したがって本4件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長(牧下恭之君) 次に、議第73号工事請負契約の締結についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、電子表決システムにより採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は、電子表決システムで賛成のボタンを押してください。

(賛成の議員は賛成ボタンを押す。)

○議長(牧下恭之君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) ボタンの使用を終了します。

賛成多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

日程第10 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 議第74号 令和3年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 1 議第75号 令和3年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について
- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 議第76号 令和3年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 1 議第78号 令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 1 議第79号 令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 1 議第80号 令和3年度水俣市介護保険特別会計決算認定について
- 1 陳第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請の陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（牧下恭之君） 日程第10、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和4年9月16日

総務産業常任委員長 小 路 貴 紀

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

記

事件の番号	件 名	理 由
議第74号	令和3年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	慎重審査を要するため
議第75号	令和3年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和4年9月16日

厚生文教常任委員長 桑 原 一 知

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

記

事件の番号	件 名	理 由
議第76号	令和3年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	慎重審査を要するため
議第78号	令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第79号	令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第80号	令和3年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
陳第3号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請の陳情について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和4年9月15日

議会運営委員長 岩 村 龍 男

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第11 議員派遣について

○議長（牧下恭之君） 日程第11、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び水俣市議会会議規則第167条の規定により下記のとおり議員を派遣する。

記

- 1 第280回熊本県市議会議長会出席

派遣目的 熊本市議会議長会に出席し、地方自治の確立と都市の興隆発展を図る。
派遣場所 人吉市
派遣期間 令和4年10月12日(水)～13日(木) 2日間
派遣議員 谷口明弘議員
経 費 既決予算の中から支出

○議長（牧下恭之君） お諮りします。

議席に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって議席に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

○議長（牧下恭之君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで令和4年第5回水俣市議会定例会を閉会します。

午前10時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 牧 下 恭 之

署名議員 木 戸 理 江

署名議員 岩 村 龍 男

令和4年9月第5回水俣市議会定例会（9月1日～9月22日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備考
議第65号	専決処分の報告及び承認について 専第13号 令和4年度水俣市一般会計補正 予算（第7号）	9月1日	総務産業	9月22日 承認	
議第66号	水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	9月1日	総務産業	9月22日 原案可決	
議第67号	水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正す る条例の制定について	9月1日	総務産業	9月22日 原案可決	
議第68号	令和4年度水俣市一般会計補正予算（第 8号）	9月1日	各 委	9月22日 原案可決	
議第69号	令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計 補正予算（第2号）	9月1日	厚生文教	9月22日 原案可決	
議第70号	令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補 正予算（第2号）	9月1日	厚生文教	9月22日 原案可決	
議第71号	令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算 （第2号）	9月1日	厚生文教	9月22日 原案可決	
議第72号	令和4年度水俣市病院事業会計補正予算（第 2号）	9月1日	厚生文教	9月22日 原案可決	
議第73号	工事請負契約の締結について	9月1日	総務産業	9月22日 原案可決	
議第74号	令和3年度水俣市水道事業会計決算認定及び 剰余金処分について	9月1日	総務産業	9月22日 継続審査	
議第75号	令和3年度水俣市公共下水道事業会計決算認 定について	9月1日	総務産業	9月22日 継続審査	
議第76号	令和3年度水俣市病院事業会計決算認定及び 剰余金処分について	9月1日	厚生文教	9月22日 継続審査	
議第77号	令和3年度水俣市一般会計決算認定について	9月15日	一般会計 決算特別	9月22日 継続審査	
議第78号	令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計 決算認定について	9月15日	厚生文教	9月22日 継続審査	
議第79号	令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計決 算認定について	9月15日	厚生文教	9月22日 継続審査	
議第80号	令和3年度水俣市介護保険特別会計決算認定 について	9月15日	厚生文教	9月22日 継続審査	

〔報告〕

番 号	件 名	報告月日
報告16号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	9月15日

〔継続調査〕

件名	提案月日	付託委員会	結末	備考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	9月22日	総務産業	9月22日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	9月22日	厚生文教	9月22日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	9月22日	議会運営	9月22日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
陳第3号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請の陳情について	水俣市汐見町 2丁目3-37 高木 実	厚生文教	6月2日	9月22日 継続審査